

豊橋創造大学短期大学部 自己点検・評価報告書

令和 8 年 8 月

目次

自己点検・評価報告書	3
1. 自己点検・評価の基礎資料	4
2. 自己点検・評価の組織と活動	11
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	15
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	15
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	15
[テーマ 基準Ⅰ-C 社会貢献]	22
[テーマ 基準Ⅰ-D 内部質保証]	25
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	30
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	30
[テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果]	41
[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]	45
[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]	49
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	60
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	60
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	65
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	68
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	73
【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】	79
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営]	79
[テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営]	81
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	82
[テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表]	83

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、豊橋創造大学短期大学部の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 8 年 8 月 5 日

理事長

伊藤 晴康

学長

伊藤 晴康

ALO

田原 数哲

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

< 学校法人の沿革 >

明治 35 年 4 月 8 日	伊藤卯一が現在の八町通三丁目に豊橋裁縫女学校を設立
昭和 2 年 10 月	文部大臣より財団法人として認可を受ける
昭和 6 年 9 月 4 日	校名を豊橋高等裁縫女学校と改称
昭和 7 年 9 月 1 日	現在の豊橋市老松町に校舎を移転拡張
昭和 10 年 11 月 5 日	旧実業学校令により校名を豊橋高等家政女学校と改称
昭和 21 年 3 月 28 日	旧高等女学校令により校名を豊橋藤花高等女学校と改称
昭和 23 年 3 月 31 日	学制改革により校名を藤ノ花女子高等学校と改称
昭和 26 年 2 月	学校法人として組織変更の認可を受ける

< 短期大学の沿革 >

昭和 58 年 4 月 1 日	豊橋短期大学開学 (入学定員：幼児教育科 100 人、秘書科 100 人)
昭和 60 年 12 月 25 日	秘書科の期間を付した入学定員の増加に係る学則変更認可（平成 11 年度まで入学定員 100 人増）
平成 2 年 12 月 21 日	豊橋短期大学経営情報科設置認可（入学定員 100 人）
平成 3 年 4 月 1 日	経営情報科（男女共学）開設（入学定員 100 人）
平成 3 年 12 月 20 日	経営情報科の期間を付した入学定員の増加に係る学則変更認可（平成 11 年度まで入学定員 80 人増）
平成 8 年 4 月 1 日	豊橋創造大学開学（入学定員 経営情報学部 180 人（+臨時定員 80 人）） 豊橋短期大学を豊橋創造大学短期大学部に名称変更するとともに以下のとおり定員を変更 幼児教育科 80 人、秘書科 70 人（+臨時定員 100 人）
平成 9 年 3 月 31 日	短期大学部経営情報科廃止
平成 10 年 4 月 1 日	短期大学部秘書科を同実務教育科に名称変更
平成 14 年 4 月 1 日	短期大学部専攻科福祉専攻（入学定員 20 人）開設
平成 15 年 4 月 1 日	短期大学部幼児教育科を同幼児教育・保育科に名称変更、及び以下のとおり定員を変更。幼児教育・保育科 100 人、実務教育科 150 人、専攻科福祉専攻 20 人
平成 16 年 9 月 16 日	短期大学基準協会よりキャリアプランニング科が地域総合科学科の適格認定を受ける
平成 16 年 11 月 17 日	厚生労働大臣より短期大学部キャリアプランニング科フードコーディネーターコースが調理師養成施設として指定を受ける
平成 16 年 12 月 17 日	豊橋創造大学短期大学部が日本フードコーディネーター協会より認定校の認可を受ける
平成 17 年 4 月 1 日	キャリアプランニング科開設（実務教育科は募集停止）

	入学定員 150 人
平成 19 年 2 月 27 日	短期大学部キャリアプランニング科と愛知大学短期大学部との単位互換協定を締結
平成 20 年 3 月 13 日	短期大学基準協会より短期大学評価基準に適格と判定される
平成 21 年 4 月 1 日	短期大学部キャリアプランニング科の定員を変更 入学定員 130 人
平成 26 年 4 月 1 日	短期大学部専攻科医療情報専攻（入学定員 15 人）開設
平成 27 年 3 月 13 日	短期大学基準協会による大学機関別認証評価を受審し、協会が定める短期大学評価基準に適格と判定される
平成 30 年 4 月 1 日	短期大学部キャリアプランニング科の定員を変更 入学定員 60 人
平成 31 年 4 月 1 日	別科開設（入学定員 20 人）
令和 2 年 3 月 31 日	短期大学部専攻科医療情報専攻廃止
令和 4 年 3 月 11 日	大学・短期大学基準協会による令和 3 年度大学機関別認証評価を受審し、協会が定める短期大学評価基準に適格と判定される
令和 4 年 3 月 31 日	短期大学部専攻科福祉専攻廃止
令和 5 年 12 月 2 日	短大部創立 40 周年記念事業「とよたんの日」開催
令和 8 年 4 月 1 日	短期大学部幼児教育・保育科の定員を変更 入学定員 80 人

(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数

令和 8（2026）年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
豊橋創造大学	豊橋市牛川町松下 20-1	206	820	637
豊橋創造大学短期大学部	豊橋市牛川町松下 20-1	160	300	163
藤ノ花女子高等学校	豊橋市老松町 109	650	1950	522

※大学：大学院含む、短大部：別科含む

(3) 学校法人・短期大学の組織図等

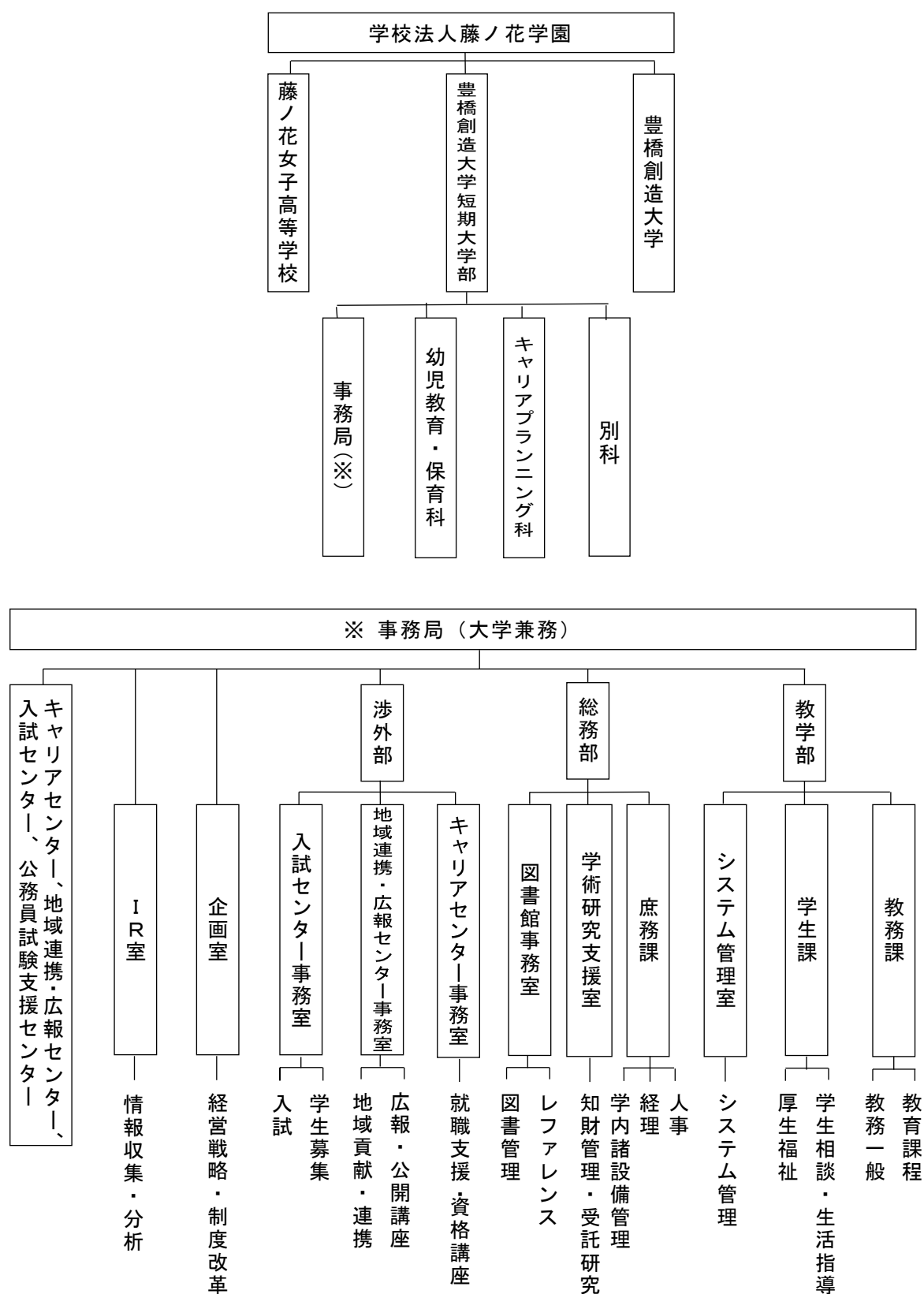
- 令和 8（2026）年 5 月 1 日現在

教員・事務職員数

※非常勤教員は助手を含む。

区 分	人 数
専任教員	16
非常勤教員	28
専任事務職員	6
非常勤事務職員	5

・ 組織図



なお、別に事務組織は設けないが、「職」として IR 管理者及びアドミッション・オフィサーを設置する。

(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

- 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）
- 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

愛知県及び豊橋市の人口動向 ※令和3年から令和7年までの5年間

地域	令和3年 (2021)年	令和4年 (2022)年	令和5年 (2023)年	令和6年 (2024)年	令和7年 (2025)年
愛知県	7,522,484	7,489,040	7,475,630	7,465,250	7,453,803
豊橋市	372,604	370,761	368,686	366,089	363,320

学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合 ※令和4年から令和8年までの5年間

地域	令和4 (2022) 年度		令和5 (2023) 年度		令和6 (2024) 年度		令和7 (2025) 年度		令和8 (2026) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
愛知	128	72.3	71	79.8	128	72.3	71	79.8	141	88.7
静岡	48	27.1	16	18.0	48	27.1	16	18.0	18	11.3
岐阜	1	0.6			1	0.6				
三重			1	1.1			1	1.1		
その他			1	1.1			1	1.1		

豊橋創造大学短期大学部在籍者の出身地 ※令和7（2025）年度

都道府県	幼児教育・保育科			キャリアプランニング科			合計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
静岡県		10	10	0	12	12	0	22	22
愛知県	8	64	92	0	62	62	8	146	154
総計	8	94	102	0	74	74	8	168	176

豊橋市は愛知県下第5位の人口規模の都市であり、令和7（2025）年度調査の総人口は、363,320人となっているが、出生数や景気等の影響もあり平成21（2009）年5月の384,914人をピークに今年度も減少している。

また、愛知県の人口は、745万3803人となり、1年間で1万1447人減少（△0.15%）し、6年連続の減少となっている。地域別にみると、尾張地域、西三河地域及び東三河地域の3地域全てにおいて減少となっている。

市町村で人口が増加したのは、名古屋市を始め 11 市町で、増加率は岩倉市(0.71%)が最も高く、次いで日進市(0.39%)、長久手市(0.37%)の順となりました。一方、人口が減少したのは、豊橋市を始め 43 市町村で、減少率は東栄町(△4.12%)が最も高く、次いで豊根村(△3.71%)、南知多町(△2.12%)の順となっている。

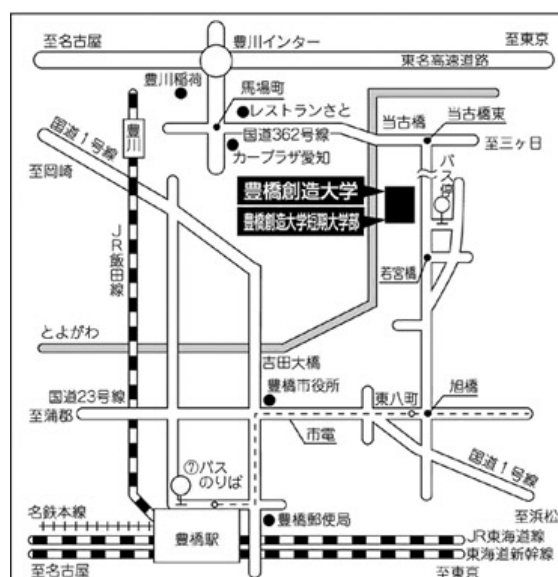
本学は、本学が所在する豊橋市を中心に東三河地域や静岡県西遠地区からの入学者が約 9 割を占めている。こうした入学動向の中、愛知県や豊橋市、そして 18 歳人口の減少も進んでおり、入学者の減少傾向に歯止めがかからず、定員充足率が下がっている。

地域における大学の所在は、単なる教育機関の設置にとどまらず、地方創生、人材育成、産業振興の中核として極めて重要な意味とニーズを持っている。具体的には、「知と人材の集積拠点」として、地域の課題解決や持続可能な発展を支える役割が期待されている。こうしたことを踏まえ、本学としては、今後も地域のニーズに応え、改革改善を行うことは勿論であり、近隣大学の新設や改組、校舎の駅近隣への移転等による学生募集事情の変化や学納金の推移、奨学生制度にも注視し、本学として対応していきたいと考えている。

短期大学所在の市区町村の全体図



JR 豊橋駅より豊橋創造大学短期大学部までの案内図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

【基準Ⅱ：教育課程と学生支援】

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
〔テーマ A 教育課程〕 シラバスの一部に欠席、遅刻、早退は減点の対象とする記述があり、改善が望まれる。
(b) 対策
令和 2（2020）年度版シラバスには、一部該当する記述が残っていたが、令和 3（2021）年度版以降では、そのような記述は行っていない。
(c) 成果
学生に対して、さらに厳正な成績評価を行えるようになった。

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
〔テーマ B 学生支援〕 受講生の多い 1～2 科目で授業評価アンケートを実施しているが、授業形態や受講者数によって授業改善の内容は異なってくるので、担当するすべての科目で実施することが望まれる。
(b) 対策
全学同様の授業評価アンケートを実施しているため、短期大学部のみすぐに変更は難しいが、令和 3（2021）年度から教務委員会・全学 FD 委員会での検討事項となっている。令和 5（2023）年度から専任教員には、同一科目で 2 クラス開講の授業ではどちらもアンケートを実施することとした。
(c) 成果
令和 5 年度（2023）年度は実施するクラスを増やした。

【基準Ⅲ：教育資源と財的資源】

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
〔テーマ D 財的資源〕 余裕資金はあるものの学校法人全体及び短期大学部門で過去 3 年間、経常収支が支出超過となっている。策定した改善計画に基づいて財務状況の改善に取り組むことが望まれる。
(b) 対策
支出抑制のための組織的取組や予算管理の徹底等を図る一方で、学納金の増収に向けた学生募集方策を早急に具体化し、実行する。
(c) 成果
具体的な成果には、まだ至っていない。

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
〔テーマ D 財的資源〕 短期大学全体の収容定員充足率が低いので、改善に取り組むことが望まれる。
(b) 対策
これまで以上に教育研究活動の充実に努め、在学生・卒業生の満足度向上に取り組む。令和

4（2022）年度は、在学生の意見を聴取しながら、体育・文化ホール 1F カフェテリア、ミーティングコーナー、女子トイレに隣接してパウダールームを設置するなど、施設改修に取り組んだ。地域密着型の実学志向の短大としての存在感を高めるため、幼児教育・保育科及びキャリアプランニング科の魅力を積極的に地域へ発信する。豊橋市の子育て支援事業の一つである「つどいの広場」を本学で実施できるようにし、学生が子どもと触れ合う機会を多く持てるようにした。その他、両科ともに、まちなか図書館や親子が集まる子育て支援施設等でセミナーの実践活動を取り入れることで、知名度をあげられるように取り組んだ。またオープンキャンパスを活用した育成型入試を実施するなど、学生募集方策を早急に具体化・実行した。また、地域住民が大学名を目にする機会を増やすように、令和 5（2023）年度は短期大学部が 40 周年を迎え、様々な記念事業を実施した。
(c) 成果
具体的な成果には、まだ至っていない。

② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
〔テーマ B 学長のリーダーシップ〕 ○指摘事項：評価の過程で、教授会規程に定める審議事項のうち教育課程の改定等について教授会の意見聴取が行われていないという問題が認められた。当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、教授会規程に基づき適切な教学運営に取り組まれない。 ○指摘された時点での対応：本学の運営幹部会、教授会については学則第 38 条及び教授会規程に基づき運営しているが、教授会規程第 8 条に定める審議事項のうち、教育課程の改定等は、各科と教務委員会で十分審議（意見聴取）された結果を運営幹部会の審議事項としてきたため、教授会の場合において、改めて審議されてこなかった実態があった。そのため、指摘された時点の令和 4（2022）年 1 月教授会において、令和 4（2022）年 1 月以降は、教育課程の改定等に関する事項は教授会規程第 8 条に基づき教授会において審議す

ることと、教育課程の改定等に伴い学則の変更がある場合は、学則の定めにより運営幹部会でも審議を行うことを改めて審議・承認し、機関別評価結果の判定までに改善した。
(b) 改善後の状況等
教授会規程に基づき、適切な教学運営に取り組んでいる。

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和 7（2025）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

本学では、平成 19（2007）年 2 月 15 日文部科学大臣決定による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26（2014）年 2 月 18 日改正→令和 3（2021）年 2 月 1 日改正）にもとづき、関連規程（豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部における公的研究費の管理・監査体制に関する規程）の整備や責任体系を構築した。

事務手続きに関する研究者及び事務職員の権限と責任の明確化については、学則に職員の職務を定義していることにより理解を共有している。公的資金が原資であるため、1 万円以上の執行にあたっては、金額の多寡に関わらず支出行為何を経て事務局発注とするように努めている。また、納品時には事務局窓口で検収する体制をとっている。

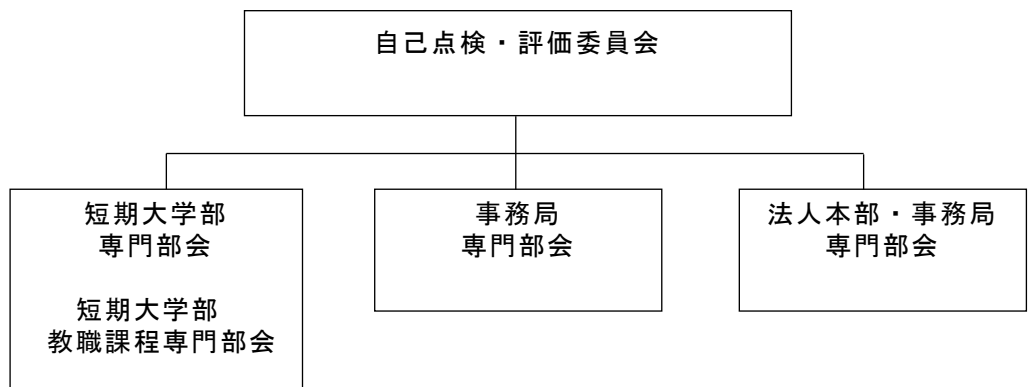
公的研究費を管理する専門委員会等の組織はないが、監理・監査体制として最高監理責任者・統括管理責任者・コンプライアンス推進責任者を置き、定期的に所属員の教育や啓発活動を行っている。適正な執行を確保できるよう日々の決裁や報告で不備や疑問があればその都度指摘するなど、チェックは十分機能している。

2. 自己点検・評価の組織と活動

- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

学校法人藤ノ花学園自己点検・評価委員会は、理事長、学長、副学長、図書館長、研究科長、学部長、学科長、科長、別科長、IR 管理者、事務局長及び法人事務局長並びに規程第 5 条に定める専門部会の部会長によって構成されている。

■ 自己点検・評価の組織図



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

自己点検・評価の組織は次表のとおり、自己点検・評価委員会と自己点検・評価委員会専門部会に分かれ、後者は更に教学部門と法人部門に分かれている。（表Ⅰ－A－①参照）

表Ⅰ－A－①自己点検・評価組織図

令和 7（2025）年度自己点検・評価委員会

自己点検・評価委員会	委員長：船井 純平 理事長、学長、副学長、図書館長、大学院健康科学研究科長、保健医療学部長、経営学科長、理学療法学科長、看護学科長、幼児教育・保育科長、キャリアプランニング科長、別科長、IR 管理者、短大部 ALO、事務局長、教学部長、法人事務局長、専門部会長、企画室長 （事務担当：総務部）		
自己点検・評価委員会専門部会	教 学 部 門	大 学 専 門 部 会	大学院専門部会長 後藤 勝正 ・金井 章 ・蒔田 寛子 大学専門部会長 船井 純平 ・後藤 勝正 ・小竹 伴照 ・上原 衛 ・藤井 徹也 ・金井 章 ・蒔田 寛子 ・見目 喜重 ・富田 秀仁 ・鈴木 知代 ・今井 正文 ・三輪多恵子 ・山口 満
		短期大学部 専 門 部 会	短期大学部専門部会長 田原数哲(ALO) ・岡本 雅子 ・井中 あけみ ・杉山 和恵 ・加藤 克俊 ・花岡 幹明 ・伊藤 圭 一 ・矢島 明彦 ・辰巳 智行
		短期大学部 教 職 課 程 専 門 部 会	短期大学部教職課程専門部会長 岡本 雅子 ・朝元 尊 ・井中あけみ ・杉山 和恵 ・加藤 克俊 ・鈴木 順子 ・葛谷 潔昭 ・大矢 龍矢

		事務局 専門部会	<u>事務局専門部会長 吉原 郁仁</u> ・佐々木 令 ・平松 靖一郎 ・遠山 直人 ・綱島 剛 ・伊藤 康裕 ・木藤 政美 ・辰巳 智行 ・富安 奈々 ・山下 芳輝 ・中島 慶子 ・岡田 直美
	法人 部門	法人本部 事務局 専門部会	<u>法人専門部会長 伊藤 貴章</u> ・伊藤 貴章 ・伊藤 晴康

自己点検・評価委員会は隔月（偶数月）第 1 水曜日の運営幹部会後に開催され、各専門部会より報告・提案がなされ、次年度「自己点検・評価報告書」の作成の立案や中期計画の検討等が行われている。短期大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価の周期性を含む体制が整備されている。令和 7（2025）年度自己点検・評価委員会の開催月日と主な議題は表 I-A-②の通りである。また、内部質保証推進会議の開催日時と主な議題は表 I-A-③の通りである。

表 I-A-② 令和 7（2025）年度自己点検・評価委員会の開催月日と主な議題

開催月日	主な議題
(1) 4 月 2 日（水）	1) 令和 6（2024）年度自己点検・評価書の執筆ならびに法令等の遵守状況一覧の確認について(大学専門部会長) 2) 外部有識者による点検・評価及びそれに対する学科・科の対応・協議（委員長） その他 3) 令和 6 年度（2024）年度短大部自己点検・評価報告書の作成について（依頼）（短大部専門部会長）
(2) 8 月 6 日（水）	1) 令和 6 年（2024）年度自己点検・評価書の完成について（大学専門部会） 2) 令和 6（2024）年度短期大学部自己点検・評価報告書の完成について（短大部専門部会長） 3) 有識者による外部評価の実施について（委員長） 4) 次年度以降の自己点検評価について
(3) 10 月 1 日（水）	1) 有識者による外部評価の実施結果について 2) その他 各専門部会よりの課題・提言・報告等について

表 I-A-③ 令和 7（2025）年度内部質保証推進会議の開催月日と主な議題

開催月日	主な議題
(1) 10 月 29 日（水）	1) 令和 7（2025）年度提言事項案 2) 学修支援センターの活用について 3) その他 教学マネジメント会議の中での教育課程の編成に関する協議について

自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和7（2025）年度を中心に）

『令和7（2025）年度自己点検・評価報告書』完成までの活動記録

年	月	活動内容	担当及び対象
令和7 (2025) 年度	6～7月	春学期公開授業の実施	全教員対象
	5～8月	学生による授業評価の実施	教務委員会（全教員対象）
	9月7日	教育・学生生活改善会議	両学科
	8月～12月	学生満足度調査	IR室・全学生対象に実施
	7月30日	第1回FD講演会	全教員対象（含・出席可能な職員）
	8～9月	「自己点検・評価報告書」外部評価の受審	短期大学部両学科
	8月5日	第1回合同SD研修会	全教職員対象
	10月	教育研究情報登録システムへの登録作業	全専任教員
	10月29日	第2回FD講演会	全教員対象（含・出席可能な職員）
	11月～12月	秋学期公開授業の実施	全教員対象
	12月26日	第2回SD研修会	全教職員対象
	12～1月	学生による授業評価の実施	教務委員会（全教員対象）
	12月～ 2026年2月	令和6（2024）年度学修行動調査	全学生対象に実施
	3月18日	卒業生満足度調査	卒業生対象に実施
令和8 (2026) 年度	4月22日	自己点検・評価報告書分担・予定の提示（教職員）	事務局・短大部専門部会
	4月	ティーチング・ポートフォリオ提出	全専任教員⇒両学科長
	5月20日	第1回原稿締切	短大部専門部会
	6月3日	第2回原稿締切	事務局・短大部専門部会
	6月10日	第3回原稿締切	事務局・短大部専門部会
	7～8月	『令和7年度版自己点検・評価報告書』編集・校正	短大部専門部会
	8月	『令和7年度版自己点検・評価報告書』完成	短大部専門部会・事務局

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

【テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神】

【区分 基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。】

＜区分 基準Ⅰ-A-1 の現状＞

学園の創立者・伊藤卯一の首唱した建学の精神「誠をもって勤儉譲を行え」は、本学創設以来 43 年が経過した現在も、脈々と受け継がれている。建学の精神にある「勤儉譲」の「譲」とは、「推譲」を意味する。これは、勤勉と節約によって得たゆとりを自分の為だけでなく、社会貢献のために活かすことを教えている。また、豊橋創造大学短期大学部学則第 1 条には、「教育基本法及び学校教育法にのっとり」という文言が含まれている。また、法人寄附行為にも同様の記述がある。従って本学の建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。

建学の精神は中長期計画の基本として明示し年度ごとに確認している。また、新採用の教職員には、建学の精神と教育目標の解説を記載した資料を理事長より手渡して説明し、その主旨を確認している。学生達には入学式・卒業式においては学長・理事長の式辞により、また各科においてはオリエンテーション、ガイダンス、セミナー等で教員からの講話により、その意義を理解し実践することが求められる。また、幼児教育・保育科「保育者のライフデザイン」及びキャリアプランニング科「キャリアプランニングⅠ」の中で 1 コマを学長が担当し、建学の精神に関する講義を行っている。

また、建学の精神は、履修案内・SCHEDULE BOOK・各種大学案内、本学ウェブサイト等に記載されており、広く建学の精神の発信に努めている。さらに、学内の目に触れやすい各所にもこの精神が墨書掲額され、解説文も併せて掲示されている。

＜テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の課題＞

建学の精神について、絶えず現代の視点からその意義を再確認する必要がある。

＜テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の特記事項＞

特になし。

【テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果】

【区分 基準Ⅰ-B-1 教育目的・目標を確立している。】

＜区分 基準Ⅰ-B-1 の現状＞

①幼児教育・保育科

短期大学設置基準第 2 条に従い、学則 3 条第 2 項に幼児教育・保育科の教育目標を

定めている。建学の精神に基づいた教育目標は、「豊かな感性と高い専門職意識、時代の変化に適応できる柔軟性や実践力を兼ね備えた保育者の育成を目標とする。」として明示され確立されている。

教育目的・目標の学内外への表明は、『学生募集要項』への記載や本学公式ウェブサイトで「教育目標」「教育方針（三つのポリシー）」として公開している。在学生に対しては、毎年発行する『履修案内』の冒頭に明記し、ガイダンスでの周知徹底を図っている。新入生に対しては、1年次春学期に開講されている「保育者のライフデザイン」の第1回目の講義で、本科の教育目的や教育目標について講義する時間を組み込んでいる。さらに「保育者のライフデザイン」では学長による「建学の精神」の講話があり、建学の精神に基づいた教育目的・目標であることを入学当初に理解できる仕組みにしている。

教育目的・目標の達成状況の把握については、学園システム UNIPA にて履修状況、成績、単位取得状況、GPA 推移が随時確認できるようになっている。また、「授業評価アンケート」や「満足度調査」、「卒業時アンケート」などの結果を通して、学生自身が達成状況をどのように感じているかについても把握している。教育目的・目標の達成状況の評価については、必要に応じて科会で教育目的・教育目標について議論を行い、教員間の共通理解を図り、教育目的・教育目標の点検できる体制を敷いている。また、毎年の自己点検・評価報告書を基に、自己点検・評価委員会で検証される。さらに内部質保証推進会議から短期大学部、または各科に提言があり、それに対して回答することで評価の PDCA サイクルが確立しており、大学として組織的に評価・改善活動を行っている。

本科の教育目的・目標に基づいた人材養成の点検であるが、地域の園への実習訪問・指導の際に、各園で聞き取り調査を行っている。また、本年も幼保連携型認定こども園明照保育園に外部評価をお願いし、客観性の担保を計っている。さらに、隔年で実習関係の懇談会を開催し、可能な限り地域の要望を吸い上げ、科会等で定期的に協議・検討している。

このような定期的な点検の結果を受け、令和 2（2020）年に教育目標を改訂した。また、非常勤教員を含むすべての教員が次年度のシラバスを書く際に、カリキュラム・チャートやカリキュラム・マップを再点検することになっている。その際、本科のカリキュラム全体を見渡し、その中で自分の担当科目が占める位置を確認している。教務委員がシラバスを点検・確認し、最終的には、科長が全科目のシラバスを点検・確認している。

②キャリアプランニング科

短期大学設置基準第 2 条に従い、学則 3 条第 2 項(2)にキャリアプランニング科の教育目標を定めている。建学の精神に基づいた教育目標は、「社会人として求められる教養やマナーを身につけさせると同時に、健全な職業観、就業意識を育成し、情報学を基盤として時代の要請に沿った職業的教育を施すことを目標とする。」として明示され確立されている。

教育目的・目標の学内外への表明は、『学生募集要項』への記載や本学公式ウェブサ

イトで「教育目標」「教育方針（三つのポリシー）」として公開している。在学生に対しては、毎年発行する『履修案内』の冒頭に明記し、ガイダンスでの周知徹底を図っている。新入生に対しては、1年次春学期に開講されている「キャリアプランニングⅠ」の合同講義で、本科の教育目的や教育目標について講義する時間を組み込んでいる。さらに「キャリアプランニングⅠ」の1コマに学長による「建学の精神」の講話が組み込まれており、建学の精神に基づいた教育目的・目標であることを入学当初に理解できる仕組みにしている。

教育目的・目標の達成状況の把握については、学園システム UNIPA にて履修状況、成績、単位取得状況、GPA 推移が随時確認できるようになっている。また、「授業評価アンケート」や「満足度調査」、「卒業時アンケート」などの結果を通して、学生自身が達成状況をどのように感じているかについても把握している。教育目的・目標の達成状況の評価については、必要に応じて科会で教育目的・教育目標について議論を行い、教員間の共通理解を図り、教育目的・教育目標の点検できる体制を敷いている。また、毎年の自己点検・評価報告書を基に、自己点検・評価委員会で検証される。さらに内部質保証推進会議から短期大学部、または各科に提言があり、それに対して回答することで評価の PDCA サイクルが確立しており、大学として組織的に評価・改善活動を行っている。

本科の教育目的・目標に基づいた人材養成の点検であるが、毎年、自己点検・評価報告書の外部評価に際し、意見交換を実施している。また、授業の外部講師や就職セミナー等で来訪される地元企業の方々からも聞き取りを行っている。これら情報については、科会等で定期的に協議・検討している。

【区分 基準Ⅰ-B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。】

＜区分 基準Ⅰ-B-2 の現状＞

本学では、「建学の精神」と短期大学部全体での教育理念・教育目標である「豊橋創造大学短期大学部は、教育基本法及び学校教育法にのっとり、文化の向上を目指し創造性豊かで人間味あふれる人格の形成と、新しい時代に適応する職業的教育を目的とし、人類の福祉に貢献し得る心身共に健全な社会の形成者を育成することをその使命とする。」に基づいて定めた各科の教育目標並びに卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）をもって学習成果としている。

幼児教育・保育科の学習成果は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）として、科の教育目的・目標に基づき以下のように定めている。

1. 保育に関する専門的な知識や技能を修得している
2. 保育者としての意欲・責任感・使命感を身につけている
3. 他者とコミュニケーションをとることができ、協働できる
4. 自他ともに大切にし、他者を思いやり受容できる

また、キャリアプランニング科の学習成果は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）として、科の教育目的・目標に基づき定めている。

1. 必修科目群からなる就業力育成コアユニットの学修により、社会人基礎力を養い、

汎用性のある一般事務能力を身につけている。

2. 一般教養科目の学修により、人間・社会・自然に対する理解を深め、幅広い教養を身につけている。
3. 自分で選択した専門ユニットにおける体系的学修と隣接分野を含む多様な学修とにより、応用のきく専門性を身につけている。

両科の学習成果に共通することは、実用的な知識・技能を修得し、実践する過程を通して人間性を高めることを企図している点であり、建学の精神の具現化と言える。

学生の学習成果は、以下の通り学内外に明確に表明している。まず、学内に向けてであるが、学生に配布している『履修案内』には卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）として学習成果を明記してある。各授業科目を紹介するシラバスには、科目の達成目標が明記されており、第 1 回目の授業において、学生に対して説明している。また、本学公式ウェブサイトで、「教育目標」と「教育方針（三つのポリシー）」、すべての開講科目のシラバスが公開されている。次に学外に対してであるが、本学の教職員は、高等学校教員向けの入試説明会、高校訪問、高校生向けの進学ガイダンス、オープンキャンパスなどを通し、機会ある度に学習成果について説明している。さらに幼児教育・保育科では、毎年 11 月開催の「青い空コンサート」「SOZO 展」にて学習成果を学内外に公表している。「青い空コンサート」については、今年度もイオンモール豊川との提携により、イオンホールでの開催となった。また、「青い空コンサート」に連携する形で、豊橋創造大学保健医療学部理学療法学科、経営学部経営学科の企画を前後に配置し、他学部他学科の学生同士の協働として学習成果を公にすることができた。「SOZO 展」は 11 月 17 日～11 月 26 日まで、例年通り学内ミーティングコーナーで開催し、その期間、学内外の方々に公開した。さらに、2 年生全員卒業必修としている「保育者のためのキャリアデザイン II」に於いて、子ども関連施設での活動を組み入れており、地域の要請に応えると同時に学生の実践力の向上と成長を促している。

キャリアプランニング科では、令和 3（2021）年度より、学園祭にて学科展示を行っている。そこでは『ゼミナール（2 年次必修科目・通年）』で行われるプロジェクト活動の成果報告を行っている。また、各授業科目における成果報告として、課題成果の展示や学生による授業内容を紹介するパネル等の発表・展示を行っている。プロジェクト活動については、例年大学ウェブサイトにおいても成果の掲載を行っている。

学生の学習成果は、学校教育法の短期大学の規定に照らして、成績評価がなされる半期ごとに科会で点検している。3 月初旬に実施している卒業認定会議は、2 年間の学習の集大成として学習成果を評価するものである。

短期大学部の組織として、学習成果の定期的な点検については、教務課・教務委員会が成績評価や資格取得、授業評価アンケートを担当している。学生課・学生委員会は学生満足度調査を担当する。キャリアセンター・就職委員会が就職先調査・卒業生調査を担当し、自己点検・評価委員会が全体な統括を行っている。これらすべてに科の教員が関わり、総合的に点検を行っている。

〔区分 基準Ⅰ-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。〕

＜区分 基準Ⅰ-B-3 の現状＞

①幼児教育・保育科

幼児教育・保育科では、「短期大学部の教育理念に則り、豊かな感性と高い専門職意識、時代の変化に適応できる柔軟性や実践力を兼ね備えた保育者の育成を目標とする」という教育目標から、三つの方針を導き出している。これらは学習内容、各科目間の関連や達成目標のベースとなるものであり、一体的に策定している。三つの方針は、大学公式ウェブサイトや「学生募集要項」、「履修案内」に掲載することで、学内外に表明している。

幼児教育・保育科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、科の教育目的・目標に基づき以下のように定め、これにより学習成果としている。

1. 保育に関する専門的な知識や技能を修得している
2. 保育者としての意欲・責任感・使命感を身につけている
3. 他者とコミュニケーションをとることができ、協働できる
4. 自他ともに大切にし、他者を思いやり受容できる

この卒業認定・学位授与の方針は、大学公式ウェブサイトや「履修案内」に掲載することで周知している。卒業要件、免許・資格の要件は「履修案内」に掲載されており、入学時の新入生ガイダンスはもちろん、新入生保護者会においても説明している。さらに、学期毎のガイダンス時に行う履修指導においても、都度確認している。卒業認定・学位授与の方針は、保育者として求められているものであり、社会的に通用性がある。

幼児教育・保育科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）であるが、建学の精神に基づいた教育目標「豊かな感性と高い専門職意識、時代の変化に適応できる柔軟性や実践力を兼ね備えた保育者の育成を目標とする。」を達成するため、次のように教育達成事項をまとめ、カリキュラムを構成している。

関心・意欲・態度

- 1.子どもについて自主的・継続的に学ぶ意欲があり、向上心が持てる。
- 2.保育・教育の制度や理念、職業としての意義を理解して、広い視野から自己の将来を展望できる。

思考・判断

- 3.子ども一人ひとりの内面に潜む感情や個性の芽生えに共感できる。
- 4.子どもの視点に立つ思考ができ、それに基づいた判断が行える。

技能・表現

- 5.乳幼児期の発達に応じた援助・指導をすることができる。
- 6.子どもの発達に応じた表現活動を実際に展開できる。
- 7.地域とのかかわりに関心を持ち、情報提供・発信を行える。

知識・理解

- 8.乳幼児期の発達特性や教育方法・技術の基礎について理解できる。

9.保育者・教育者である社会人としての一般教養を身につけ、他者を理解して協同作業ができる。

これによって編成された教育課程は、カリキュラム・マップで卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）との関連を明示している。地域密着型の短期大学である本学においては、学生の質の変化や社会のニーズへの対応は極めて重要であり、教育課程の点検と変更を続けている。それにより、平成 26（2014）年度に「茶道」を導入して以降、平成 27（2015）年度「フラワーアレンジメント」、「硬筆書道」、令和 2（2020）年度「ボランティア演習」、令和 3（2021）年度「子どもと絵本」、令和 4（2022）年度「手話入門」、令和 5（2023）年度「ポルトガル語」を新設している。その後、全学的な指針として学科横断的開講(共通)科目の設置が示され、短期大学部では、「ボランティア演習」、「手話入門」を両科共通開講科目とした。さらに令和 6 年度入学生より「防災安全講座」、「データサイエンス入門」を両科共通開講科目として新設している。教養科目の「防災安全講座」、「ボランティア演習」「手話入門」「データサイエンス入門」は地域未来創造プログラムというカテゴリーに区分し、「地域の未来を創造する」という学園の将来構想に基づいている。これは他の分野を学ぶ学生との交流を通じた学びや新しい時代に適応した学びを通して、地域の未来を創造する新しい時代の担い手の育成を目指すものであり、次年度はさらに「パフォーミング・アーツ」を新設する。

幼児教育・保育科の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）については、卒業認定・学位授与の方針を卒業時点での学習成果として定めているため、それを達成し得る入学者の要件として定めている。入学者受入れの方針については、大学公式ウェブサイトや「学生募集要項」により学内外に表明している。

- 1.保育者を目指す学修に必要な基礎学力を身につけている人
- 2.子どもに対する適切な愛情を持ち、教育・保育・福祉に興味・関心のある人
- 3.保育者になる熱意、意欲を継続的に持てる人
- 4.専門的な知識や技術を習得するために、努力ができる人
- 5.他者とコミュニケーションをとることができ、協力ができる人

また「学生募集要項」では、上記の入学者受入れの方針に加えて、高校時代に経験してほしい、学修してほしい内容についても説明している。

この入学者受入れの方針は入学前の学習成果を示すものであり、それは学力的な成績にとどまらず、部活動や特別活動、その他の経験についても評価するものであることを示している。

入学者受入れの方針については、高校ガイダンスや説明会、高大連携などの機会に意見を聴取できる体制をとっている。また、入試センターや広報委員会からの情報を科会で共有しており、点検、見直しを行っている。

②キャリアプランニング科

キャリアプランニング科では、学則第3条にある「短期大学部の教育理念に則り、社会人として求められる教養やマナーを身につけさせると同時に、健全な職業観、就

業意識を育成し、情報学を基盤として時代の要請に沿った職業的教育を施すことを目標とする」という教育目標から、建学の精神に基づいた三つの方針を関連付けて一体的に定めている。これらは、科内の議論をもとに原案を作成し、その後、教務委員会で検討の上、承認を受け、最終的には運営幹部会、教授会で決定されている。また、定期的な見直しや議論を全学的、並びに各科内にて行っている。

三つの方針は、大学公式ウェブサイトや「学生募集要項」、「履修案内」に掲載することで、学内外に表明している。

学位授与の方針は、ディプロマ・ポリシー（以下DPと記す）として明示している。本科のDPは、教育目的・目標と学習成果を踏まえて規定しており、その具体的内容として、卒業要件や成績評価の基準、資格取得の要件は、「履修案内」に明記している。また、シラバスには、科目ごとに、単位数、DPとの関連性、到達目標（資格取得に対応する場合は取得目標資格と要件）、成績評価・評価項目等を明記している。

地域総合科学科としての本科は、学生自らが専門分野を選び主体的に学ぶ教育体制をとっており、平成24（2012）年8月28日の中央教育審議会の答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」のサブタイトルが象徴的に表している方向性に合致しており、本科のDPは社会的に通用性のあるものである。また、本科のDPは、卒業時点での学習成果を焦点とする査定の仕組みと、PDCAサイクルが既述のようにDPを公開している点からも、社会的・国際的通用性がある。更に、大学全体として、また、学科として、定期的な点検を実施している。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー、以下CPと記す）は、本学ホームページで公開している。教育課程は、DPと整合性をとりながら体系的に編成しており、DPに対応する教育目的・目標を具体的な七つの内容に項目化し、それらの項目を網羅する形で体系的に授業科目群を配置している。また、CPと同様に、全学的及び学科として、定期的な点検を実施している。

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー、以下APと記す）は、教育目標とともに「学生募集要項」に記載し、学生の学習成果との対応を示している。また、すべての入試区分において出身学校長作成の調査書に対する評価・配点を「学生募集要項」に明記し、さらに、総合型選抜型及び推薦入試型においては、「アクティブシート」を選考評価としている。このAPに関しても、高大接続の観点から、上記DP及びCPと同様に、定期的な点検を実施している。特に、本科教員には、高大連携や入試広報・募集活動に携わる教員が多く、情報の共有や検討を科会にて行っている。

＜テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果の課題＞

①幼児教育・保育科

学生の質の変化への対応、多様な学生への対応は大きな課題であり、教員間の連携はもちろん、教職員間の連携、情報共有も極めて重要である。今年度導入した長期履修制度を活用し、一人ひとりの学生に適した学びを提供できるよう、今後も点検、見

直しは必要である。さらには高校教員との情報共有も含め、大学が目指す、きめ細やかな教育、指導を行うために、継続的に必要な方策を検討する。

また、人材養成の点で地域の要請に応えることに関しての課題は、各種研修会や委員会への教員の派遣や、実習訪問時のヒアリングなどを通して、地域特性や地域の要望を調査することが今後も必要となる。その際、常に新しい変化に対峙し、フレキシブルに対応することが、従来にも増して重要な課題となると考える。

②キャリアプランニング科

地域社会に密着した短期大学あり方を検討する上で、教育目標をはじめ、教育の質や成果について、高校や地元企業など、ステイクホルダー意向を取り込むことが重要と思われる。これまで、個別かつ散発的に、高大連携や企業担当者との接点から、情報収集や意見交換を行ってきたが、あたらたて、意見を集約し、協同的に取り組める場が必要と考えている。

3つのポリシーについては、これまで個々の論点に終始することが多く、改めて体系的な見直しや改善が必要である。今年度は、教育課程の適正に関する点検を行ってきた。その中で、アセスメントに関する規定を再度検討し、科目担当者への周知徹底を図る取り組みが課題として挙げられた。

＜テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果の特記事項＞

特になし。

【テーマ 基準Ⅰ-C 社会貢献】

【区分 基準Ⅰ-C-1 高等教育機関として地域・社会に貢献している。】

＜区分 基準Ⅰ-C-1 の現状＞

地域・社会への貢献活動について

本学は、次世代を担う創造性豊かな人材育成を目標として掲げている。この教育理念は、「地域」「職業教育」「人間教育」の3つの言葉に要約される。地域社会との連携のもとで、次世代を担うための職能教育を実践し、その過程において学生の人間的な成長を促すことが、基本的な教育理念である。このような教育理念に基づき、本学は、地域との連携に特に力を入れており、行政機関だけでなく、各種団体、企業、教育機関等と幅広く連携協定等を締結し、積極的に地域との連携を進めている。

本学の地域連携・広報センターでは、地域住民の方にも知識や教養に接する機会を提供することを目的に、これまでに豊橋市教育委員会連携講座「市民大学トラム」などを開講してきた。現在では、大学独自の取り組みとして、各種「講演会」や「講座」、「セミナー」、「研修」、「ワークショップ」、「交流事業」などを展開している。具体的には、豊橋市保健所と共催で開講している「カラダ喜ぶ健康講座」や、特定研修施設との連携講座として「家族で学ぼう健康講座」、「スポーツ傷害予防教室」、「健康科学セミナ

一」「看護セミナー」などを開講している。この他にも大学祭やイベントなど、地域住民を招いた企画も多数実施している。

また、卒業生や地域の専門職従事者を対象とした「リカレント講座」や「現任研修」にも取り組んでおり、地域で活躍されている方々のスキルアップにも寄与している。このほか、地域の課題解決に資するテーマを取り上げた「シンポジウム」を開催するとともに、本学教員が所属する学会の招致や開催支援にも取り組んでいる。

こうした取り組みの運営に当たっては、地域連携推進委員会・産学官連携推進委員会を毎月開催し、学部学科間の連絡・調整を図っている。また、事務組織として地域連携・広報センターを設置しており、組織的かつ計画的、継続的に地域・社会への貢献につながる活動を推進している。

以上の地域・社会貢献に関しては、大学ホームページに適宜公開するとともに、年に1回、「アニュアルレポート」を作成し公表し、社会に対する説明責任の遂行に努めている。

豊橋市との連携〔官学連携〕

本学と豊橋市は、包括的な連携・協力のもと、産業振興、生涯学習、文化、福祉、まちづくりなどの多様な分野で相互に連携・協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とした協定を締結している。この協定に基づき、多様な分野で積極的に事業展開している。

また、本学も参画する豊橋産官学連携推進会議では、豊橋市だけでなく、豊橋市内の他大学や豊橋商工会議所との連携・協力についても協議しており、地域の課題解決に向けた活動をいっそう強固なものとし、持続的な地域発展に貢献することをめざしている。

【連携実績】※抜粋

1. 豊橋市こども未来館ここにくいの連携
「SOZO こどもクッキング」の開催
「SOZO ふれあい広場」の開催
2. 豊橋市まちなか図書館との連携
まちなか図書館「おはなし会」の開催
3. 豊橋市こども未来部との連携
つどいの広場の学内招致・設置
つどいの広場「学生さんと遊ぼう！」の開催
つどいの広場「ミニ講座(子育てに役立つ知識を学ぶ)」の開催
4. 豊橋市都市計画部都市計画課との連携
「豊橋の景観さがし絵ボード」を活用した景観教育への取り組み
5. 豊橋市市民共創部市民協働推進課との連携
「豊橋市わかば議会」若者委員活動

サーラグループとの連携〔産学連携〕

本学は、地域の未来を創造する大学として、愛知県東三河・静岡県遠州地域を主な基盤とし、エネルギー（ガス・電力）、ハウジング、エンジニアリング、カーライフサポートなど、生活密着型事業を多角的に展開するサーラグループと連携協力協定を締結している。本協定に基づき、双方が有する人的・知的・物的資源を融合させ、地域の課題を解決に取り組む活動を推進している。こうした産学連携活動は、本学の掲げる、「地域」「職業教育」「人間教育」の理念を具現化する取り組みのひとつとして位置付けている。

【連携実績】※抜粋

1. リビングサーラとの連携

サーラグループのウェブサイト「くらすデザイン」への「健康」や「子育て」をテーマとしたコラム投稿(連載)

2. サーラプラザとの連携

SO GOOD LIFE FAIR に出展

3. emCAMPUS STUDIO との連携

SDGs ワークショップ「カレーの衝撃」の開催

イオンモール豊川との連携〔産学連携〕

本学は、豊橋創造大学とともにイオンモール豊川と相互の緊密な連携と協力を図り、地域社会の持続的な発展、および教育・研究と優れた人材育成に寄与することを目的に「産学連携協力に関する連携覚書」を締結し、以下5つの事項を連携の柱として活動を展開している。

【連携の目的（主要な5つの柱）】

1. 地域の活性化：東三河エリア初の大規模店という集客力を活かした魅力発信
2. 健康社会・福祉の推進：大学の医療系・福祉系知見の社会還元
3. 教育および人材育成：学生が社会や多様な年代と関わる実践の場の確保
4. 教育研究・調査等の機会確保：ゼミ、サークル、プロジェクト活動の成果発表
5. SDGs 活動に関する事項：持続可能な地域社会づくりへの共同貢献

【連携実績】※抜粋

1. SOZO 青い空フェスティバル

2. SOZO ファミリー健康フェスの開催

地域の健康を支える大学として、「健康づくり」に向けた課題と目標を見つけるイベントを毎年継続して開催している。

3. キッズドリームチャレンジの開催

子供たちのお仕事体験イベントとして、「幼児教育・保育職のお仕事」や「理学療法士の仕事」、「看護師の仕事」、「プログラマーの仕事」の分野について、毎年出展している。

ボランティア活動への取り組み

1. 鈴木亜由子杯穂の国・豊橋ハーフマラソンボランティア

本学が所在する豊橋市では、毎年3月に「鈴木亜由子杯穂の国・豊橋ハーフマラソン」が開催される。本大会は、本学キャンパスの周りがコースに設定されていることから、本学にとってもなじみ深い地域のスポーツイベントとなっている。大会運営にあたっては、コースの沿線に、「応急救護所」が多数設けられ、多くのボランティアスタッフが必要とされている。本学は、「地域の健康を支える大学」をスローガンの一つに掲げており、その理念のもと、毎年、多くのボランティアスタッフを募り、大会運営に協力している。

2. 豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部ボランティアネットワーク

本学では、学生が積極的にボランティア活動に関わることができる環境作りを推進している。この取り組みの一環として、本学に寄せられる様々なボランティア募集の情報を、自主的に登録した学生にメーリングリストで提供している。

また、正課教育として「ボランティア論」や「ボランティア演習」などの科目を開講し、学生がボランティア活動について体系的な学び、実際に活動を体験する機会を設けている。

さらに、地域連携・広報センターでは、連携・協力協定を締結している組織や団体から寄せられたボランティアスタッフ募集の案内について、地域連携推進委員会・産学官連携推進委員会を通じて、各科の教員にも周知し、協力を要請している。

以上のように、本学は、正課・課外を横断して、組織的なボランティア支援体制を整備し、学生の社会参加を促進するとともに、地域社会との協働を通じて地域貢献および人材育成に取り組んでいる。

<テーマ 基準 I-C 社会貢献の課題>

特になし

<テーマ 基準 I-C 社会貢献の特記事項>

特になし

[テーマ 基準 I-D 内部質保証]

[区分 基準 I-D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

<区分 基準 I-D-1 の現状>

本学では、学校教育法第109条及び学則第59条の規定に基づき、学校法人藤ノ花学園自己点検・評価委員会規程を定め、豊橋創造大学と合同で自己点検・評価委員会を設

置している。その設置の目的は同規程第 2 条に「教育研究水準の向上を図り、その設置目的及び社会的使命を達成するため、自己点検・評価の作業を総括する。」と規定されている。委員会の下部組織（実働部隊）として専門部会（教学部門、法人部門）を設置し、短期大学部では短期大学部専門部会と教職課程専門部会等の組織を整備している。

また、令和元（2019）年 2 月 1 日付けで「学校法人藤ノ花学園 内部質保証の方針」、「学校法人藤ノ花学園 内部質保証推進会議設置要綱」が制定され、同年度より学校法人藤ノ花学園内部質保証推進会議が設置された。この内部質保証推進会議は、自己点検・評価の中核としての役割を担うもので、外部評価による検証結果及び完成した「自己点検・評価報告書」をさらに点検・評価し、提言を示して改善結果の報告を求めるなどの活動を行っており、大学全体としての改革・改善に向けて PDCA サイクルを効果的に循環させている。

点検・評価を行うために、自己点検・評価委員会が中心となり、毎年度「自己点検・評価報告書」を作成し、定期的な点検・評価が行われている。この「自己点検・評価報告書」の作成業務は専門部会を中心に行われているが、各科の教育研究、各種委員会等の活動等を見直す機会となるため全ての教職員が主体的に関わっており、完成した報告書は Web サイトに公表し、冊子体にして適宜、必要に応じて配布している。

教員は主に自身の教育や研究について振り返る取組として、「教育研究情報登録システム」・「ティーチング・ポートフォリオ」を実施し、学生からの評価として「学生による授業評価アンケート」を実施し、自己点検できるようにしている。

また、教職員共に各委員会における業務を担い点検するため、学生に対しては「学生満足度調査」の実施や、卒業生の就職先については採用後の状況についての聴き取り調査を行うことで、PDCA サイクルを意識しながら点検・評価を実施している。

「教育研究情報登録システム」とは Researchmap と連動させた本学が独自で開発したシステムで、教育・研究・社会貢献・学内行政・各活動について各教員が自己申告し、自らを点検・評価するものである。全てウェブ上で行うことができ、入力が短時間ででき、効率化されている。これによって、各教員の仕事量の「可視化」ができ、各業務のエフォートのバランスを客観視して見直す機会となっている。

「ティーチング・ポートフォリオ」とは授業担当教員レベルで、教授内容について 1 回毎に授業内容を纏めた上でその振り返りと反省・課題の洗い出しを行い、授業の改善点を自らが発見しやすくするために記述していくものである。全教員が作成した内容について学科長がチェックし、各科の教員に必要な場合に助言している。

授業を点検・評価する FD 活動として、教員間の公開授業（春学期・秋学期）を実施している。この公開授業は専任教員だけに留まらず、非常勤教員にも授業を公開する形で実施している。終了後には、参観した教員が記録として FD シートを提出し、参観された側の教員はそれを基に自己点検・評価を行っている。

学生の意見を聴取する方法としては、先述した「学生満足度調査」のほか、「学生による授業評価アンケート」、「教育・学生生活改善会議」が実施されている。「学生による授業評価アンケート」は学期毎に実施し、教員はその結果を踏まえて FD シートを作成している。担当科目についての振り返り・分析・検討・評価・点検を行い、授業の

PDCA サイクルを回し、自らの授業の改善に努めている。この内容については、FD シートとはまた別に、先述したティーチング・ポートフォリオに組み込み、各教員の一年間の教育について最終的に総括している。

「教育・学生生活改善会議」は学長を始めとした教職員の代表者が学生の代表者から直接、意見及び要望を聴取する会議で、令和 2（2020）年度より開催されている。令和 7（2025）年度は 9 月に実施され講義や学生生活に係る 18 項目について意見を聴取し、点検・評価を行った。学生からの要望・意見は、所管する委員会その他関係部課室が改善策・対応策を協議し、その結果は教授会で報告したのち、学生のみならず教職員、学外に周知するべく Web サイトに公表している。

学外の有識者による外部評価については平成 31（2019）年度以降定期的に実施しており、幼児教育・保育科では社会福祉法人明照保育園理事長、キャリアプランニング科では豊橋商工会議所に点検・評価を依頼し、その結果と改善状況等を Web サイトに公表している。その他に法人内姉妹校連携会議において藤ノ花女子高等学校教員からの意見聴取の機会を得ていたが、令和 4（2022）年度以降は実施されていないため、今後は学生の情報を共有しやすい場を設けたいと考えている。

「自己点検・評価報告書」及び外部評価の結果が自己点検・評価委員会から内部質保証推進会議に報告されると、内部質保証推進会議からは報告書等に記述された課題の改善状況を報告するように提言がなされる等、様々な方法で、幾重にもわたり行われている各種の自己点検・評価の結果及び外部評価の結果は、その都度、時間をおかずに改善するしくみ（PDCA サイクル）により次年度以降の学内業務の改革・改善に反映されている。

【区分 基準 I-D-2 教育の質を保証している。】

＜区分 基準 I-D-2 の現状＞

①幼児教育・保育科

学則第 4 章第 10 条に「授業科目を履修し、その試験に合格した者には、単位を与える。」、同条第 2 項に「試験等の評価は秀、優、良、可、不可をもって表わし、可以上を合格とする。」とあり、授業科目ごとに「秀・優・良・可・不可」の成績評価をしている。成績評価については、平成 26（2014）年度入学生より GPA を算出している。また、シラバスに評価項目・割合・基準を明記して厳格に成績評価を行い、教育の質を保証するために所定の卒業要件を定め、それを満たした場合にのみ、短期大学士の学位を授与しているため、卒業時点での学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の仕組みを設けている。

査定の手法については、科会や教務委員会、教授会で定期的に点検している。また成績評価については、各科教務委員がシラバス作成時に評価項目・割合・基準を点検している。さらに、科目や教員による成績評価の偏りを改善するために、令和 3（2021）年度より学年毎に GPA 平均を公開し、成績評価の平準化への一助としている。

教育の向上・充実のための PDCA サイクルは、豊橋創造大学との合同 FD 委員会が中心となり、全学教員向けの FD 講習会、教職員向けの SD 講習会が改善活動として実

施されている。また、短大部では、平成 31（2019）年度より 1 教員 1 科目について「授業改善のための PDCA サイクルチェックシート」を作成し、そのチェック項目の中で「授業評価アンケート」や「成績分布」を体系的に明記し、課題の発見や改善計画につなげている。さらに令和 6（2024）年度から、「授業改善のための PDCA サイクルチェックシート」を「ティーチングポートフォリオ」に変更し、「授業評価」「学習成果の査定」「成績分布」「学習の評価」「課題の発見・分析」をチェック項目に挙げ、個人としても組織としても課題の発見と改善を効果的に行えるように進化させている。「授業評価アンケート」については、令和 4（2022）年度秋学期から、複数クラス開講の授業は全てのクラスで「授業評価アンケート」を実施し、より実態を表しやすいよう改善している。

本学では、教学部教務課が主となって、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、それに対応することにより法令を遵守している。特に教育課程の改善・改訂について、幼児教育・保育科では、幼稚園教諭 2 種免許状、保育士資格の課程認定があるため、毎年、幼児教育・保育科会、科内 W.G（ワーキンググループ）、さらには教務委員会、教学部教務課と協力し、文部科学省、厚生労働省、そして内閣府等の動向に即座に対応し、法令順守に努め、該当年度以降のカリキュラムに反映させている。令和 8（2026）年 12 月施行予定の「こども性暴力防止法」関連の入学者、在学生への対応についても、WG を中心に検討・対応を進め、入試センターや教務課と情報・対応の共有をしている。

②キャリアプランニング科

学則第 4 章第 10 条に「授業科目を履修し、その試験に合格した者には、単位を与える。」、同条第 2 項に「試験等の評価は秀、優、良、可、不可をもって表わし、可以上を合格とする。」とあり、授業科目ごとに「秀・優・良・可・不可」の成績評価をしている。成績評価については、平成 26（2014）年度入学生より GPA を算出している。また、シラバスに評価項目・割合・基準を明記して厳格に成績評価を行い、教育の質を保証するために所定の卒業要件を定め、それを満たした場合にのみ、短期大学士の学位を授与している。

査定の手法については、科会や教務委員会、教授会で定期的に点検している。また成績評価については、各科教務委員がシラバス作成時に評価項目・割合・基準を点検している。さらに、令和 2（2020）年より試験的に GPA 分布を一部公開し、科目や教員による成績評価の偏りを改善するために、令和 3（2021）年度より学年毎に GPA 平均を公開し、成績評価の平準化への一助としている。

教育の向上・充実のための PDCA サイクルは、豊橋創造大学との合同 FD 委員会が中心となり、全学教員向けの FD 講習会、教職員向けの SD 講習会が改善活動として実施されている。また、短大部では、平成 31（2019）年度より 1 教員 1 科目について「授業改善のための PDCA サイクルチェックシート」を作成し、そのチェック項目の中で「授業評価アンケート」や「成績分布」を体系的に明記し、課題の発見や改善計画につなげている。さらに今年度から、「授業改善のための PDCA サイクルチェックシート」を「ティーチングポートフォリオ」に変更し、「授業評価」「学習成果の査定」「成績分

布」「学習の評価」「課題の発見・分析」をチェック項目に挙げ、個人としても組織としても課題の発見と改善を効果的に行えるように進化させている。「授業評価アンケート」については、令和4（2022）年度秋学期から、複数クラス開講の授業は全てのクラスで「授業評価アンケート」を実施し、より実態を表しやすいよう改善している。

本学では、教学部教務課が主となって、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、それに対応することにより法令を遵守している。課程認定や資格取得においても、関係する規程・規則の改定があれば、それに対応して該当年度以降のカリキュラムに反映させている。課程認定や資格取得においても、関係する規程・規則の改定があれば、それに対応して該当年度以降のカリキュラムに反映させている。

＜テーマ 基準Ⅰ-D 内部質保証の課題＞

①幼児教育・保育科

平成26（2014）年度入学生より GPA 制度を導入した。この「見える化」された指標を基に、効果的に学生指導・授業運営が行えるよう検討してきた。これについては、「幼児教育・保育科 GPA 取扱要領」を策定し、学生に対して公平性のある指導が行える環境作りができた。すなわち、GPA が 1.5 に満たない学生についてはクラス担任より指導を行い、連続して 1.4 を超えない学生については、保護者同席の上、クラス担任が指導を行うこととした。さらに、1.0 に満たない学生については、保護者同席の上で、進路変更等を含めて科長による指導が行われるものとしている。

これまで FD 委員からの提案で、「授業科目毎の自己点検シート（PDCA サイクルチェックシート）」を導入し、教員 1 人 1 科目についてこのシートを記載し、今後の本格導入を目指す取り組みを行った。このシートの活用方法についてであるが、中長期計画である「WISTERIA PLAN 2029」において検討されることとなっていたが、コロナ禍で進捗状況は遅れていた。しかし徐々にこの過程を発展させ、ティーチング・ポートフォリオへの展開の端緒についたところである。

次に第三者評価についてであるが、令和3（2021）年にオンラインによる調査を受審した結果、全授業科目に対する授業評価アンケートの実施を助言され、これを受けて該当科目（1 科目）について 1 クラスから開講クラス全てを対象とすることに変更している。しかし学生の負担感の増加や、数が多くなると流れ作業になる学生が増えるのではないかなどの懸念が意見として挙げられているため、全授業科目への導入は、引き続き検討課題とする。

②キャリアプランニング科

学習成果の査定については、成績確定後の科会において、毎回点検・議論を行っており、成績評価の平準化が図られつつある。一方、一層の客観性が求められる中、コースや科目ごとに目標とされる資格や達成度についての議論が必要となる。単に偏りやアセスメントの観点のみならず、学生の主体的・能動的な学び促す方法としても、目標資格や達成度について重点的な見直しを図るとともに、統一的なポリシーの作成につなげていく。

自己点検・評価報告書の作成に関して、これまで科内全教員の取り組みを検討してきた。報告書作成担当者も増えているが、全体的に関わる場所が増えた訳ではない。個々の教員の参画意識や責任感が醸成されるよう、作業等の共有部分を増やすなど行っていく。

＜テーマ 基準Ⅰ-D 内部質保証の特記事項＞

特になし。

＜基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証評価を受けた際の自己点検・評価報告書には、改善計画として以下の記載がある。「内部質保証推進会議と教学マネジメント会議の効果的な運用を図る。」

これを受け、内部質保証推進会議は短期大学部及び併設四年制大学のすべての活動に関して協議し提言を行うのに対して、教学マネジメント会議では短期大学及び併設四年制大学に共通の教育に関する課題について協議し、各部署に対して提言を行っており、二者の役割分担を明確にしている。

具体的には、内部質保証推進会議では自己点検評価活動の結果を受け、改善すべき項目について改善案を作成する部署を学長が指定し、期限を定めて改善案の提出を求め、実行に移している。一方、教学マネジメント会議においては全学共通の学年暦の策定、短期大学二学科に共通の教育プログラムの策定、併設四年制大学と共同で実施する新入生向けプログラムの検討といった事項を協議している。また三つのポリシーを踏まえた各学科の教育プログラムの適切性に関する点検・評価も教学マネジメント会議の場で行っている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

内部質保証推進会議においては、本学の魅力向上に資する新たな取り組みについて協議を行う。教学マネジメント会議においては、AIの活用等新たなIT技術を教育の質の向上のために活用する手法を検討する。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

〔テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程〕

〔区分 基準Ⅱ-A-1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。〕

＜区分 基準Ⅱ-A-1 の現状＞

①幼児教育・保育科

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー、以下 DP と記す）は、教育的・目標と学習成果を踏まえて規定してある。卒業要件は学則第 10 条の 2 に定められ、学位授与に関しては学位規程により短期大学士教育学の学位を授与する要件を規定している。本科 DP の具体的内容として、卒業要件や成績評価の基準、資格取得の要件は、『履修案内』に明記している。またシラバスには、科目ごとに単位数、DP との関連性、到達目標、免許・資格との関連、成績評価・評価項目等を明記している。授業科目の履修に当たっては、単位の実質化を図るべく、1 年間で履修できる単位の上限を 1 年次は 56 単位、2 年次は 50 単位に設定している。

本科の DP は、卒業時点での学習成果を焦点とする査定の仕組みと、PDCA サイクルが機能していることにより教育の質保証が図られている。DP が『履修案内』に記載されており、本学公式ウェブサイトから閲覧可能である点から、本科の DP は、社会的・国際的通用性について保証されたものである。また卒業認定・学位授与の方針については、毎年科会、教授会、自己点検・評価委員会等で定期的に話し合う体制が整っており、定期的に DP を点検している。

本科は、進級にかかる要件を設けていない。

②キャリアプランニング科

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー、以下 DP と記す）は、学習成果に対応している。卒業要件は学則第 10 条の 2 に定められ、学位授与に関しては学位規程により短期大学士ビジネス情報学の学位を授与する要件を規定している。卒業要件や成績評価の基準、資格取得の要件は、「履修案内」に明記し、ガイダンスにおいても学生への周知を図っている。また、シラバスには、科目ごとに、単位数、DP との関連性、到達目標（資格取得に対応する場合は取得目標資格と要件）、成績評価・評価項目等を明記している。単位の実質化を図るべく、1 年間に履修できる単位数の上限を 50 単位に定めている。学期末には、単位取得及び各科目の成績状況を科会に確認している。また、3 月第 1 週目には、卒業認定のための臨時教授会・卒業判定会議を実施している。本科は、進級にかかる要件を設けていない。

〔区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に従って編成している。〕

＜区分 基準Ⅱ-A-2 の現状＞

①幼児教育・保育科

幼児教育・保育科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー、以下 CP と記す）は、短期大学設置基準にのっとり、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー、以下 DP と記す）と整合性をとりながら体系的に編成している。また、建学の精神に基づいた教育目標「豊かな感性と高い専門職意識、時代の変化に適應できる柔軟性や実践力を兼ね備えた保育者の育成を目標とする。」を達成するため、次のように教育達成事項をまとめ、カリキュラムを構成している。これは『履修案内』等で周知している。

関心・意欲・態度

- 1.子どもについて自主的・継続的に学ぶ意欲があり、向上心が持てる。
- 2.保育・教育の制度や理念、職業としての意義を理解して、広い視野から自己の将来を展望できる。

思考・判断

- 3.子ども一人ひとりの内面に潜む感情や個性の芽生えに共感できる。
- 4.子どもの視点に立つ思考ができ、それに基づいた判断が行える。

技能・表現

- 5.乳幼児期の発達に応じた援助・指導をすることができる。
- 6.子どもの発達に応じた表現活動を実際に展開できる。
- 7.地域とのかかわりに関心を持ち、情報提供・発信を行える。

知識・理解

- 8.乳幼児期の発達特性や教育方法・技術の基礎について理解できる。
- 9.保育者・教育者である社会人としての一般教養を身につけ、他者を理解して協同作業ができる。

履修要項は基礎教養科目・保健体育科目、外国語科目、専門的科目、自由科目に区分され、さらに専門的科目は、教育職員免許法（文部科学省関連）に基づき、「領域及び保育内容の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」に区分される。児童福祉法施行規則（厚生労働省関連）では、「保育の本質・目的の理解に関する科目」、「保育の対象理解に関する科目」、「保育の内容・方法に関する科目」、「保育実習」「総合演習」に区分される。

授業方法及び内容並びに授業計画や、授業概要、学習成果（到達目標）、テキスト、参考書、受講条件、準備学習等の内容・時間、成績評価の方法・基準等は『シラバス』に明示している。シラバス原稿作成については、教授会で記入要領が詳細に説明されており、毎年、内容に改善がなされている。「科目の目標」を「授業概要」と「授業の到達目標」に分け、「授業概要」の項目で学生が授業科目の意義を理解しやすいようにしてある。

学生による授業評価については、毎学期、各教員1科目以上を対象とする授業評価アンケートを実施している。アンケート対象科目においては、授業回数の半分を目途に中間アンケートを実施し、集計後、授業内でコメント・改善等を伝え、後半授業にて改善を実施する。再度学期末にアンケートを実施し、コメントや時期以降の改善を公開している。

複数担当者で同一科目を受けもつ場合には、授業担当者間の調整を行っている。対象となる科目は「保育者のライフデザイン（必修科目：1年次・春学期）」、「保育者のキャリアデザインⅠ（必修科目：1年次・秋学期）」、「音楽Ⅰ（必修科目：1年次・春学期）」「音楽Ⅱ（必修科目：1年次・秋学期）」で、シラバスの作成時から授業期間中において連携・調整を行っている。また、成績評価についても、同一試験の実施など、調整を図っている。

本科は、「通信による教育を行う学科・専攻課程」に該当する通信教育課程は設けていない。

教育課程の見直しについては、幼稚園教諭免許、保育士資格関連のカリキュラム改正のたび、効果的に対応できるように、また学習効果を高めるためにW.G（ワーキンググループ）、科会、教務委員会等で毎年見直しが行える体制を常に整えている。

②キャリアプランニング科

キャリアプランニング科の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー、以下 DP と記す）と整合性をとりながら体系的に編成している。本科の教育課程は、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー、以下 CP と記す）に従って下記のように体系的に編成している。その前提として、短期大学設置基準にのっとり編成されている。

DP に対応する教育目的・目標をより具体的な七つの内容に項目化し、それらの項目を網羅する形で体系的に授業科目群を配置してある。詳細は、次の通りである。七つの項目は、①社会人基礎力、②職業人意識、③マナー、④教養、⑤知的能力、⑥専門基礎分野、⑦専門応用分野である。この七つの項目を八つのユニット、すなわち、就業力育成コア、生活力育成、一般教養、公務員、オフィス秘書、販売士、国際・観光、医療事務によって網羅することで、学習成果に対応した授業科目群を編成している。科目によっては、学習成果に対応し、段階的に学んでいけるようにⅠ・Ⅱといったローマ数字を付けた科目群を設置している。

地域総合科学科としての本科の基本的な考え方は、幅広い学びのコースを提供する大前提として、どの専門分野を選ぶにしても実社会で必要とされる社会人基礎力を「就業力育成コア」で育成することである。

シラバスには、科目ごとに、授業概要、学習成果（到達目標）、テキスト、参考書、受講条件、準備学習等の内容・時間、成績評価の方法・基準、授業時間数、授業計画が明示されている。シラバス原稿作成については、教授会で記入要領が詳細に説明されており、毎年、内容に改善がなされている。「科目の目標」を「授業概要」と「授業の到達目標」とに分け、「授業概要」の項目で学生が授業科目の意義を理解しやすいようにしてある。

学生による授業評価については、毎学期、各教員 1 科目以上を対象とする授業評価アンケートを実施している。アンケート対象科目においては、授業回数の半分を目途に中間アンケートを実施し、集計後、授業内でコメント・改善等を伝え、後半授業にて改善を実施する。再度学期末にアンケートを実施し、コメントや時期以降の改善を公開している。

複数担当者で同一科目を受けもつ場合には、授業担当者間の調整を行っている。対象となる科目は、「キャリアプランニングⅠ（必修科目：1 年次・春学期）」、「キャリアプランニングⅡ（必修科目：1 年次・秋学期）」、「パソコン演習Ⅰ（必修科目：1 年次・春学期）」、「パソコン演習Ⅱ（必修科目：1 年次・秋学期）」となり、それぞれシラバスの作成時から授業期間中において連携・調整を行っている。また、成績評価についても、同一試験の実施など、調整を図っている。

本科は、「通信による教育を行う学科・専攻課程」に該当する通信教育課程を設けていない。

教育課程の見直しについては、設置科目、授業内容・方法、実施時期、クラス編成、教員配置、時間割配置、学年暦、特別行事など、科会における科内 FD 活動として常に議論を重ねている。

〔区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。〕

＜区分 基準Ⅱ-A-3 の現状＞

短期大学部では、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー、以下 CP と記す）や教育目標の中で教養教育の重要性を明示している。幼児教育・保育科では、CP の第 9 項で「保育者・教育者である社会人としての一般教養を身につけ、他者を理解して協同作業ができる。」と定めている。また、キャリアプランニング科では、教育目標において「社会人として求められる基礎学力、教養やマナーを身につけさせる」と示し、さらに、CP の第 4 項で「生涯学習の出発点となる教養を身につけている」と定めている。両科ともに職業教育の基礎として教養科目の重要性を謳っている。

短期大学部では、教養教育の内容と実施体制を確立している。教育課程表に示す通り、幼児教育・保育科では一般教養科目という区分、キャリアプランニング科では一般教養ユニットや生活力育成ユニットという科目群で、正課の科目として教養科目を配置している。

また、教養教育と専門教育との関連や、職業教育の基礎としての教養教育の位置づけは、カリキュラム・チャートに示している。

教養教育の効果の測定・評価であるが、個々の科目は、他の開講教科と同じように成績評価を行い、毎年、科会、教務委員会等で改善に取り組む体制は整えている。

平成 27（2015）年度に全学合同 FD 委員会の下に「豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部合同教養教育推進専門部会」を設置し、全学で教養教育課程を協議する体制を整えた。成果の一つは、学長による「建学の精神」の講義を、全学的に実施するようになったことである。

短期大学部の中長期計画では、「基礎教養科目の点検と見直し」が行動計画として掲げられている。これに基づき、両科それぞれに基礎教養科目の新設を行ってきた。幼児教育・保育科では、「ボランティア演習」、キャリアプランニング科では、「現代社会が抱える課題」、「生活と法」が令和 2（2020）年に新設された。また、令和 4（2022）年度、全学的な指針として学科横断的開講（共通）科目の設置が示され、短期大学部では、「ボランティア演習」、「手話入門」を両科共通開講科目とした。令和 6（2024）年度より「防災安全講座」「データサイエンス入門」を開講した。また、令和 7（2025）年度は新たな両科共通科目「パフォーミングアーツ」の開講に向け準備を行った。

〔区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。〕

＜区分 基準Ⅱ-A-4 の現状＞

①幼児教育・保育科

本学における職業教育の役割・機能については、学則第 1 条に「新しい時代に適応する職業的教育を目的とし」と明記しており、この目的のもとに教育課程が編成され、職業教育を実施している。幼児教育・保育科の職業教育の役割については、その教育目標の中で「豊かな感性と高い専門職意識、時代の変化に適応できる柔軟性や実践力を兼ね備えた保育者の育成」としている。本科の場合には幼稚園免許二種免許状、ならびに保育士資格を課程認定で取得することが第一義的な目標であるため、教育職員免許法、ならびに児童福祉法施行規則により、幼稚園での教育実習（4 週間）、保育所、施設での保育実習（保育所 4 週間、施設 1 週間～10 日）が定められている。この一連の実習によって、学生は専門職で必要な経験や知見を蓄え、必要な資質等を認識し、反省を踏まえながら自己研鑽を積んでいる。本科の場合には、各免許法等による「職業教育」並びに人として、社会人として必要な「教養教育」の内容と実施体制は確立しているものとする。この流れと並行して、キャリアセンターと就職委員が中心となり、年間を通して就職・職業指導を行っている。次の表は令和 7（2025）年度の実施内容である。

令和 7（2025）年度《幼児教育・保育科 2 年 就職行事》

月日	曜	時間	就職行事
10 月～1 月			集中講座「公務員スタートアップ講座」水曜日 5 限 公務員講座ガイダンス（希望者のみ：2 名）
11/5	水	4 限	第 1 回就職ガイダンス（全員） ※豊川市保育協会 参加 就職ガイドブック、進路登録カード配布 （就職活動の心得、公立園と私立園について）
11/8	土	10:00～ 12:30	第 2 回就職ガイダンス 「こども未来 お仕事フェア」 会場：豊橋創造大学（アリーナ）（42 名）
2026 年 1/7	水	2 限	第 3 回就職ガイダンス ※「保育者のキャリアデザイン（後半）」合同実施（全員） 今後の就職活動について（2・3 月のガイダンスについて）
2/26	木	1～4 限	第 4 回就職ガイダンス（43 名） （1 限）履歴書対策・自己分析 （2 限）面接対策 ※リクルートスーツ着用 （3 限）先輩の就職体験報告会 園長からの就職試験対策講和 （4 限）キャリアセンターからのお知らせ ちょこっと保育紹介①
3/9	月	13:00～ 16:00	浜松市 こども園・幼稚園・保育園の「お仕事フェア」 会場：アクトシティ浜松（2 名）

3/24	火	1～4 限	第 5 回就職ガイダンス(全員) (1 限) 就職作文対策講座 (2 限) 就職作文試験 (添削指導あり) (3 限) キャラバン隊 (愛知県私立幼稚園 PR) (4 限) キャリアセンターからのお知らせ ちょこっと保育紹介②
3/26	木	12:45 ～ 15:30	浜松市 私立幼稚園・こども園 「就職・実習相談フェア」 会場：アクトシティ浜松(1 名)
2 月中旬～3 月下旬			個人面談 ※一人 30 分程度 キャリアセンターにて実施

令和 7 (2025) 年度《幼児教育・保育科 2 年 就職行事》

月日	曜	時間	就職行事
4/17 ～ 7/24	水曜：1 限 木曜：4 限		就職試験対策講座 (第一期) (38 名)
5/11	日	10:30 ～ 13:00	豊橋市幼稚園・認定こども園協会 「幼児教育フェア」 会場：emCAMPUS (25 名)
7/5	土	1～4 限	保育園・私立幼稚園・認定こども園就職説明会 会場：豊橋創造大学(35 名)
7/25 ～ 9/5	1 ～ 2 限		就職試験対策講座 (第二期) (40 名)

さらに幼児教育・保育科では 2 年生の「保育者のキャリアデザイン II」において、各セミナー担当教員が学生個々への目の行き届く職業指導を行うように努めている。

職業教育を担う教員の資質については、もともと教員免許、保育や福祉系の資格等を取得している教員が多く、また実務経験を持つ教員もいる。また日本保育学会全国大会への参加や、全国保育士養成協議会の全国大会、ならびに年 3 回開催される現代保育研究所 (全国保育士養成協議会研究部門) の研修会等に各教員が交代で参加し、その資質向上の一助としている。

職業教育における効果測定については、教育課程を構成する正課の科目は、成績評価をして改善に取り組んでいる。キャリアセンターが毎月集計する就職内定率は、毎月 1 回定例で開催される就職委員会や科会で、学生の就職活動の熱心さを表わす一つの指標として議論されている。

②キャリアプランニング科

キャリアプランニング科の教育理念・教育目標の文言の中に、「健全な職業観、就業意識を育成し、情報学を基盤として時代の要請に沿った職業的教育を施す」とあり、職業教育の役割を明確に定めている。短期大学における職業教育に対する社会からの要請・期待は大きいと考え、その責務を果たす体制を以下のように整えている。

本科では、教養教育と専門教育を組み合わせ、入学から卒業までの 2 年間を一貫し

て、学生が良き社会人となるための職業教育を教職員全員で推進している。職業教育と後期中等教育との円滑な接続に関しては、高大連携事業として推進している。高等学校への出前授業の形態で、「医療事務職」「公務員」「一般事務員」といった職業を紹介し、短大での教育内容を説明している。

入学者の基礎学力を担保し、職業教育をより効果的なものにするため、平成 25 (2013) 年度から入学前準備学習を充実させている。11 月までに入学が内定した高校生に対しては 12 月の冬休み期間から学習会（スクーリング）を始めている。3 月には入学予定者全員に入学準備学習会を実施している。入学前の課題として「自分史」を書くことを課し、自分のこれまでを振り返らせ、強み・弱み・志向を考えさせる機会としている。入学後の授業としては、「キャリアプランニングⅠ」「キャリアプランニングⅡ」という科目を設置し、少人数クラス編成を行い、健全な職業観を育成する授業となるように努めている。中等教育終了時点での学習成果には個人差が大きいので、この授業で必要に応じて個別指導をするようにしている。1 年次に、必修の就業力育成コアユニットを中心に基礎力を補強し社会人基礎力を身につけさせ、1 年次後半から始まる本格的な専門教育に対応できるようにしている。

職業教育の内容と実施体制であるが、本科は、地域総合科学科として多様な学生を受け入れられるようにコース制を設け、職業教育の実施体制を整えている。

平成 26 (2014) 年度から新たに「公務員コース」を加えた。逆に、平成 29 (2017) 年度で「調理師コース」を募集停止にし、平成 30 (2018) 年度で「調理師コース」は終了した。このように、地域社会の要請に応じ、コースの見直しをしている。

「キャリアプランニングⅠ」「キャリアプランニングⅡ」の授業内で実施する「就職ガイダンス」に関しては、キャリアセンターの職員と教員が協力して実施している。

令和 7 (2025) 年度に、1 年生を対象に「キャリアプランニングⅠ」の授業時間で実施を企画した就職関連行事は次の表の通りである。

日時	令和 7 (2025) 年度	行事内容
4 月 18 日	第 1 回就職ガイダンス	1 年間の就職支援について
5 月 9 日	第 2 回就職ガイダンス	自己分析 (VRT 検査)
5 月 23 日	第 3 回就職ガイダンス	自己分析 (クレペリン検査)
6 月 13 日	第 4 回就職ガイダンス	業界研究講座 (マイナビ) 主要業界の動向について (業界研究)
7 月 4 日	第 5 回就職ガイダンス	業界研究講座 東三河スタディプログラム 東三河企業 3 社 愛知県東三河県庁・東日新聞

令和 7 (2025) 年度に、1 年生を対象に「キャリアプランニングⅡ」の授業時間で実施を企画した就職関連行事は次の表の通りである。前期同様、一部内容を変更し、実施している。

日時	令和 7（2025）年度	行事内容
9 月 26 日	第 6 回就職ガイダンス	就職活動導入ガイダンス
10 月 10 日	第 7 回就職ガイダンス	業界職種研究①(キャリアタス)
10 月 31 日	第 8 回就職ガイダンス	業界職種研究②（公安系説明会）
11 月 7 日	第 9 回就職ガイダンス	履歴書の書き方①（学情）
11 月 21 日	第 10 回就職ガイダンス	先輩の就職体験報告会
12 月 5 日	第 11 回就職ガイダンス	業界職種研究③（面接対策講座 基礎編）
12 月 20 日	第 12 回就職ガイダンス	履歴書の書き方②（応用編）

正課外で行った就職行事は、次表の通りである。

日時	行事内容
6 月 10 日	就活準備イベント：モグジョブ①
7 月 19 日	就職活動身だしなみ講座
7 月 12 日	就職メイク講座
10 月～12 月	個人面談
1 月～3 月	個人面談
11 月 25 日	就活準備イベント：モグジョブ②
12 月 6 日	業界研究セミナー（豊橋商工会議所）
2 月 3 日、4 日	面接対策講座（応用編）
2 月 20 日	学内業界研究セミナー

実社会での経験を積ませるために、希望学生に対してインターンシップを実施している。昨今、5 日間のインターンシップのほかに、オープンカンパニーを実施している企業も多く、学生の企業を知る機会や選択の幅も増加した。それにより、希望学生全員が実務体験を行うことができた。さらに、医療事務コースの学生には医療事務実習を実施している。令和 7（2025）年度の実施状況は次の通り、のべ 34 名の学生が経験している。

分野	派遣学生数（2025）	参考：派遣学生数（2024）
インターンシップ	23	17
医療事務実習	11	12

職業教育を担う教員の資質については、もともと、本科の教員には実社会での勤務経験を持つ教員が多い。本科は地域からの講師派遣の依頼を受け、相応しい専任教員で対応している。そういった機会は、教員の資質向上に役立っている。

本学での職業教育における効果測定であるが、教育課程を構成する正課の科目は、成績評価をして改善に取り組んでいる。キャリアセンターが毎月集計する就職内定率は、毎月 1 回定例で開催される就職委員会や科会で、学生の就職活動の熱心さを表わ

す一つの指標として議論されている。

上記の内容に加え、幼児教育・保育科については、特に免許・資格に関連する科目の成績評価によって職業教育の効果を測定し、成績の向上に努めている。実習については、園側からのアンケートや学生への成績評価によって測定し、改善に取り組んでいる。

同様にキャリアプランニング科においては、科会の中で行われているキャリア教育改善グループ会議で、2年生の就職活動状況や内定状況に加え、1年生の就職ガイダンスや個人面談等の報告を受け、学生個々の現状や情報を共有し、職業教育として実施されるそれぞれの内容と効果について話し合っている。正課外の職業訓練のための行事は、アンケート調査を行ったり、振り返りシートを書かせたり、感想を聞いたりして評価し、改善に取り組んでいる。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題＞

①幼児教育・保育科

社会や学生の質も、年々変化しているため、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を常に留意すること、そして同時に教育目標をより具体的に周知することが必要である。大学全入時代の影響か、学力・その他の面で「問題」を感じる学生も若干いる。授業内容が理解できず、授業を欠席するということのないよう、学力不足を補うために「キャリアベーシック・言語Ⅰ（自由科目）」、「キャリアベーシック・言語Ⅱ（自由科目）」、「数学基礎（基礎教養科目）」を開講している。さらに次年度からは「キャリアベーシック・音楽（自由科目）」を新設し、専門科目の補完も行う予定である。今後も入学者の学力水準や社会のニーズが変化することを念頭に置き、フレキシブルに対応できるようにする必要がある。

社会的評価や教育課程の実際的な効果のフィードバックとしては、同窓会や各種行事に参加している卒業生から、聞き取り調査をし、良好な感触を得ている。幼児教育・保育科の就職先は、大半が幼稚園、保育園、こども園、各種施設で占められている。毎年、実習時に教員は卒業生の近況評価について聴取に努めている。教員は、訪問記録を記載し、問題のある内容については科会に議題を提出し、情報の共有化を図っている。また、訪問記録をデータ化し、教員同士が共有・活用できるシステムの運用を目指している。止むを得ず離職をする場合は、大学に設けてある窓口に速やかに連絡するように指導し、ホームカミングデーや個別に再就職の支援に当たっているが、卒業生との連絡を様々なコミュニケーションツールを利用することで密にし、問題を早い段階で捉え、指導・助言を行うことが必要である。これについても、引き続きの課題であり、SNS等を用い、より一層の改善に努めて行きたい。

②キャリアプランニング科

ディプロマ・ポリシー（以下 DP と記す）の表現自体は、ある意味、抽象的で定性的な表現であり、その達成度合いは数値化しにくいものである。一方、授業科目の単位が取得できていることは、その科目の目標を達成していると説明されるが、個々の学生をとらえたとき、単位認定された履修済みの科目総体で、DP で規定する要件が文字通

り高度に満足されているかどうか、現状では不安な面がないわけではない。授業科目間の相乗効果を上げるようにし、DPの内容も、より具体性をともなう高い基準に書き換えられるように教育成果の質を上げていくことは課題である。

現在、定員割れの状況であり、高等学校までの基礎学力に若干問題がある学生も受け入れざるを得ず、いわゆる「初年次教育」で対応するようにはしている。入学者の学力低下という状況には、卒業時点における質の保証という観点から、積極的に対応せざるをえず、大きな課題になっている。

基礎学力に問題がある学生は入学させないという選択もあり得るが、この地域における短期大学の果たす役割を考えた時に、むしろ受け入れて教育を施した方が地域に利することが大きいと考えている。現在受け入れている学生の学力が仮に低いとしても、本科の教育課程で社会人基礎力をつけさせ、少しでも知的能力を上げ、学生の将来に対する選択肢を広げることにチャレンジしたいと考えている。

多様な入学者選抜方式を実施しているが、選抜方式により入学後の学習成果の獲得にどういう違いがあるかまでは検討できておらず課題である。本科独自のスカラシップを支給している学生に対しても、入学後の追跡調査は不十分である。全学を対象としたIR室が、いろいろなデータを多面的に分析する計画である。

学習成果をアセスメントすることにより、より大きな学習成果を学生に獲得させるためには、科目間の擦り合わせを密にし、より相乗効果を上げる必要があることが明らかになっている。極端に言えば、各科目の達成目標の妥当性、テキストの適否、授業計画の合理性までも、専門分野が近い教員同士で検討する必要がある。平成 25 (2013) 年度から、カリキュラム・チャートを整備している。教員に、科目間の関連性を念頭に授業科目の接続を意識してもらうのが第一で、専門分野が隣接する科目間の関連性を深めている。

学生の学習成果を明示し学内外に表明することや、学習成果の定期的な点検については、組織的な仕組の面では特に問題がないと考えている。その一方で、学習成果を測定する仕組みについては課題が多いと考えている。カリキュラム・マップを整備し、専門的学習成果に加え、社会人としての汎用的な分野の学習成果も達成目標に入れているわけだが、それらがどういう仕組みで成績評価に反映されているのか必ずしも明確でない。

カリキュラム・マップで、個々の授業科目の達成目標と、科の教育目的・目標との相関を示すことが広く行われるようになった。GPA (Grade Point Average、以下 GPA と記す) 算出についても、単純平均だけでなく DP の達成度合いをより忠実に表現できるような加重平均に基づく GPA 値の設計が可能かどうか、課題である。本科の場合、科目間の連携、特にユニットを越えた科目間の連携が弱いことは課題である。

また、在学中の成績評価、資格取得に対する評価と、企業人の採用における学生評価が必ずしも一致していないという課題がある。短大での成績は、パフォーマンス評価以外、授業で覚えた知識を確認評価する面が強く、知識を応用する力はあるのか、コミュニケーション能力はあるのか、自ら問題を発見する力はあるのか、正解がない問いに答えを見出していく力はあるのか、協働して成果をあげる力はあるのか、といった社会人基礎力とも呼べる人間力を身につけたかどうかの面をとらえきれていないこと

は課題である。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項＞

特になし

〔テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果〕

〔区分 基準Ⅱ-B-1 短期大学及び学科・専攻過程において学習成果は明確である。〕

＜区分 基準Ⅱ-B-1 の現状＞

①幼児教育・保育科

学習成果については、各科目のシラバスに、科目の「到達目標」として学生に分かりやすく具体的に明示している。各科目の成績評価は、「評価基準」、「評価項目とその割合」をシラバスで公開しているので具体性がある。本科では、平成 26（2014）年度より GPA 制度を導入しており、セメスター毎の成績状況を確認している。所属学生の成績評価、GPA は、教務システム（GAKUEN）の UNIVERSAL PASSPORT にて、常時、確認できるようになっている。また従来通り、卒業判定会議の際に全科員に成績状況が明示され、よりの確な学習成果の把握がなされている。

学習成果を一定期間内で獲得するために、毎回実施する授業内容を「授業計画」としてシラバスに明示しているので、学生が、一定期間内に段階を経て学習していく道筋を理解できるようになっている。「到達目標」に達するための要件は、授業各回の「事前事後学修」の内容、授業の「実施方法」や「授業計画」としてシラバスに細かく示している。また、各科目の「到達目標」は、カリキュラム・マップでディプロマ・ポリシーとの関連性を示しており、ディプロマ・ポリシーで示す学習成果を 2 年間の教育課程で達成できるように、カリキュラムを構成している。

学習成果の測定については、達成度合いを評価するために、各科目で小テスト、課題提出、発表、定期試験やレポートなどを課している。個々の科目は、シラバスで示す「評価基準」、「評価項目とその割合」に沿って、「秀・優・良・可・不可」で査定していることから、それらの総体として学習成果は測定可能である。また、各学期に原則 1 教員 1 科目について「授業評価アンケート」を実施しているが、平成 30（2018）年度からは「中間アンケート」を実施することで、学期途中の学生の修学状況をチェックし、授業改善につなげる体制を整えている。また中間アンケートについては、複数クラス、複数科目で実施する等、学生の修学状況の把握に努めている。学期末の「授業評価アンケート」の結果は、以後の授業改善への参考として各担当教員にフィードバックしている。また、各教員が結果分析を行い、その報告書を公表している。さらに幼児教育・保育科は、幼稚園教諭 2 種免許状と保育士資格を課程認定するので、アセスメントについては教育職員免許法、児童福祉法施行規則により決定されており、明確に行われている。学生が教育課程の成果を獲得しているかどうかは、3 月の卒業判定会議で最終判断している。

②キャリアプランニング科

学習成果については、各科目のシラバスに、科目の「到達目標」として学生に分かりやすく具体的に明示している。各科目の成績評価は、「評価基準」、「評価項目とその割合」をシラバスで公開しているので具体性がある。本科では、平成 26（2014）年度より GPA 制度を導入しており、セメスター毎の成績状況を確認している。所属学生の成績評価、GPA は、教務システム（GAKUEN）の UNIVERSAL PASSPORT にて、常時、確認できるようになっている。また従来通り、卒業判定会議の際に全科員に成績状況が明示され、よりの確な学習成果の把握がなされている。

学習成果を一定期間内で獲得するために、毎回実施する授業内容を「授業計画」としてシラバスに明示しているので、学生が、一定期間内に段階を経て学習していく道筋を理解できるようになっている。「到達目標」に達するための要件は、授業各回の「事前事後学修」の内容、授業の「実施方法」や「授業計画」としてシラバスに細かく示している。また、各科目の「到達目標」は、カリキュラム・マップでディプロマ・ポリシーとの関連性を示しており、ディプロマ・ポリシーで示す学習成果を 2 年間の教育課程で達成できるように、カリキュラムを構成している。

学習成果の測定については、達成度合いを評価するために、各科目で小テスト、課題提出、発表、定期試験やレポートなどを課している。個々の科目は、シラバスで示す「評価基準」、「評価項目とその割合」に沿って、「秀・優・良・可・不可」で査定していることから、それらの総体として学習成果は測定可能である。また、各学期に原則 1 教員 1 科目について「授業評価アンケート」を実施しているが、平成 30（2018）年度からは「中間アンケート」を実施することで、学期途中の学生の修学状況をチェックし、授業改善につなげる体制を整えている。また中間アンケートについては、複数クラス、複数科目で実施する等、学生の修学状況の把握に努めている。学期末の「授業評価アンケート」の結果は、以後の授業改善への参考として各担当教員にフィードバックしている。また、各教員が結果分析を行い、その報告書を公表している。学生が教育課程の成果を獲得しているかどうかは、3 月の卒業判定会議で最終判断している。

【区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。】

＜区分 基準Ⅱ-B-2 の現状＞

両科の教員は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に記述してある学習成果を獲得できるように、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー、以下 CP と記す）で配置してある担当授業科目を実施し、教育の質保証の仕組みを機能させるために、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。シラバスでは、各授業科目における学習成果と DP の関連性を明示し、具体的評価方法についても公開している。また、その内容については、各学期当初のガイダンスで留意点を教務委員が学生に説明している。

教員は担当科目における学習成果の獲得状況を適切に評価している。とりわけ、担任やゼミ担当教員は、シラバスに示された成績評価を基準にしながら、学生個々の学習成果を的確に把握できるような体制を設けている。

教員の成績評価状況については、両科ともに、学期終了時の科会にて状況把握と点検を実施しており、必要に応じて、申し送り等を行っている。また、シラバス作成・点検時においても確認を実施している。

【区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。】

＜区分 基準Ⅱ-B-3 の現状＞

平成 26（2014）年度から導入した GPA 制度により、学期毎の GPA や通算 GPA の状況を確認することができるようになっている。GPA 分布については、年度末の卒業判定会議の際に明示され、的確な学習成果の把握がなされている。所属学生の GPA については、教務システム（GAKUEN）の UNIVERSAL PASSPORT にて、常時、確認できるようになっている。また、同システムのプロフィール機能により、GPA 取扱要領に基づいて行った学生指導の状況を教職員間で共有できるようになっている。単位の取得状況についても、セメスター毎の成績状況と同時に確認しており、学生指導につなげている。GPA 平均については、平成 3（2021）年度より学年毎の GPA 平均を公開している。

免許・資格・各種検定については、幼児教育・保育科は、幼稚園教諭 2 種免許状、保育士資格の取得者数を始め、ピアヘルパーの合格者数、ネイチャーゲームリーダー、準学校心理士、おもちゃインストラクターの取得者数も公開している。また令和 6（2024）年度からは、令和 3（2021）年度入学生より取得可能な「認定絵本土」の取得者数も公開している。キャリアプランニング科は、ビジネス実務士や医療事務管理士、介護事務管理士などの取得者数、秘書検定、日商簿記検定、ビジネス文書検定、サービス接遇検定などの各種検定の合格者数を Web サイトで情報公開している。

学生のポートフォリオについては、幼児教育・保育科では 1 年次から作成している。その中には、自己評価シートがあり、学生は半期の学修を振り返り、保育者として必要な資質・能力の 27 項目について自己評価を行っている。この項目は、学期、年次によっては、まだ学習していない項目があり、その箇所は回答しないように設定されている。担当教員は各学期の成績評価や実習、様々な活動状況や学生生活の様子に加え、学生の自己評価も含めた学習成果や課題を把握し、履修カルテに所見を記載し、専任教員全員で共有することで学生指導に役立てている。

同窓生に対しては、同窓会や各種行事に参加した卒業生からヒアリングを行っている。幼児教育・保育科では、各実習の訪問時にも園長や卒業生へのヒアリングを行っており、キャリアプランニング科では、企業訪問時やキャリア関連授業の外部講師として卒業生や就職先企業を招聘した際にヒアリングを行っている。さらに、卒業時アンケートや卒業生へのアンケートの結果は、教授会で報告され、情報共有している。

インターンシップについて、キャリアプランニング科では、参加者数、参加者数を始め、インターンシップ先や時期なども教授会で報告し、学生指導に活用している。幼児教育・保育科では、企業への就職を希望する学生が殆どいないため、また申込期間や実習期間が早まっているため、インターンシップに関するシステム構築には至っていないが、早期に一般企業への就職を希望する学生がいた場合は、1 DAY 等への参加を促

すことにしている。

学習成果の公表については、免許・資格の取得者数、各種検定の合格者数に加え、大学編入者数、学位授与数、退学者数などを Web サイトで情報公開している。就職希望率や就職率についても、Web サイトで情報公開している。また、「学修行動調査」、「授業評価アンケート」、「卒業時アンケート」、「卒業生（同窓生）アンケート」の結果、「教育・学生生活改善会議」の内容と本学の対応、アンケート取りまとめ結果についても、全て Web サイトで情報公開している。

これら調査結果については、両科内において検討を行っている。また、各種アンケートの調査項目等の見直しについては、教務委員、就職委員を中心に検討・改善を行っている。

【区分 基準Ⅱ-B-4 学習成果の獲得状況の公表に努めている。】

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

両科ともに、学習成果に係る評価としてウェブサイト上にて、各種資格取得（合格者）状況と授業評価アンケート集計結果（春学期・秋学期）を公開している。

資格取得に関しては、それぞれ授業科目の到達目標に掲げられるものであり、公の試験であることから、学習成果に関する透明性の高い情報と考えている。

授業評価アンケートについては、「授業への取り組み具合」や「学修到達目標の達成度」を測る内容が含まれている。この授業評価アンケートの実施については、授業期間の中頃に中間アンケートの実施とその結果に対するコメントや授業改善のフィードバックが義務付けられており、学生に対する学習成果の自覚を促している。

また、学習成果の獲得状況の可視化や公開については、内部質保証推進会議からの提言により、全学的に検討を行っている。これに対して、両科ともに、コモンルーブリックや学修ポートフォリオなど、一層明示的に活用できる方法を検討している。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の課題>

短期大学部中長期計画の一端として、両科ともにルーブリック評価や学修ポートフォリオなどのアセスメント手法やツールについて、これまで検討を行ってきた。既に、学習成果の獲得状況を測定する仕組みとして、それぞれに、これら手法を活用してはいるが、最適化に向けて、検討の余地はある。また、学習成果の可視化という観点を踏まえれば、ユニバーサル・パスポートを活用した学修ポートフォリオの構築や各レベルでのコモンルーブリックを構築し、表明していくなど、段階的に進めるべき課題といえる。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の特記事項>

特になし。

【テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜】

【区分 Ⅱ-C-1 入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。】

＜区分 Ⅱ-C-1の現状＞

入学者選抜については、本学のアドミッション・ポリシーに基づき実施している。本学では、建学の精神「誠をもって勤儉譲を行え」を理解し、主体性をもって学修に取り組む学生を受け入れる方針を掲げている。特に幼児教育・保育科では、「子どもに対する適切な愛情を持ち、教育・保育・福祉に興味・関心を有する人」「保育者になる熱意や意欲を継続的に持てる人」「他者とコミュニケーションをとり協力できる人」などを求める学生像として示している。一方、キャリアプランニング科では、「社会人基礎力や汎用的実務能力を身につけ、社会に貢献したい人」「多様な人々と共生・共感・協働できる力を育成したい人」を求める学生像として掲げている。また、医療事務、事務・秘書、公務員、観光・サービスなど、多様な専門分野への興味・関心を持つ学生を広く受け入れている。

これらの方針に対応するため、本学では学力試験のみならず、面接、調査書、志望理由書、小論文等を活用し、受験生の基礎学力、学習意欲、主体性、コミュニケーション能力などを多面的・総合的に評価している。特に総合型選抜や学校推薦型選抜では、受験生の学修意欲や将来目標、学科との適性を重視している。また、オープンキャンパス参加時の学びへの姿勢や進学相談での意欲確認なども含め、本学の教育理念に適合した学生の受け入れに努めている。

高大接続の観点から、本学では多様な選抜方法を設け、受験生の多様な能力や経験を評価できる体制を整備している。総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜等を実施し、それぞれの目的や評価基準を明確にしている。募集要項及び大学ホームページでは、出願資格、選抜方法、評価観点、試験内容等を具体的に示し、受験生及び高等学校関係者に対して適切に情報提供を行っている。

また、高校生に対する進路支援の一環として、オープンキャンパス、出張授業、高校訪問、進学相談会等を積極的に実施している。幼児教育・保育科では、実際にピアノや造形活動、子どもの遊び体験等を取り入れた体験型授業を行い、保育者として必要な資質や学びを理解できるよう工夫している。キャリアプランニング科では、医療事務、公務員、観光、ビジネス分野等の模擬授業を実施し、将来の職業イメージを具体的に持てるよう支援している。

さらに、高校までに培った基礎学力を基盤として大学教育へ円滑に接続できるよう、入学前教育や基礎教育にも取り組んでいる。特にキャリアプランニング科では少人数教育を特徴としており、学生一人ひとりに応じた学習支援や進路指導を行っている。

入学者選抜の実施については、学内規程及び実施要領を整備し、それらに基づいて適切かつ公正に運営している。入試区分ごとに出願資格、試験内容、採点基準、判定方法等を明文化し、教職員間で共有している。また、試験実施前には監督者説明会や入試業務打合せを実施し、試験監督方法、個人情報保護、採点基準等について確認を行っている。

面接試験においては、評価項目を統一し、学習意欲、コミュニケーション能力、志望動機等を多面的に評価している。特に幼児教育・保育科では、保育者として必要な対人性や

協調性を確認し、キャリアプランニング科では将来の進路意識や主体性、社会人基礎力への意欲を確認している。こうした評価基準を共有することで、選抜の公平性と透明性の確保に努めている。

また、入学者選抜後には結果の検証を行い、志願者動向や入学後の学修状況を踏まえながら、選抜方法の改善に活用している。近年は受験生の多様化に対応するため、広報活動や入試制度についても継続的な見直しを進めている。

入学者選抜の実施においては、学長を中心とした責任体制を明確に整備している。入試委員会を中心として、各科、事務局、関係部署が連携しながら、企画、広報、試験実施、合否判定までを組織的に運営している。合否判定については、判定会議を実施し、複数の教職員による確認を経て決定しているため、公平性及び客観性を確保できている。

また、入試広報についても学科教員と事務職員が協働し、高校訪問、進学ガイダンス、オープンキャンパス等を実施している。特に短期大学部では地域密着型教育を重視しており、東三河地域を中心とした高校との連携を継続している。高校教員との情報交換を通じて、地域社会が求める人材像や高校生の進路動向を把握し、入試制度や教育内容の改善にも反映している。

本学では、入試広報及び受験生支援を行う体制を整備している。大学案内、募集要項、ホームページ、SNS等を活用し、本学の教育理念、学科の特色、資格取得支援、就職支援等について積極的に情報発信を行っている。

幼児教育・保育科では、幼稚園教諭二種免許状や保育士資格取得に向けた実習教育、地域イベント参加、表現活動等の特色を紹介している。例えば、地域の子育て支援イベントや保育現場での実習など、地域と連携した実践的学びを広報活動でも積極的に発信している。

キャリアプランニング科では、公務員、医療事務、ビジネス、観光等の多様な進路モデルを示し、資格取得支援や少人数教育、PBL活動等を紹介している。また、学生が将来像を具体的に描けるよう、卒業生の就職実績や資格取得事例についても積極的に情報提供している。

さらに、受験生や保護者からの問い合わせに対しては、電話、メール、個別相談等を通じて丁寧な対応を行っている。オープンキャンパスでは在学生との交流機会を設け、学習内容や学生生活について具体的に理解できるよう工夫している。こうした取り組みにより、受験生が安心して進路選択を行える環境整備に努めている。

<区分 II-C-2：入学者選抜に関する情報を適切に提供している。>

<区分 II-C-2 の現状>

学生募集要項には、本学短期大学部及び各学科のアドミッション・ポリシーを明確に示している。短期大学部では、建学の精神「誠をもって勤儉譲を行え」に基づき、地域社会に貢献できる実践的職業人の育成を目的としていることを示している。その上で、幼児教育・保育科では、「子どもに対する愛情を持ち、保育や教育に関心を有する人」「保育者として必要なコミュニケーション能力や協調性を身につけようとする人」

「地域社会や子育て支援に関心を持つ人」を求める学生像として明記している。また、キャリアプランニング科では、「社会で必要となる基礎的なビジネス能力を身につけたい人」「医療事務、公務員、観光、販売、事務等の職業分野に興味を持つ人」「主体的に学び、資格取得やキャリア形成に意欲を持つ人」を求める学生像として示している。

これらの内容については、学生募集要項だけでなく、大学ホームページ、オープンキャンパス、進学相談会、高校訪問等においても具体的に説明を行っている。

特にオープンキャンパスでは、学科説明において教育内容や取得可能資格、就職実績等を紹介するとともに、「どのような学生を求めているか」を教員が直接説明している。幼児教育・保育科では、実際の保育教材やピアノ演習の紹介を通じて保育者として必要な資質を説明し、キャリアプランニング科では、医療事務や観光ビジネス等の模擬授業を通じて、学びへの適性や興味を確認できる機会を提供している。

選抜区分ごとの募集人員については、学生募集要項において明確に示している。総合型選抜、学校推薦型選抜（指定校制・公募制）、一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜等について、それぞれ募集定員を設定し、受験生が自身に適した受験方法を選択できるよう配慮している。

また、選抜区分ごとに、出願資格、選考方法、試験科目、配点、面接実施の有無等を具体的に記載している。例えば、総合型選抜では面接や志望理由書を重視し、学習意欲や将来目標、学科への適性を総合的に評価していることを明示している。学校推薦型選抜では、高等学校での学習状況や活動実績を重視することを示し、一般選抜では基礎学力を中心に評価することを記載している。

さらに、試験日程、合格発表日、入学手続締切日等についても分かりやすく整理し、受験生が進学計画を立てやすいよう工夫している。入試制度に変更が生じた場合には、大学ホームページ等を通じて速やかに周知を行い、公平性及び透明性の確保に努めている。

授業料、施設設備費、実験実習費、委託徴収金等、入学に必要な経費については、学生募集要項及び大学ホームページに明示している。入学時納入金と後期納入金を区別して記載し、受験生及び保護者が経済的負担を具体的に把握できるよう配慮している。

また、幼児教育・保育科では、実習に伴う経費や教材費、ピアノ練習等に必要となる費用について説明を行っている。キャリアプランニング科では、医療事務や秘書検定等の資格取得に関連する受験料や教材費についても可能な範囲で情報提供を行っている。これにより、入学後の学修や資格取得に必要な準備について理解を深められるようにしている。

さらに、日本学生支援機構奨学金、高等教育の修学支援新制度、本学独自の支援制度等についても案内を行い、経済的支援を必要とする学生に対して情報提供を実施している。オープンキャンパスや個別相談では、学費や奨学金に関する質問も多く寄せられるため、事務職員が個別に丁寧な説明を行い、不安の軽減に努めている。

受験に関する問い合わせについては、入試担当部署を中心として、教職員が連携しながら適切に対応している。電話、メール、大学ホームページ、LINE 相談、オープンキャンパス、進学相談会等、多様な相談窓口を設け、受験生及び保護者、高等学校関係者からの質問に対応している。

問い合わせ内容としては、入試制度、出願方法、学科内容、資格取得、就職状況、学生生活、学費、奨学金等に関するものが多く、必要に応じて学科教員と事務職員が連携して説明を行っている。例えば、幼児教育・保育科では「ピアノ初心者でも学修可能か」「実習内容はどのようなものか」といった相談に対し、入学後のサポート体制を含めて具体的に説明している。キャリアプランニング科では、「どのような資格取得が可能か」「公務員試験対策や就職支援はどのように行われているか」といった質問に対し、資格取得実績やキャリア支援体制を紹介している。

また、オープンキャンパスでは個別相談ブースを設置し、在学生との交流機会を設けている。受験生が学生生活や授業内容について具体的なイメージを持てるよう工夫するとともに、不安や疑問の解消に努めている。近年はオンライン相談や SNS による情報発信も活用し、遠方の受験生や来学が難しい受験生への支援体制も強化している。

＜区分 II-C：入学者選抜の課題＞

本学の入学者選抜における課題として、第一に、18 歳人口の減少及び進学ニーズの多様化への対応が挙げられる。特に短期大学を取り巻く環境は厳しさを増しており、四年制大学志向の高まりや専門学校との競合が進む中で、本学短期大学部の教育の特色や強みを、受験生及び高等学校に対してより効果的に発信していく必要がある。幼児教育・保育科においては、保育職への社会的関心の変化や職業イメージの影響を受けやすく、保育の魅力や地域における役割について継続的に発信していくことが求められる。また、キャリアプランニング科においても、学びの多様性や就職支援の強みをより具体的に可視化する必要がある。

第二に、アドミッション・ポリシーに基づく選抜と入学後の学修成果との接続をさらに強化する必要がある。総合型選抜や学校推薦型選抜では、学習意欲や主体性を重視した評価を行っているが、入学後の学習習慣や基礎学力に個人差が見られる場合もある。そのため、入学前教育や初年次教育を充実させ、高等学校から大学への円滑な接続を図ることが課題となっている。特に文章表現力、基礎学力、ICT 活用能力など、大学での学びに必要な基礎的能力の育成については継続的な支援が必要である。

第三に、多様な受験生への対応強化が求められる。近年は、進路変更者、社会人、外国人留学生、通信制高校出身者など、多様な背景を持つ受験生が増加している。そのため、従来型の広報活動だけでなく、オンライン相談、SNS を活用した情報発信、多様な入試制度の整備等を進め、受験生一人ひとりに応じた情報提供や支援を行う必要がある。また、受験生が入学後の学びや学生生活を具体的にイメージできるよう、在学生や卒業生の事例紹介、地域連携活動、資格取得実績等をより積極的に発信していく必要がある。

加えて、地域との接続強化も重要な課題である。本学短期大学部は地域密着型教育を特色としているため、東三河地域を中心とした高校との連携をさらに深め、高校生が早期から本学の教育内容や地域貢献活動に触れる機会を増やしていく必要がある。出張授業、高大連携活動、地域イベント等を通じて、本学での学びが地域社会や将来の職業にどのようにつながるのかを具体的に示していくことが求められる。

＜区分 II-C：入学者選抜の特記事項＞

本学では、アドミッション・ポリシーに基づき、多面的・総合的評価を重視した入学者選抜を実施している点が特徴である。学力のみならず、学習意欲、主体性、コミュニケーション能力、将来への目的意識等を重視し、面接、志望理由書、調査書等を活用した丁寧な選抜を行っている。特に総合型選抜及び学校推薦型選抜においては、受験生一人ひとりの適性或学科とのマッチングを重視している。

幼児教育・保育科では、保育者として必要となる対人性や協調性、子どもへの関心を重視している。そのため、面接においては志望動機だけでなく、子どもに関わる経験や地域活動、部活動等についても確認し、保育職への意欲や継続的な学習姿勢を評価している。また、オープンキャンパスにおいては、模擬保育体験やピアノ体験、造形活動等を実施し、受験生が入学後の学びを具体的にイメージできるよう工夫している。

キャリアプランニング科では、医療事務、ビジネス、公務員、観光等の多様な進路に対応していることから、幅広い興味・関心を持つ学生の受け入れを行っている。面接では、資格取得や将来の進路に対する意欲、主体性、コミュニケーション能力等を確認し、社会人基礎力を身につけようとする姿勢を重視している。また、少人数教育やキャリア支援体制、資格取得支援の特色についても積極的に情報発信している。

さらに、本学では地域密着型教育を特色としているため、東三河地域を中心とした高校との連携を重視している。高校訪問、出張授業、進学相談会、オープンキャンパス等を継続的に実施し、本学の教育内容や地域貢献活動について周知している。特に地域イベントやボランティア活動への学生参加、地域の保育施設・企業との連携等について紹介することで、本学での学びが地域社会と結びついていることを受験生に伝えている。

また、近年は受験生の多様化に対応するため、オンライン相談や SNS を活用した広報活動を充実させている。遠方の受験生や来学が難しい受験生に対しても、個別相談やオンライン説明会を通じて情報提供を行い、進路選択を支援している。加えて、受験生や保護者からの問い合わせに対しては、学科教員及び事務職員が連携し、丁寧かつ迅速な対応を行っている。

入学者選抜後においても、入学前教育や初年次教育を通じて、高等学校から大学への円滑な接続を図っている。特に、文章作成、基礎学力、コミュニケーション能力等については、入学後の学修に必要な基礎的能力として継続的な支援を実施している。こうした取り組みにより、本学の教育理念に適合した学生の受け入れと学修支援の充実に努めている。

〔テーマ 基準 II-D 学生支援〕

〔区分 基準 II-D-1 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。〕

＜区分 基準 II-D-1 の現状＞

本学では、入学手続き者に対し入学までに入学前準備学習（スクーリング）を実施し、授業や学生生活についての情報を提供している。

幼児教育・保育科では、スクーリングにて入学後の学習を円滑に進められるように基礎学力調査、ピアノの授業についての説明および指導、実習に関する説明を行っている。また、入学直後に実習施設の希望調査を実施するため、入学時までに実習に関連する課題提出を求めている。

キャリアプランニング科では、入学までに入学前準備学習（スクーリング）や入学ガイダンス（スクーリング）を実施するなどして、入学後の学習がスムーズにスタートできるように学習面のサポートと入学に備えた授業や学生生活についての情報提供を行っている。

学習や学生生活については、関わる新入生ガイダンスを実施している。学習面においては、履修指導を中心としたガイダンスを実施し、学生生活については、新入生が 1 日でも早く大学生活に慣れるよう配慮している。薬物乱用防止講話（豊橋保健所による）・交通安全指導（豊橋警察署による）・消費者教育（豊橋市役所による）等のテーマ別のオリエンテーションも実施されている。この他、新入生は、いずれかのクラスに在籍することとなり、このクラス担任が、入学後の様々な問題についての相談相手となり、学生一人ひとりの学習面や学生生活面でのサポートを行うことにしている。

①幼児教育・保育科

学生に対する履修指導については、教務システム（GAKUEN）の UNIVERSAL PASSPORT にて出席状況が確認できるので、担任をはじめ実習指導教員も随時確認し、必要に応じて指導をしている。また、単位取得状況や成績についても同様で、UNIVERSAL PASSPORT にてセメスター毎、年度毎、通算の単位取得状況、成績、GPA が確認できるので、2 年での卒業、免許・資格の取得が困難と考えられる学生に対しては個別に指導を行い、必要に応じて家族とも相談をしている。今年度入学生より、本科も長期履修制度を設けたので、2 年での卒業、免許・資格の取得が困難な学生への指導の選択肢として、長期履修も加えられるようになった。

学習上の悩みなどの相談に対しては、各教員がオフィスアワーを設けて学生に周知しており、学生の相談に応じられる体制が整っている。相談には主に科目担当教員や担任が対応しているが、どの教員、事務職員に相談があっても課題を共有し、適切に対応している。コロナ禍以降、メンタル面での課題を抱える学生も増加傾向にあるが、本人や家族との面談や医師の診断等を踏まえ、必要に応じて遠隔対応を行うなど、本人の不安解消と修学意欲継続のためのサポートを行った。

基礎学力が不足する学生に対しては、特に、国語と数学について学習支援をしている。到達度テスト等の結果を踏まえ、国語力が不足している学生は、補講的科目である「キャリアベーシック・言語Ⅰ」の受講を必須としている。さらに、春学期開講の「言葉と表現」で実施する小テスト・定期試験、「保育者のライフデザイン」で実施する学力チェックテストの結果を踏まえ、継続的に支援が必要な学生には、秋学期開講の「キャリアベーシック・言語Ⅱ」の受講も必須とし、国語力の向上に努めている。数学についても同様で、到達度テスト等の結果、四則等の基本や計算力が不足している学生

は、秋学期開講の基礎教養科目「数学基礎」の受講を必須としている。また、入学準備学習の Web 教材（スタディサプリ）を 1 年次の 1 年間、継続して活用できるよう学習環境を整えている。これについては到達度テストと連動させることで、Web 教材の活用を促している。この他、幼児教育・保育科では、可能な限り少人数のクラス編成とし、基礎学力が不足している学生、理解に時間がかかる学生、つまづきが見られる学生等について、科目担当教員を始め、担任や就職委員が個別に支援している。

進度の速い学生や優秀な学生に対しては、卒業必修科目の「音楽Ⅰ・Ⅱ」については、習熟度に応じた指導体制を編成している。他科目については、なるべく応用問題、チャレンジ課題を用意するようにしている。

本科では、通信による教育を行っていない。

図書・情報センターには専門的職員、事務職員が配置されている。図書・情報センターの専門的職員は新入生に対して図書館研修を行い、学生の学習向上のために文献検索をはじめ、図書館利用に際しての支援を行っている。また、特集コーナーを設置して同一のテーマの本を紹介し、学生の読書意欲を高める工夫を重ねている。さらに、図書・情報センターの利便性向上には常に努めており、平成 25（2013）年度に、アクティブ・ラーニングに対応するため「ラーニング・コモンズ（学習のための共有スペース）」を整備し、自由に議論しながら学修活動を進められる場を提供したり、ノートパソコン・教育関連資料の貸し出しを行ったりしている。さらに今年度からは学習サポートセンターが図書・情報センターに移動し、専任教員、学習支援員、学生スタッフによる学習支援、資格取得支援が組織化されるなど、学習支援の環境も整えられている。

本科では、短期・長期の留学生派遣は行っていない。

学習成果の獲得状況については、所属学生の GPA を教務システム（GAKUEN）の UNIVERSAL PASSPORT にて、常時、確認できるようになっている。また、同システムのプロフィール機能により、GPA 取扱要領に基づいて行った学生指導の状況を教職員間で共有できるようになっている。単位の取得状況についても、セメスター毎の成績状況と同時に確認しており、学生指導につなげている。また、科会で課題のある学生についての情報共有がなされ、学習支援方策についても随時点検している。コロナ禍より、様々な場面でイレギュラーな支援や対応が必要なケースが増えたが、今後も、実行可能な支援であれば前例に捕らわれず柔軟に支援体制を整えたい。

②キャリアプランニング科

キャリアプランニング科では、大学での学び方から基礎学力を補強する授業を入学前の 12 月・3 月に実施している。さらに入学準備学習の Web 教材（スタディサプリ）を導入し、1 年次の 1 年間、継続して活用できるよう学習環境を整えている。また到達度テストと連動させることで、Web 教材の活用を促している。「キャリアプランニングⅠ・Ⅱ」の授業では、いわゆる「初年次教育」の性格も持たせ、規律ある生活の送り方、意義ある学生生活の過ごし方、学習の動機付け、人前での発表訓練、そして基礎学力の不足する学生への対応、スタディスキルなども教えている。科目としては設定していないが、基礎学力を指導できる教員が揃っており、学生が必要な時に個別指導できる環境が整っている。また、国語力や事務能力は本科の学生にとって必要不可欠なもの

で、常にその向上を図らなければならない。そのために必修科目として「ビジネス文書Ⅰ・Ⅱ」「ビジネス実務総論」を設置している。学生は、それらの科目の学習をふまえ、より実践的な学力を身につけるために、日本漢字能力検定、ビジネス文書検定、秘書技能検定にチャレンジしている。この取り組みをサポートするために、資格試験直前対策講座など、資格取得を支援する補習授業を正課以外で実施している。

学習上の悩みなどの相談には、各教員がオフィスアワーを設けて学生に周知しており、学生の相談に応じられる体制が整っている。相談には主に科目担当教員や担任が対応しているが、どの教員、事務職員に相談があっても課題を共有し、適切に対応している。

本科では、通信による教育を行っていない。

進度の速い学生や優秀な学生に対しては、課題解決型のレベルの高い課題を課するような対応をしている。また、多様な学びの機会を提供するため、本科が設置していない科目については、キャンパスが同じ豊橋創造大学経営学部や、同じ豊橋市内の愛知大学短期大学部と単位互換制度を設け、6単位まで認めている。

本科では、留学生特別入試制度を設けているが、令和7（2023）年度は、留学生は在籍していない。また、短期・長期の留学生派遣は行っていない。

学習成果の獲得状況については、所属学生の GPA を教務システム（GAKUEN）の UNIVERSAL PASSPORT にて、常時、確認できるようになっている。また、同システムのプロフィール機能により、GPA 取扱要領に基づいて行った学生指導の状況を教職員間で共有できるようになっている。単位の取得状況についても、セメスター毎の成績状況と同時に確認しており、学生指導につなげている。また、科会で課題のある学生についての情報共有がなされ、学習支援方策についても随時点検している。

図書・情報センターでは、学生の学修活動を専門的に支援するため、専任職員1名、常勤嘱託職員3名、パート職員1名の5名による専門体制を整えている。年度初めに、新入生を対象とした図書館研修を実施し、学生の学習向上のために文献検索をはじめ、図書館利用に際しての支援を行っている。

また、テーマや学術的関心に応じた「特集コーナー」を定期的に設置し、関連書籍を集約して紹介することで、学生の多様な読書意欲を高める工夫を継続している。

さらに、図書・情報センターでは学修環境の最適化を推進しており、ノートパソコンや教育関連資料の貸し出しを行い、利便性の向上に努めている。

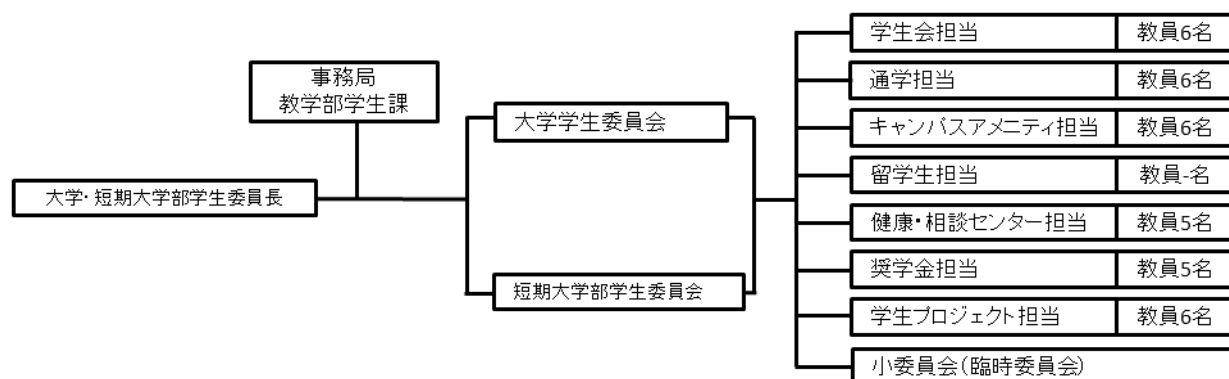
【区分 基準Ⅱ-D-2 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的にやっている。】

<区分 基準Ⅱ-D-2 の現状>

1. 学生支援のための教職員組織

本学の学生生活支援については同じ敷地内に併設される大学と合同で学生委員会を組織し、そのなかでさまざまな支援を実施している。

令和 7（2025）年度 学生委員会組織図（教職員組織）



2. 合同学生会

本学には、学生生活の充実、向上を図ることを目的とした全学生で組織する「合同学生会」がある。この合同学生会には学生総会、執行委員会、代議員会、サークル連絡会、選挙管理委員会の各機関がおかれ、合同学生会の執行機関である執行委員会が中心となって学生会活動を運営している。合同学生会活動の主な行事は、新入生歓迎会、サークル勧誘会・連絡会、スポレク大会（春、冬）、創造祭の他、献血活動や豊橋市の主催する行事にも積極的に参加している。なお、合同学生会は学生の自主的運営によるものであるが、学生委員会及び学生課がその運営に対し、適宜、指導・助言・支援を行っている。

3. サークル活動

令和 7（2025）年度の登録サークルは 17 団体で、スポーツ系は 8 団体、文化系は 9 団体である。各サークルの部長・顧問は専任教員または職員が担当し、指導、助言を行っている。また、合同学生会のサークル担当は、必要に応じサークル連絡会を適宜開催し、サークル運営に関する説明やサークル室 14 部屋の配分などを行っている。

4. リフレッシュエリア

本学における学生の休息のための施設・空間としては、学生ホール（A 棟 1 階）、中庭、自動販売機コーナー（A 棟 1 階、体育・文化ホール 1 階、図書・情報センター棟 1 階）、ミーティングコーナー（体育・文化ホール 1 階）、ラウンジ（E 棟 2 階、D 棟 4 階）などがある。学生ホール内には、休憩できるエリアのほか、自主学習やグループ学習ができるエリアを開設している。

5. 厚生施設

本学では、令和 5（2023）年度までは食堂及び購買の運営については別々の業者に業務委託していたが、毎年実施している「学生生活満足度調査」の自由記述欄に、食堂でのメニュー数の乏しさや購買での品揃えの悪さに対する不満の声が毎年のように寄せられていた。この状況を打開するため、本学の学生及び教職員にとって必要不可欠な施設としての食堂・購買を持続可能な運営方法に改善すること、また、組合員である学生及び教職員が主体的に運営に参加し、大学生活を文化的かつ経済的に改善することで生活環境を向上させ、学修や研究活動をより充実させることを目的として、生

協設立の意思決定がなされた。その後、生協設立準備会及び生協設立発起人会を立ち上げ、令和 5(2023)年 10 月に開催された創立総会で大学生協の設立が正式に決まった。令和 6 (2024) 年 4 月に大学生協が営業を開始し、学生及び教職員が大学の福利厚生について主体的に考える場が生まれ、大学生活の活性化に繋がること、また、在学する学生や入学を志す高校生にとって魅力ある大学としてのブランド力が高まることが期待される。食堂の利用者数及び購買の利用者数は前年度までの委託業者と比較して約 80%増加している。

6. 下宿学生の支援

本学では近隣に優良で安価な下宿・アパートが多くあるため、学生寮は保有していない。そこで入試センター事務室では新入生や在学生の下宿希望者のために、近隣の不動産情報を掲載した冊子「CAMPUS LIFE GUIDE」を作成し、配布している。また、大学生協でも大学近隣のアパートを紹介している。令和 7 (2025) 年度の下宿学生数は 3 名で、下宿率は約 1.7%である。本学への進学者は主に東三河地域及び西遠地域であり電車やバス、自動車で十分通える距離であるため、今後下宿率が増える見込みはないと考えられる。また、遠方の出身者でも、家庭の経済状況により電車や自動車通学に頼らざるを得ないことも一因と考えられる。

7. 通学支援

通学バスについては、学生の通学の利便を図るため、本学では通常の定期バスに加え、早朝臨時バスの増発を豊鉄バスに依頼している。

学生委員会は交通安全教育の一環として、新入生を対象としてガイダンス時に交通安全講話を実施している。自動車、自動二輪、原付バイク、自転車の通学を希望する学生には、駐車許可ステッカーを交付している。駐車場は立体駐車場と第一駐車場、第二駐車場に十分なスペース（約 440 台分）が確保されている。また、自転車用駐輪場は 4 箇所、バイク専用駐輪場は 3 箇所設置されており、自転車及びバイクの駐輪場も十分確保されている。

8. 経済的支援のための制度

本学独自の奨学金としては、学校法人藤ノ花学園奨学生制度がある。この制度は、2 年次に前年度の学業成績が所属する科のおおむね上位 5%以内である者に対し、半期分の授業料相当額を奨学金として給付（減免）する制度である。令和 7 (2025) 年度は幼児教育・保育科で 1 名、キャリアプランニング科で 1 名を採用した。スカラシップ奨学生制度には、スカラシップ 50 奨学生（学納金半額減免）、スカラシップ 25 プラス奨学生（学納金 25%減免＋入学金免除）、スカラシップ 25 奨学生（学納金 25%減免）がある。令和 7 (2025) 年度のスカラシップ奨学生は、幼児教育・保育科（スカラ 50- 8 名、スカラ 25 プラス- 3 名、スカラ 25- 6 名）合計 17 名、キャリアプランニング科（スカラ 50- 9 名、スカラ 25 プラス- 3 名、スカラ 25- 2 名）合計 14 名であった。なお、その継続基準は前年度の学業成績(GPA)が、スカラ 50 は当該学年の学生数の上位 20%以内、スカラ 25 は上位 30%以内となっている。

日本学生支援機構奨学金については、令和 7 (2025) 年度の給付対象者は 42 名、貸与対象者は 25 名であり、本学学生の約 33%が支援を受けている。

9. 学生の健康管理

学生の健康管理については、年に 1 回、全学生を対象とした健康診断を実施し、胸部レントゲンや検尿で所見がみられた学生には個別通知を行い、病院で再検査の受診を勧めている。通学中または学内でケガをした学生については D 棟 1 階にある健康・相談センターにて対応を行っている。

メンタルヘルスケアやカウンセリングについては、D 棟 1 階の健康・相談センターで週 5 日、午前 9 時から午後 5 時の間、保健師や養護教諭の資格を持っている職員が対応している。また D 棟 4 階に学生相談室が設置されており、臨床心理士の資格を持つカウンセラーが週 1 日（隔週で曜日変更）午前 11 時から午後 4 時半までカウンセリングによる学生相談が可能になっている。

10. ハラスメント防止

ハラスメント防止については、平成 25(2013)年度にハラスメント関係の規程等の見直しや改正をおこない、令和 2(2020)年度には目標を「ハラスメントのない大学を目指して」に修正し、ガイダンス項目に追加した。また、毎年全教職員を対象としたハラスメント防止研修会及びハラスメント委員を対象としたハラスメント相談担当者研修会により啓発を行っている。併せて、令和 4(2022)年度 10 月より、ハラスメントへの対応として学内相談窓口に加えて学外相談窓口を設置している。

11. 学生の意見や要望の聴取

学生生活全般に関しては、学生の代表機関である学生会執行委員と大学側がコミュニケーションをとりながら学生の意見や要望を汲み取るように努めている。また、毎年実施している「教育・学生生活改善会議」や「学生生活満足度調査」で学生から出された意見について、前向きに検討する体制を整えている。

12. 留学生及び社会人学生等の支援

外国人留学生に対する支援に関しては、学生委員会の留学生担当教員、ゼミ担当、学生課が一体となって行っており、事務業務については学生課が行っている。また、平成 16(2004)年度から毎月初めに全留学生に対して在籍確認を行っているが、令和 7(2025)年度、留学生は在籍していない。

社会人学生は、全体に目的意識が高く、自己の位置についても自覚があり、学生のよい手本となっている。入学を許可された社会人学生については、目的、キャリアの面で配慮が必要と思われ、クラス編成上考慮をしている。長期履修生については、平成 17(2005)年 4 月 1 日付で、「長期履修学生規程」を施行し、令和 7(2025)年度 1 名の学生が利用している。

13. 障がいのある学生の支援

障がいのある学生の支援については、平成 29(2017)年度に「障害学生支援に関する基本方針」「障害学生支援規程」「障害学生支援委員会規程」を定め、全学的な支援体制を整えた。障がい者に対応するための施設（バリアフリー化）は、ほぼ整備されている。

車椅子を利用する学生については、同学生が受講する授業の教室の設定や専用席の確保などに配慮している。聴覚に障害を持つ学生については、ノートテイク派遣制度に基づき学習支援を行っている。ノートテイクの配置については、コーディネータ

一の役割を教務課が担当し、当該学生からの希望する授業について、原則として 2 名を配置するよう努めている。令和 7（2025）年度のノートテイク派遣制度の利用者はいない。なお、障がいのある学生からの相談、支援申請の窓口は、入学前については入試センター事務室、入学後は教学部としている。

14. ボランティア活動の支援

学生のボランティア活動については、キャリアプランニング科の学生が所属する防犯ボランティアチーム CTS(Clean Team SOZO)が活動している。CTS は、豊橋警察署と連携し、各種の防犯活動を通して地域に貢献しているボランティアチームで豊橋市社会福祉協議会に登録し、地域の他のボランティア団体と交流を図りながら幅広い活動をしている。また、学内にボランティアネットワーク（令和 7（2025）年度は大学、短大合わせて 144 名の学生が登録）を構築し、登録した学生に対して随時ボランティア情報を提供している。

【区分 基準Ⅱ-D-3 進路支援を組織的に行っている。】

＜区分 基準Ⅱ-D-3 の現状＞

2年間という極めて短期間での自己分析と内定獲得、そして社会への移行準備を行う本学において、学生個々の適性と就職先の実態を精緻に照らし合わせる「マッチング」の質は、教育成果の根幹を成すものである。令和 7（2025）年度は、教職員が各企業や園、施設と直接的に情報を共有する関係性をさらに深化させ、単なる求人情報の提供に留まらない「現場のリアルな働き方」を指導の軸に据えることで、学生との信頼関係をより強固なものとした。特に、就職委員会を中心に、学科教員とキャリアセンター職員が一体となって一人の学生を多角的な視点から支える「教職協働の指導体制」の構築を優先課題とし、リアルタイムでの進捗共有と指導方針の一致を徹底したことが、本年度の大きな特徴である。

幼児教育・保育科の就職指導においては、近年の採用試験が実技や筆記以上に「面接試験」を重視し、各現場での成長について、職員がいかに指導していくかを判断する園が増加している傾向を捉えた。この変化に対応すべく、従来の学科教員による専門的な実技指導に加え、本年度はキャリアセンター職員による「多角的な面接体験」を初めて導入した。これにより、学生は教員とは異なる客観的・事務的な視点からの学びを得ることも可能となり、自らの思いを言語化し、予想外の質問に対しても、それまでの様々な面接体験を基に回答できる応用力を養った。また、公務員志望者に対しては、学科教員の専門指導と、公務員別科教員による汎用的な社会的視点での指導を組み合わせることにより、様々な視点から対応できる実践力を養成した。その結果、市役所等の公務員試験において計 8 名の合格者を輩出するなど、人物重視の選考において目覚ましい成果を上げている。

キャリアプランニング科の就職指導では、1 年次春学期から全学生を対象としたキャリアセンター職員との「早期就職面談」を継続し、早期からの自己理解と職種研究

を促した。学内では、昼休みを利用した「お昼の就職セミナー」や、カフェテリア・学生ホールなどにおいて、企業交流イベント「モグジョブ」等を頻繁に開催した。これにより、学生が多様な業界や職種に触れ、現役の社会人と対話する機会を設けた。また、情報のデジタル化と低年齢化にも対応し、従来のユニパや就職支援サイトのみならず、Instagram や TikTok といった SNS を戦略的に活用した最新の就活情報発信を強化した。こうした重層的かつ現代的な取り組みが功を奏し、1 年次の 10 月に早期内定を獲得する学生が 2 名であった。就職活動の早期化に対する適応力が顕著に示されたといえる。一方で、対人コミュニケーションに課題を抱える学生に対しては、教員と事務局が情報を共有し、拒絶感を与えないよう配慮しながら、個別の相談対応を丁寧に進める体制も維持している。

公務員試験対策の面では、「学びの改革・新企画」に基づき、市町村の採用試験で導入が急増している SPI 試験への対策を抜本的に強化した。春学期に SPI 対策、秋学期に教養試験対策を行う二段構えの体系的なカリキュラムを編成し、従来の解説中心の講義から、学生が自ら問題を解き進める「演習時間」を重視する形式へ移行したことにより、問題に対する理解力が向上したともいえよう。

幼児教育・保育科では、4 月から 9 月にかけて計 51 コマに及ぶ「就職講座」を実施し、履歴書作成から保育専門筆記、さらには近年の試験で重視されるピアノ、ダンス、製作物表現といった実技指導まで、現場が求める「保育活動表現」に役立つものを引き出すため、細かな指導を実践した。さらに、キャリアセンターに蓄積された過去の受験報告書をユニパから瞬時に検索・閲覧できるシステムを整備し、学生自身が希望する園の試験傾向を迅速に把握できる環境も整えた。

令和 7（2025）年 3 月時点の就職実績は、幼児教育・保育科で内定率 100%、キャリアプランニング科で 93.3%を達成し（4 月末にはキャリアプランニングも 100%）、両学科ともに前年度を上回る実績を残した。特筆すべきは、幼児教育・保育科から一般企業への内定獲得において学科間連携が実を結んだ事例や、キャリアプランニング科において医療事務分野の安定した実績に加え、大手・有名企業への内定数が増加するなど、就職の「質」と「多様性」の向上が見られた点である。これは、1 年次からのインターンシップ推奨や、地域との連携による「ホスピタリティ研修」「豊橋わかば議会」といった学外活動への積極的な参加が、学生の社会人基礎力の底上げに繋がったものと分析している。

卒業後の定着支援および進学支援についても、単なる就職決定をゴールとしない「持続可能な働き方」の視点の指導についても注力した。幼児教育・保育科では、2 年生の 1 月に社会保険労務士を招いた「就職直前対応講座」を実施し、労働基準法や社会保険の仕組み、職場でのハラスメント防止を含む人間関係の構築方法など、社会人として自らを守り、責任を果たすための知識を伝えた。また、豊橋市保育協会や私立幼稚園協会による「こども未来お仕事フェア」や「幼児教育フェア」の参加により、入職後のイメージギャップを埋める価値を感じるなど就職先選択への対応も影響

していった。また、卒業後の進学についても、他大学への編入、看護師など他分野への進路変更を希望する学生に対し、キャリアセンターが具体的な受験支援や進学先紹介を行い、自己実現を支える体制を整えている。

今後の重要課題として、卒業生調査から浮き彫りとなった「早期離職の防止」が挙げられる。卒業後4年目調査における離職原因の多くは、仕事内容のミスマッチや人間関係であった。この分析結果を真摯に受け止め、令和8年度からは全科合同の「ホームカミングデイ」を本格展開し、卒業生が直面する悩みを共有し再就職を支援する「リカレント教育の拠点」としての機能を強化していく。さらに、在学中から企業経営者や園長などによる「リアルな労働条件と期待される役割」を学ぶ講義を導入し、学生が理想と現実のギャップを乗り越え、主体的にキャリアを形成できるレジリエンスを備えた人材を育成することを目指していく。

＜テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の課題＞

様々な事情を抱える学生が入学、在学している昨今、2年間という短期間で学習成果を上げ、希望する進路に進むため、学習支援のみならず生活指導や進路支援、家庭との連携が今まで以上に重要になっている。対応の一つとして、今年度入学生から、幼児教育・保育科においても長期履修制度を導入した。多様な学生への対応が充実してきたが、学修の条件、制度上の違いも多様化が進むため、履修指導や実習指導等々、指導の在り方や事務的な作業は煩雑化すると思われる。今後も益々個別対応が増加すると思われるが、できる限り細やかに指導し、地域から「面倒見の良い大学」と言われ続けることを課題と考える。

近年、就職活動・就職試験の早期化により、就職指導やキャリア関連科目等の前倒し等の対応が必要となっている。また、これまで主流であった夏季休業期間の長期インターンシップに加え、通年で実施される1dayインターンシップやオープンキャンパーへの参加が「早期選考」の入り口として機能している実態からも、これらへの対応は必須である。キャリアプランニング科ではこれまで、1年次必修の「キャリアプランニングⅠ（春）」、「キャリアプランニングⅡ（秋）」における就職ガイダンスの内容変更やクラスを増やすなど、行ってきた。次年度に向けては、「ビジネス文書Ⅰ及びⅡ」の開講時期を早め、就職試験や履歴書作成対策の強化を図るためのカリキュラム変更を行った。引き続き、この環境に適応すべく、就職支援体制とカリキュラムの適正化に努めていく。

一方、このような対応が過剰になれば、本来目指すべき学業や学生生活にも、マイナスの影響を与えかねない。このような観点からも、カリキュラム編成はもとより、教職員がバランスを意識した学生指導や対応を心掛ける必要がある。また、学園祭や豊橋まつり総踊りへの参加や学生企画による科内イベントの実施などにも取り組んでいるが、更なる充実が課題である。

＜テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の特記事項＞

特になし。

＜基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

①幼児教育・保育科

前回の第三者評価は、令和3（2021）年10月に受けており、学修の「見える化」、多様なアンケートの分析・活用、「履修カルテ（e-ポートフォリオ）」の効果的な運用、卒業生を継続的にケアする仕組み作りをあげている。

学園システム UNIVERSAL PASSPORT の学生カルテの利用、小テストやリアクションペーパーの活用など、学修の「見える化」に対する個々の取り組みは進んでいる。また、学習支援やキャリア支援にはつながっていると考えるが、科全体としての活用や、学生自身が確認するような機会は少ないように見受けられる。各種アンケートについては、IR室が各種アンケートをとりまとめ、各科や委員会等で分析・対応を検討するなど、組織的な対応がとられるようになった。また、本学独自で実施していた学修行動調査を全国学生調査に一本化することで学生の負担を減らす工夫をしている。履修カルテ（e-ポートフォリオ）については、従来の学科独自の様式と UNIVERSAL PASSPORT の学生カルテが混在しており、一本化する方向で考えているが、今年度に学園システムの更新があり、システム自体を十分に活用できていないのが現状である。卒業生に対する継続的なケアについては、ホームカミングデーの機会だけでなく、キャリアセンターや教員が個別に支援している。卒業後の相談、離職等については大学側にアクセスしない人もいるため、継続的に工夫・改善をしたいと考える。

②キャリアプランニング科

前回の第三者評価は、令和3（2021）年に受けており、評価対象は令和2（2020）年度版の自己点検・評価報告書であった。

基準Ⅱに関する指摘事項は、次の2点である。一つ目は、シラバスに欠席、遅刻、早退が減点対象と読み取れる表記が（一部に）残っており、これらの改善に対する指摘であった。本科では、この指摘を受け、改めて、専任教員及び非常勤講師に対する確認事項の周知と科内全体で関わるような形で、点検体制の強化を図り、対応してきている。

二つ目は、授業評価アンケートの実施対象科目数についての指摘であった。現状は受講者数の多い科目を選んでの実施となっているが、短大教務委員会や各科において、複数ないし全科目を対象とするアンケート実施について検討を行っている。

前回の第三者評価は、令和3（2021）年に受けており、評価対象は令和2（2020）年度版の自己点検・評価報告書であった。

基準Ⅱに関する指摘事項は、次の2点である。一つ目は、シラバスに欠席、遅刻、早退が減点対象と読み取れる表記が（一部に）残っており、これらの改善に対する指摘であった。本科では、この指摘を受け、改めて、専任教員及び非常勤講師に対する確認

事項の周知と科内全体で関わるような形で、点検体制の強化を図り、対応してきている。

二つ目は、授業評価アンケートの実施対象科目数についての指摘であった。現状は受講者数の多い科目を選んでの実施となっているが、短大教務委員会や各科において、複数ないし全科目を対象とするアンケート実施について検討を行っている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

①幼児教育・保育科

多様な学生への対応と社会的ニーズへの対応として教育課程の充実を図ってきているが、今年度入学生から長期履修制度を導入し、今後、長期履修生が増えることが想定されるため、カリキュラムチャートや履修指導、実習指導、就職支援については見直し、または別メニューが必要と考える。

②キャリアプランニング科

学習成果のアセスメントについて課題を挙げてきたが、具体策として、科内におけるコモンルーブリックの設計を検討している。今年度より実施している卒業時の自己評価ルーブリックをモチーフに、その改善、導入を図りたい。また、既存の科目・課題ルーブリックの点検を行う中で、各科目における段階的な導入を検討する。

学生支援については、就活早期化への対応に尽きるが、カリキュラムの前倒しや過剰な就職イベントによって生じるひずみの解消に取り組みたい。例えば、早期化についていけない学生に対するケアや学習意欲を維持するための取り組みを検討している。特に、後者については、2年次の科目配当やコースごとの履修モデルについて再設計を行う。正課外の取り組みなども踏まえた、検討を行っていく。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している。]

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

本学の教員組織は、短期大学部および各科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー、以下 CP）に基づいて適切に組織されている。本学には幼児教育・保育科とキャリアプランニング科の2科が設置されており、さらに公務員別科があるが、公務員別科の教育はキャリアプランニング科の教員が兼務することで柔軟に対応している。

令和7（2025）年5月1日現在の各科における専任教員数は、以下の表の通りである。学科単位では短期大学設置基準に定める教員数を配置・充足している。しかしながら、短期大学部全体としては、短期大学設置基準に定める教員数（計18名：各科の基準計14名＋短期大学全体としての共通基準4名）を充足できていない状況にある。両科とも学生数が定員未充足のため授業の運営等に支障は出ていない。

学科・専攻名	専任教員数					設置基準で定める教員数		助手
	教授	准教授	講師	助教	計	〔イ〕	〔ロ〕	
幼児教育・保育科	4	3	1		8	8	－	
キャリアプランニング科	2	5	0		7	6	－	
(小計)	6	8	1		15	14	－	
〔ロ〕						－	4	

令和 7 (2025) 年 5 月 1 日現在

専任教員の職位については、修士以上の学位取得者が大半を占めており、短期大学設置基準の職位に関する規定を充足している。また、これら教員の経歴や主な業績は本学ホームページにて広く公開しているほか、冊子として地域のステークホルダーへ配布し、透明性を確保している。

職名	博士	修士	学士	准学士	合計
教 授		5	1		6
准教授	1	6		1	8
講 師		1			1

令和 7 (2025) 年 5 月 1 日現在

本学では、CP 並びに短期大学設置基準に基づき、専任教員 15 名のほか以下の非常勤教員、兼任教員（他科の教員）、兼任教員（併設大学の教員）を配置し、教育課程の円滑な実施を図っている。

学科・専攻名	非常勤教員	兼任	兼任
幼児教育・保育科	21	2	3
キャリアプランニング科	9	2	3
合計	30	4	6

令和 7 (2025) 年 5 月 1 日現在

非常勤教員の採用にあたっては短期大学設置基準を準用しており、特に高い教育効果や安全管理が求められる実技・実習科目において効果的な配置を行っている。授業の補助的役割を果たす教員として、幼児教育・保育科では特に音楽のピアノ実技に関して少人数でのマンツーマン指導が必要なため、非常勤講師 1 名のほか非常勤助教 2 名、非常勤助手 2 名を配置している。また、幼児教育・保育科、キャリアプランニング科の調理実習に関する授業については、効率のよい授業運営をめざし、当日の実習の準備から、授業補助、片付けのために担当教員のほかに非常勤助手 1 名を配置している。

教員の採用、昇任は就業規則、選考規程等に基づいている。専任教員の職位は、学位・教育実績等設置基準を充足しているほか、教員の採用、昇任についても、豊橋創造大学短期大学部教員資格基準に基づき、教授会が選出した資格審査委員による審査や教授会の審議を経て、学長・理事長に答申がなされる。この一連のことは、就業規則、教授会規程等に基づき行っている。

〔区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動

＜区分 基準Ⅲ-A-2 の現状＞

専任教員の研究活動としては著作や論文の執筆、学会発表等が主なものであり、全体の数としてはそれ程多くないが、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて成果をあげている。

令和 7（2025）年度は研究代表者としての科研費や受託・共同研究等の外部資金の獲得については研究助成金（奨学寄附金）の実績があったほか、昨年に引き続き他機関から科研費研究分担金の配分を受けた。また、かつての個人研究費を教務経費及び間接的研究経費に対する支弁を主な使途とする「教育研究活動基盤経費」と研究計画に係る直接的費用の一部を助成する「学内研究助成費」を分けて規定した「教育研究活動費規程」等を令和 4（2022）年度より新たに整備して、教員の教育研究活動を支援するとともに、研究倫理を遵守するための取組みとして、対象ガイドラインに基づき、公正研究推進のための研修を年 1 回実施している。

研究紀要は、毎年度全教員向けに教授会において投稿を募集し年度末に発刊しており、研究成果の発表を行なっている。

また、教員毎に研究室を設置し、原則週 1 日の研修日の確保など、様々な環境整備がなされているが、専任教員の留学、海外派遣等に関する規程は整備していない。

専任教員の研究活動については、次のとおり規程等を整備している。

- ・研究活動における行動規範
- ・研究活動上の不正行為防止に関する規程
- ・科学研究費取扱要綱
- ・公的研究費の管理・監査体制に関する規程
- ・教育研究活動費規程

〔区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。〕

＜区分 基準Ⅲ-A-3 の現状＞

事務職員は、毎年度それぞれの担当事務が割り振られ、OJT や必要に応じ外部研修により専門性を深めており、能力や適性を十分発揮できるよう目標管理制度のもとで職務執行に努めている。事務関係諸規程は、経理規程、稟議規程等が整備され、事務の実状に即した規程の見直しも継続的に行っており、それぞれの規程に基づき適正に事務が処理されている。

事務室及びその情報機器、備品等については、常に働きやすい環境整備の観点から、照明、空調は順次機器の取り換えを行い、ほぼ完了している。パソコンは、概ね 5 年で定期的に更新を行っており、令和 3（2021）年度末に全面更新を行い、事務処理の効率化に努めている。また、平成 29（2017）年度に GAKUEN システムの大幅なバージョンアップ行ったが、令和 7（2025）年度に GAKUEN システムの更新を行い、更なるバージョンアップによる、学生サービスの向上、事務処理の省力化・効率化が図られるよう、改善に取り組んでいる。

日常業務の見直しや事務処理の点検・評価の観点から、内部監査を毎年実施し、事務処理の適正化や業務改善につなげている。

また、学生の成績原簿は豊橋創造大学短期大学部文書保存規程により、永久保存として適切に管理している

〔区分 基準Ⅲ-A-4 学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。〕

＜区分 基準Ⅲ-A-4 の現状＞

学校法人藤ノ花学園業務組織及びその運営に関する規程により事務組織及び事務分掌等が定められており、総務部、教学部、渉外部の三部で組織し、それぞれ担当する職員の専門性を活かし、短期大学部の教育研究活動等と事務局との責任体制は明確になっている。

教学等に関する事項を学長の諮問に応じて審議する機関として、教授会と運営幹部会が置かれており、その構成員として各科長の他、事務局幹部職員も構成員となっている。また、事務局に部課長会を置き、週 1 回必要な事項を協議調整しており、その構成員に事務局幹部職員に加え、教員が兼務するシステム管理室長と教学部長も会議に参加するなど、教職協働が円滑に行われている。

〔区分 基準Ⅲ-A-5 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している。〕

＜区分 基準Ⅲ-A-5 の現状＞

SD 活動に関しては、平成 28 (2016) 年 1 月 1 日に合同 SD 委員会規程が施行され、SD 研修基本方針のもと、実施計画のなかで重点事項を明らかにし、体系的な研修を展開している。外部研修会への参加、職場内における外部講師による講演のほか、全職員を対象とした年末の SD 研修会では、大学を取り巻く環境変化を踏まえた教育改革等の動向や時事問題、外部研修会の成果発表等を行うなど、より密度の濃い研修を目指している。

FD 活動に関しては、平成 22 (2010) 年 10 月 1 日に大学・短期大学部合同 FD 委員会規程が施行され、同年 11 月に合同 FD 委員会を設置した。令和 7 (2025) 年度は年 2 回の授業評価アンケートや公開授業の実施をはじめ、全学的な FD 講演会や FD 研修会を開催するなど、各種 FD 活動を通して授業や教育方法の改善を行うほか、教務委員会や教務課と連携して、学習成果向上のための諸活動を展開した。

ティーチング・アシスト等指導補助者の研修については、対象となる学生の状況に応じた必要な研修を行うよう努めている。

〔区分 基準Ⅲ-A-6 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。〕

＜区分 基準Ⅲ-A-6 の現状＞

就業規則、就業規則実施規程、育児・介護休業等に関する規則、定年規程、定年規程施行細則、職務に専念する義務の特例に関する規程、懲戒等委員会規程、給与規程、退職金規程、旅費規程等教職員の就業に関する諸規程は整備されており、これらの諸規程を学内のネットワーク上に示し、教職員が必要に応じ常に閲覧できる環境を整えている。そのほかに、常勤嘱託職員設置要綱、非常勤職員の就業に関する要綱、職員の振替・代休の取扱い基準、アルバイトの雇用及び賃金に関する取扱要領等の整備とマニュアル化を進めており、教職員は就業に関し、これらの規程等に基づいて就業している。

就業管理については先般の働き方改革関連法を始め、令和4（2022）年度、教員には裁量労働制を導入したほか、10月1日施行で育児・介護休業等に関する規則に出生時育児休業（産後パパ育児休業）等を規定するなど、労働法制の最新の動向を踏まえとともに、法の趣旨や関係規定に基づき常に適正管理に努めている。

また、教職員の採用・昇任については、豊橋創造大学短期大学部教員資格基準により、適切に行っている。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題＞

短期大学部教員の科研費、外部研究費等獲得への取り組み強化が大きな課題となっている。また、FD講演会の開催については、大学との合同開催だけでなく、短期大学部の教員課題に特化した内容とする必要性もある。このほか、公開授業の実施方法についても改善に向けた継続的な検証を重ねている。

事務組織における当面の課題としては、職員の更なる資質・能力及び成果向上のため、OJTの強化や、特に本学の置かれた現状に対していかに職員の意識を向上させる有効・効果的なSD研修の実施に努めていく必要がある。

諸規程はネットワーク上で公開されているが、就業に関して規定されていない事項が発生した場合には、事務局内で協議のうえ迅速に対応しているものの、全学的な周知徹底を行う必要がある。また、限られた職員の中で、職務能率の維持・向上と長期的な視点に立った職員育成のためのジョブローテーションを通じた人事異動との両立が課題となっている。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項＞

大学を取り巻く環境が年々厳しさを増す中で、教職員には、多くの課題を迅速かつ的確に解決する処理能力が求められている。そのため、日々の自己研さんはもちろんのこと、あらゆる機会をとらえ、組織一丸となって取り組むための環境整備や意識改革を徹底することにより、教職員の資質・能力の更なる向上に努めていく。当面の具体的な目標として、専任教員には、外部資金獲得へのチャレンジを促すとともに、学内の教育研究活動費のうちの学内研究助成費の活用を推進し、教育研究の更なる活性化を図る。

一方、事務職員に関しては、現状の課題把握と取り組むべき方向性を明確にするため、目標管理制度の活用と精緻化を通して意識改革を図りながら、事務処理能力の更なる向上と成果を重視した職務執行体制の確立を目指す。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

本学は、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を確実に具現化し、学生が安全かつ快適に学修ができるよう、校地、校舎、施設設備等の物的資源を計画的に整備・活用している。緑豊かな校地と、短期大学設置基準を大幅に上回る校舎面積により、学生間の交流や情操豊かなキャンパスライフが担保されている。なお、本学には通信による教育を行う学科は設置していない。

本学は都会の喧騒から離れた豊かな緑地を有し、情操教育に適した優れた環境を備えている。各面積は短期大学設置基準の規定を大幅に超過し、充足している。

1. 校地面積： 基準 3,400 m²に対し、併設大学との共用を含め 61,945.88 m²を確保している。
2. 運動場用地： 併設大学との共用で 25,023.55 m²を確保（ほか併設大学専用 11,388.00 m²）している。
3. 校舎面積： 基準 3,650.00 m²に対し、短大専用 4,169.89 m²および共用 9,184.04 m²を確保している。

体育館（4,351.55 m²、アリーナ 2,564.94 m²）には、夏期の熱中症防止対策として令和 6（2024）年度に国の補助金を活用して空調設備を新たに設置し、令和 7（2025）年度より稼働している。バリアフリー対応としては、校地全体へのスロープ設置、校舎ほぼ全域へのエレベーターやスロープの導入、各棟への障がい者用トイレの配置を完了している。

大学全体で講義室 23 室、演習室 36 室（ピアノレッスン室 19 室含む）、実験実習室 21 室、情報処理学習施設 4 室、語学学習施設 1 室を整備し、専任教員に対して個室の研究室を確保している。

各講義室にはプロジェクタ、PC、全室冷暖房を完備、演習・実習室には移動式プロジェクタを適切に配置している。

幼児教育・保育科においては、専門職的・実践的教育の成果を確実なものとするため、学内に現場さながらの臨場感を持った模擬実習環境を整備し、実践力の育成を図っている。

実際の幼稚園や保育所の保育室（1 クラス分）を学内に忠実に再現した「保育実習室」を設置している。当教室は、学生がそれまでに培った知識と技能を総合的に実践する場として活用されているだけでなく、定期的に近隣の幼稚園児や保育園児を学内に招く「子どもの観察・交流実習」の場としても機能している。これにより、学生は日常的に子どもの生の実態に触れ、臨床的な実践力を高めることが可能となっている。

教室外の専用遠隔授業施設はないが、全教室の教壇にノート PC を配備し、撮影機器を用いた双方向型授業等に柔軟に対応できる環境を整えている。

図書館（別棟書庫含め 2,016.1 m²、合計 159 席）は併設大学と共用しており、窓側で、採光性に優れた開放感のある 18 席をアクティブ・ラーニング対応ゾーンとしてい

る。

1. 図書選定システム： 出版情報誌による回覧選定や科単位での資料選定を中心に、図書委員以外の教職員や学生リクエスト（迅速発注）にも対応。シラバス掲載のテキスト・参考図書や教員選書による学習用資料を系統的に収集している。
2. 廃棄・管理システムの構築： 開学以来未実施であった蔵書点検およびデータ未移行の課題に対し、令和6（2024）年度末に一斉蔵書点検を断行し、令和7（2025）年度には未整理資料の登録と整理に着手・完了した。それを踏まえた「除籍・廃棄システム」の正式確立を予定している（消耗品扱いの資料は整備済みの手順により適宜廃棄中）。資料の他大学連携に関しては、他大学図書館との連携による相互利用に努めている。

また、近年の気候変動に対応し、体育館アリーナへの空調設備導入を迅速に行うなど、学生の安全と快適な学修環境の維持に常に努めている。ICT 面においても、全教室へのプロジェクタや PC 設置、教壇 PC を活用した双方向型授業への対応など、教育効果を高めるための基盤が適切に活用されている。

〔区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。〕

＜区分 基準Ⅲ-B-2 の現状＞

本学は、保有する校地・校舎、施設設備および物品の価値を適正に維持し、安全かつ持続可能な教育研究環境を確保するため、法人の諸規程等に基づき、適切な維持管理、防災・防犯、情報セキュリティ、環境対策を講じている。

法人の統一規程として、「経理規程」「経理規程施行細則」「固定資産及び物品管理規程」「資産運用に関する取扱基準」を整備しており、これら諸規程に厳格に従って施設設備および物品の適切な維持管理を行っている。

火災・地震対策に関する規程として「防災管理規程」「防火管理規程」「地震防災規程」「防災対策委員会規程」を整備するとともに消防計画を策定している。各規程に基づき、防災対策委員、防火管理者等を任命し、責任の明確化および防災管理体制の維持に努めている。また、全学避難訓練（年 1 回）および安否確認訓練（年 2 回）を実施している。

学内の警備・防犯システムについては、平日 18 時～20 時には非常勤職員による学内巡回を行い、休日および夜間は外部警備会社（セコム）との連携による機械警備体制を構築している。

災害への備えとして、定期点検の実施に加え、主な教室等への懐中電灯の配備、停電時手動利用が可能な災害対応型自動販売機を設置している。また、防火対策として、平成 30（2018）年度末には研究棟屋上消火水槽の老朽化に対応するため、1 階ポンプ室に「補助加圧ポンプユニット」を追加設置し、有事における確実な加圧消火用水供給体制を整えている。

学内すべてのコンピュータにウイルス対策ソフトを導入し、感染および拡散防止を徹底している。技術的対策として、部門間（教室・教員・事務職員）の通信をファイアウォールで制限・遮断し、内部ネットワークを介した情報漏洩を防止している。データ

保護においては、業務データ消失を防ぐファイルサーバおよび無停電電源装置（UPS）を設置し、定期的なバックアップを行っている。

また、経理端末については法人本部の経理システムサーバへクライアント接続する運用を行っており、接続 ID とログインパスワードによる厳格なアクセス権限管理に基づき、不正接続を遮断している。なお、経理システムサーバの安全管理（UPS 設置、定期的バックアップ、ソフトウェア保守契約等）は、法人本部において一元的に安全対策が施されている。

環境保全および省エネルギー対策として、校内におけるゴミの分別回収、給茶器等での使い捨て紙コップの廃止とマイボトルの使用推奨、夏季クールビズの導入、こまめな消灯の励行、冷暖房の温度設定管理などを徹底し、全学を挙げた環境負荷軽減に努めている。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題＞

校地の面積は、短期大学設置基準に規定された基準面積を充足しており、運動場についても適切な面積の運動場を有している。

また、校舎の面積についても短期大学設置基準の規定を充足しており、課題はない。

校地と校舎が障がい者に対応しているかという点については、一部、下肢障害者（車椅子利用者）の利用できないフロアがあり、今後対応が必要であるが、対象者への対応が必要な場合には、講義に使用する教室を変更することにより当面对処する。

授業を行う講義室、演習室、実験・実習室に関しては、現在有する室数で時間割運営はできており、課題はない。

機器・備品の整備については、年度の予算編成時に各科の教育課程編成・科の方針に基づいて提出された計画、要望を取りまとめ、その妥当性を判断して新規購入あるいは更新の手続きを行っており、課題はない。

本学の図書館は、当初、経営系単科大学と短大部を想定して建てられており、近年の医療系学部増設による急激な資料増加に伴い、既存の書架及び書庫の収容能力をはじめフロア部分の空間的な余裕がなくなりつつあり、長期的展望にもとづいた対策が課題である。本年度行った蔵書点検を契機に、令和 7（2025）年度中には未整理資料等の登録と整理を完了し、資産扱いの図書の除籍及び廃棄作業を一層推進する。

防災対策については、防災上欠くことのできない組織や規程等基本的な整備は整っているものの、災害の発生時に機能を如何なく発揮できる体制整備が大きな課題となっている。平成 26（2014）年度から防災備蓄品の購入は計画的に行っており、マニュアルの整備、教職員の意識改革、機能的な組織づくりと効果的な防災訓練の実施はもとより、BCP の策定に向けてこの間の取組みを検証しながら、有効な対策を着実に講じていく必要がある。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項＞

学内の施設・設備については、年次計画による更新等を行った結果、一定の基準を達成しており、特に大きな課題はないが、図書館については、書架・書庫の収容能力に余裕がなくなりつつあり、その対策として廃棄図書の除籍を優先的に行い、スペースを

確保すると共に、書庫の整備手法等を検討する。

また地震・防災対策に関しては、防災倉庫、防災備蓄品等の整備が概ね完了しつつあり、物的な備えから災害時に機能する体制整備へと軸足を移し、防災訓練等様々な機会を活用し、意識改革を促しながら、実践力の向上を図る。

〔テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源〕

〔区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。〕

＜区分 基準Ⅲ-C-1 の現状＞

教育課程編成・実施の方針に基づいた技術サービス・支援・設備の向上と充実

本学では、教育課程の編成・実施の方針に基づき、技術的資源の整備と活用を計画的に推進している。併設する大学と共同でネットワーク管理委員会を設置し、豊橋創造大学・短期大学部共同利用電子計算機ネットワークシステムの運用および管理方針を決定し、この方針に基づき、教育課程の実施に必要な技術サービスや専門的支援、施設・設備の向上を体系的に進めている。

技術的資源の整備・運用を担う実務部門として、事務局教学部内にシステム管理室を設置し、常勤専任職員と外部委託先の技術スタッフが連携して、学内の通信機器やネットワークの稼働状況を常時監視している。これにより、機器の故障やネットワーク障害が発生した際にも迅速な対応が可能な体制を構築している。また、これらの専門職員は、学生および教職員に対する情報技術に関する支援も担当しており、教育活動の円滑な実施を支えている。

施設設備の点では、すべての講義室に講師用パソコンとプロジェクタまたは大型モニタを常設し、スライドや映像資料を用いた授業が可能な環境を整えている。加えて、コンピュータ教室や PC ゼミ室などの特別教室を整備し、双方向型の学習支援システムを導入するなど、教育課程の実施に資する ICT 環境の充実を図っている。サービス面では、学生に対して入学時に個人アカウントを発行し、教学システム「UNIVERSAL PASSPORT」や Microsoft 365、学内パソコンのログインなど、各種情報基盤サービスと連携させて利便性を高めている。さらに、Google Workspace for Education を活用し、大学ドメインのメールアドレスを付与することで、講義での課題提出や就職活動にも活用できる環境を整備している。

学生及び教職員への情報技術の向上に関するトレーニングの提供

本学では、学生および教職員の情報技術に関するスキル向上を目的として、ガイダンスやカリキュラム科目、研修機会を通じた継続的な支援を行っている。

学生に対しては、入学時に大学ポータルサイトの利用方法、学内ネットワークやメール設定、パソコン操作などの基本的な IT スキルを実践的に学ぶ ICT ガイダンスを実施しており、教員と事務部門が連携して指導にあたっている。

カリキュラム面では、両科において、情報技術の基礎から応用までを段階的に学べる科目を設置している。幼児教育・保育科では、「情報教育入門」「教育工学演習Ⅰ・Ⅱ」

を通じて、教育現場で求められる ICT 活用能力の育成に力を入れており、園だよりや電子紙芝居、音楽制作などの実践的な教材作成スキルを修得する内容となっている。キャリアプランニング科では、1 年次に「パソコン演習Ⅰ・Ⅱ」を必修とし、Microsoft Office を中心としたビジネス実務に必要なスキルを習得する。さらに、2 年次には「パソコン演習Ⅲ・Ⅳ」や「プレゼンテーション」「医事コンピュータ実務」など、専門性に応じた応用的な科目を選択できる体制を整えている。令和 7（2025）年度からは数理・データサイエンス・AI 教育プログラムとして「データサイエンス入門」を大学との共修科目として開講している。

教職員に対しては、入職時に専門職員がネットワークシステムや学内 ICT 環境の利用方法について個別に説明を行い、業務や授業に必要な情報技術の理解を支援している。また、Microsoft Office や Google Workspace を搭載したパソコンを 1 人 1 台配備し、ノート PC や iPad の活用によるペーパーレス化や DX 推進にも取り組み、必要に応じてマニュアルの配布やシステム更新時の研修を行っている。令和 7（2025）年度は、学内の教職員向けに生成 AI のガイドラインを策定し、研修を実施した。

技術的資源と設備の両面における計画的な維持、整備、状態保持

本学では、教育活動を支える技術的資源と設備の両面において、計画的な維持・整備を実施し、常に適切な状態を保持する体制を整えている。ネットワーク管理委員会とシステム管理室が中心となり、学内の ICT インフラ全体を統括的に管理しており、5～6 年を目安に教育用パソコンやネットワーク機器などのハードウェア更新を計画的に実施している。更新に際しては、教職員や学生へのアンケートやヒアリングを通じてニーズを把握し、それを反映した整備方針を委員会で審議している。

近年の主な整備実績としては、令和 3（2021）年度末には、コンピュータ教室および講義室に配備されている講師用パソコンの全面更新を実施した。令和 6（2024）年度に学内情報基盤のハードウェア・ソフトウェアを全面的に更新し、事業継続性を考慮し、基幹システムのレスポンスやセキュリティの向上を図った。ネットワーク面では、インターネット接続回線として、令和 3（2021）年度に学術情報ネットワーク（SINET6）へ移行し、より安定した通信環境を確保している。

無線 LAN 環境についても、平成 31（2019）年度に更新を行い、Wi-Fi 6 に対応した機器への更新とアクセスポイントの配置見直しを実施した。令和 4（2022）年度には学内ネットワークの増強とセキュリティ機器の導入を実施した。

教育研究面では、パソコンやプリンタ等の不具合には、事務局と委託先企業が連携して迅速に対応する体制を整えており、消耗品補充や機器保守に必要な予算も毎年確保している。これらの取り組みにより、本学は教育課程の実施に必要な技術的資源を安定的に提供し続けている。

技術的資源の分配の定常的な見直しと活用

本学では、教育課程の編成・実施に資する技術的資源の分配について、常に見直しを行い、効果的な活用を図っている。ネットワーク管理委員会が中心となり、教職員や学生のニーズを把握するために定期的なアンケートやヒアリングを実施し、その結果をもとに整備方針を審議している。これにより、教育現場における ICT 環境の最適化が図られている。

パソコン教室は、本学と豊橋創造大学の共同利用であるが、両大学の授業科目に必要な割当を実施している。講義時間外は、学生の自習用に開放されており、自由にパソコンを利用できる環境が整備されている。

また、図書館自習コーナー、学習サポートセンター、ゼミコーナーなどにもパソコンを設置し、学生が自学自習や課題作成に活用できるよう配慮している。学内の各所に設置されたネットワークプリンタは、資料やレポートの印刷に利用されており、学習活動の効率化に貢献している。さらに、学内のパソコンはすべて同じ個人アカウントでログオン可能となっており、ネットワークドライブを通じてどの端末からでも個人ファイルにアクセスできる利便性の高い環境が提供されている。令和 7（2025）年度には、図書館に持ち込みパソコンを外部モニタに接続し、2 画面での作業が可能な「モニタ・ワーク席」を 6 席、学習支援スペースに 2 席を設置した。これにより、レポート作成や資料閲覧、オンライン教材の活用などにおいて、作業効率および学習環境の向上を図っている。

教育面以外でも、例えば就職支援でキャリアセンターや公務員スタディールームにパソコンを設置し、学生が ICT を活用して就職活動や試験対策を行えるよう支援している。

令和 7（2025）年度には教学システム「UNIVERSAL PASSPORT」を最新バージョン（RX）へ更新し、履修登録、出欠管理、成績管理、課題提出等の機能の利便性および処理効率の向上を図った。この更新により、学生および教職員が利用する情報基盤の運用効率が改善され、技術的資源のより効果的な活用が可能となっている。

これらの取り組みは、技術的資源の分配を教育課程の目的に即して柔軟に見直し、最大限に活用する姿勢を示しており、学生の学修成果・学生生活の向上に寄与している。

教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用するための学内のコンピュータ整備

本学では、教職員が教育課程の編成・実施の方針に基づいて授業および学校運営を円滑に行えるよう、学内のコンピュータ環境の整備を計画的に進めている。常勤教職員やフルタイムの職員には、Microsoft Office や Google Workspace などの業務・教育支援アプリケーションを搭載したパソコンを原則として 1 人 1 台配備しており、授業準備や資料作成、学生指導、学内業務に活用できる環境を整えている。

また、ノートパソコンや iPad も配備し、教授会や委員会活動におけるペーパーレス化を推進するなど、学内の DX（デジタルトランスフォーメーション）にも積極的に取り組んでいる。これにより、教職員は場所を問わず柔軟に業務を遂行できる体制が整備されている。

新任教職員に対しては、入職時に専門職員がパソコンやネットワーク機器の設営を行う際に、学内システムの利用方法や情報セキュリティに関する基本的な説明を 1 時間程度実施しており、スムーズな業務開始を支援している。定期的なトレーニングは実施していないものの、必要に応じて技術資料やマニュアルを作成・配布しており、システム更新時には研修会を開催するなど、継続的なサポート体制を構築している。

令和 7（2025）度には、「多様な価値観が集まるキャンパス」や「学びの多様化等」

を図るため学則に基づき「豊橋創造大学短期大学部多様なメディアを高度に利用した授業の実施細則」を定め、コロナ禍への対応という暫定的な運用から、新しい教育への恒常的な制度運用に移行している。

このように、本学では教職員が教育課程の実施に必要な ICT 環境を十分に活用できるよう、ハード・ソフト両面からの整備と支援を継続的に行っている。

学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備

本学では、学生の学習支援を目的として、学内 LAN 環境の整備と高度化を計画的に進めている。大学全棟を結ぶ学内ネットワークは、基幹 10Gbps、フロア 1Gbps、終端 100Mbps の構成で構築されており、令和 4（2022）年度にはさらなる設備増強を実施した。これにより、講義室、図書館、自習スペース、ゼミ室など、学内の多くの場所で安定したネットワーク接続が可能となっている。

学内ネットワークは、ファイアウォールを経由して学術情報ネットワーク（SINET6、1Gbps）と接続されており、教育・研究活動に必要な高速かつ安全なインターネットアクセスを提供している。特に、近年のオンライン教材やクラウドサービスの活用が進む中で、ネットワークの安定性とセキュリティの確保は、学生の学修環境を支える重要な基盤となっている。

無線 LAN 環境についても、利便性とセキュリティの両立を図るため、Wi-Fi 6（IEEE 802.11ax）に対応したアクセスポイントを学内各所に設置している。令和 5（2023）年度には、さらなるアクセスポイントの増設と配置の最適化を行い、ネットワークの混雑緩和と通信品質の向上を図った。学生および教職員は、大学設備または私用のノートパソコン、タブレット、スマートフォンなどを学内ネットワークに接続することが可能であり、講義やゼミでのインターネット利用、自学自習、資料検索などに活用されている。さらに、令和 7（2025）年度には、従来の事前申請による MAC アドレス認証から 802.1X 認証に移行した。これにより普及が進むランダム MAC アドレスへの対応および、申請から利用開始までのリードタイムの短縮を実現し、セキュリティの向上と利便性の両立を図っている。

このように、本学では、学生が学内のどこにいても ICT を活用した学習活動を行えるよう、ネットワークインフラの整備と運用に継続的に取り組んでいる。今後も、教育環境の変化や技術の進展に対応しながら、学修支援のためのネットワーク環境の充実を図っていく。

教員による新しい情報技術の活用と効果的な授業の実施

本学では、教員が新しい情報技術を積極的に活用し、教育の質の向上と学習成果の達成に資する授業実践を行っている。すべての講義室には講師用パソコンとプロジェクタまたは大型モニタが常設されており、スライドや映像資料などの視聴覚教材を活用した授業が日常的に実施されている。これにより、学生の理解を深めるための視覚的・聴覚的な情報提示が可能となっている。

さらに、教学システム「UNIVERSAL PASSPORT」を活用し、教材配布、課題提出、出欠管理、成績管理、授業評価アンケートなどをオンラインで一元的に運用している。教員はこれらの機能を活用することで、授業運営の効率化を図るとともに、学生の学習状況を随時把握し、個別指導や早期対応に活かしている。特に出欠情報の即時共有

は、教務・学生支援部門との連携による学習支援体制の強化に寄与している。

また、Google Workspace for Education を活用し、Google Classroom による課題提示・提出管理や、Google Meet を用いた同時双方向型授業を実施するなど、対面授業とオンラインツールを組み合わせた柔軟な授業運営を行っている。これにより、資料共有や意見交換の機会が拡充し、学生の主体的な学習参加を促進している。

令和 2（2020）年度以降の遠隔授業の実施経験を踏まえ、令和 7（2025）年度には「豊橋創造大学短期大学部多様なメディアを高度に利用した授業の実施細則」を策定し、遠隔授業を教育課程上に明確に位置づけた。これにより、対面授業と遠隔授業を適切に組み合わせた多様な授業形態の制度的運用が可能となり、教育方法の柔軟性と継続性を確保している。

このように、本学の教員は、ICT を活用した授業設計と実践を通じて、学習内容の理解促進、学習機会の拡充、学生の主体的な学びの促進を図っており、教育課程の方針に基づいた学習成果の達成に寄与している。

特別教室（コンピュータ・マルチメディア・CALL 教室等）の整備

本学では、教育課程の編成・実施に対応した学習環境の充実を図るため、コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を計画的に整備している。大学と短期大学部共通で 4 つのコンピュータ教室（パソコン実習室）を設置しており、加えてパソコン環境が整った共同 PC ゼミ室を 1 室設けている。直近の更新は令和 3（2021）年度で、令和 5（2023）年度に全学の教室パソコンを Windows11 に更新した。これらの教室には、講師の操作画面を学生が確認できるモニタを 2 台に 1 台の割合で配備し、平成 29（2017）年度に導入された双方向型の学習支援システムにより、講師と学生の相互確認が可能な環境を整えている。

学内のパソコンはすべて共通アカウントでログオン可能となっており、ネットワークドライブを通じてどの端末からでも個人ファイルにアクセスできる利便性の高い環境が提供されている。これにより、学生は場所を問わず継続的な学習が可能となっている。

このように、本学では特別教室の整備を通じて、教育課程の実施に必要な技術的資源を提供し、学生の主体的な学びと進路支援を多面的に支えている。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

本学では、教育課程の編成・実施を支える技術的資源の整備を継続的に進めているが、情報技術に関連する教育資源については、いくつかの課題が指摘できる。

まず、組織運用面では、システム管理室やサポートセンターに寄せられる学生・教職員からの相談や質問内容が記録・保存されておらず、蓄積された利用者の声をネットワーク管理委員会にフィードバックして改善計画に反映する体制が未整備である。これにより、技術的課題の傾向把握や対応の質的向上が困難となっており、情報共有と改善サイクルの構築が急務である。

予算面では、物価高や円安の影響により、情報機器の価格やアプリケーションの利用料が高騰しており、限られた予算内での設備更新や維持管理が困難になっている。将来にわたり、クラウドサービスやライセンス契約の継続にかかる費用の増加は、教

育活動の安定的な運用に影響が考えられる。

設備面では、令和 4（2022）年度のネットワーク機器更新により、アクセスポイントの整備は進んだものの、ネットワーク遅延や不調といったトラブルは依然として不定期に発生している。

教育面では、学生の多くが「デジタルネイティブ」である一方、業務に必要なキーボード入力や Office 系ソフトの操作能力には個人差が大きく、教育支援の在り方にも工夫が必要である。特に幼児教育・保育分野では、ICT 導入が遅れていたが、今後急速に進展する可能性があり、分野特性に応じた支援体制の整備が求められる。

以上のような課題を踏まえ、本学では今後、技術的資源の整備・運用において、持続可能性と柔軟性を兼ね備えた体制の構築を目指すとともに、教育現場のニーズや社会の ICT 動向を的確に捉えた教育環境の整備を計画的に講じていく必要がある。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項＞

特になし。

〔テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源〕

〔区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。〕

＜区分 基準Ⅲ-D-1 の現状＞

短期大学部門の教育活動資金収支差額比率は、令和 5（2023）年度は△32.5%、令和 6（2024）年度は△22.9%、令和 7（2025）年度は△36%であり、経常収支差額比率は、令和 5（2023）年度は△50.7%、令和 6（2024）年度は△62.8%、令和 7（2025）年度は△35.9%といずれも支出超過となっている。

法人全体の過去 3 カ年の事業活動収支差額比率は、令和 5（2023）年度は△10.6%、令和 6（2024）年度は△25.3%、令和 7（2025）年度は△28.9%であり、短期大学部門の収支状況の悪化が顕在化してきている。これは主に定員未充足による学生数の減少、人件費比率の上昇と奨学金の増加によるものと分析している。

過去 3 年間の学生数及び定員充足率の状況は以下の表の通りである。幼児教育・保育科、キャリアプランニング科ともに収容定員未充足の状況が慢性化しており、学生生徒納付金収入の減少が続いている。キャリアプランニング科の入学定員 60 名（平成 30（2018）年度に 130 名から変更）については損益分岐の観点からすると経営上厳しい定員数ではあるが、経常費補助金の増減率における係数上昇を図るため、過去数年の入学者数の実態に即して変更したものであり、定員充足率は改善したが、学生生徒納付金収入は増加していない。また、幼児教育・保育科についても、定員未充足が続いていることから、修学支援制度の機関要件や経常費補助金の観点から令和 8（2026）年度から定員を 100 名から 80 名に変更することとしている。

短期大学部門の過去 3 カ年の定員充足率については、令和 5（2023）年度は 61.3%、令和 6（2024）年度は 56.6%、令和 7（2025）年度は 55.9%と低迷しており、学生生徒納付金収入の減少により収支を圧迫している状況である。

奨学制度については優秀な学生確保（入学生増加）と経済支援のために平成 26（2014）年度にスカラシップ奨学制度を導入した。その結果、同年度の短大全体での学生数は前年度に比べ 30 名増加したが、その後は減少が続き令和 7（2025）年度の定員充足率は前述の通り 55.9%であり、制度導入前を下回る結果が続いている。制度開始前（平成 25（2013）年度）の奨学費は 11,855 千円であったが令和 7（2025）年度には 33,612 千円と約 3 倍になっており、平成 30（2018）年度には奨学費制度の見直しが図られたものの、現在の定員充足率を勘案すると削減も困難な状況である。

令和 6（2024）年 5 月 1 日現在	年度 学年	R5 (2023) 年度	R6 (2024) 年 度	R7 (2025) 年 度
幼児教育・保育科	1 年 定員 100 名	50 名	54 名	48 名
	2 年 定員 100 名	61 名	46 名	54 名
	計 定員 200 名	111 名	100 名	102 名
	定員充足率	55.5%	50.0%	51.0%
キャリア プランニング科	1 年 定員 60 名	48 名	34 名	39 名
	2 年 定員 60 名	37 名	47 名	38 名
	計 定員 120 名	85 名	81 名	77 名
	定員充足率	70.8%	67.5%	64.2%
短期大学部本科定員充足率		61.3%	56.6%	55.9%

令和 6（2024）年 5 月 1 日現在	年度 学年	R5 (2023) 年 度	R6 (2024) 年 度	R7 (2025) 年 度
別 科	定員 20 名	1 名	0 名	0 名
	定員充足率	5.0%	0.0%	0.0%

一方、法人全体の過去 3 カ年の貸借対照表関係比率は以下の表のとおりである。負債比率が低く、運用資産余裕比率や純資産構成比率が高いことが読み取れ、現在のところ法人全体の財政状況としては概ね健全である。

貸借対照表関係比率（法人全体のもの）

区		分		R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)
分類	※	比率	算式（×100）	年度	年度	年度
貸借対照表関係比率	▽	有形固定資産構成比率	有形固定資産／総資産	47.3%	48.8%	48.1%
	△	特定資産構成比率	特定資産／総資産	31.7%	33.2%	34.9%
	△	流動資産構成比率	流動資産／総資産	14.6%	11.3%	9.7%
	▽	固定負債構成比率	固定負債／負債＋純資産	3.5%	3.7%	4.0%

▽	流動負債構成比率	流動負債／負債＋純資産	3.3%	2.8%	3.5%
△	内部留保資産比率	運用資産－総負債／総資産	44.6%	43.8%	40%
△	運用資産余裕比率	運用資産－外部負債／事業活動支出	261.3%	251.9%	215.6%
△	純資産構成比率	純資産／負債＋純資産	93.1%	93.4%	92.5%
△	繰越収支差額構成比率	繰越収支差額／負債＋純資産	-21.4%	-27.3%	-34.2%
▽	固定比率	固定資産／純資産	91.7%	94.9%	97.6%
▽	固定長期適合率	固定資産／純資産＋固定負債	88.4%	91.2%	93.5%
△	流動比率	流動資産／流動負債	435.7%	402.3%	279.7%
▽	総負債比率	総負債／総資産	6.9%	6.6%	7.5%
▽	負債比率	総負債／純資産	7.4%	7.0%	8.1%
△	前受金保有率	現金預金／前受金	853.1%	628.3%	532.4%
△	退職給与引当特定資産保有率	退職給与引当特定資産／退職給与引当金	100.0%	100.0%	100%

※△…高い値が良い

▽…低い値が良い

～…どちらともいえない

事業活動収支は、大学看護学科の完成年度である平成 24（2012）年度と翌年の平成 25（2013）年度はプラスに転じ、収支状況は好転しつつあったが、平成 26（2014）年度以降はマイナスに転じている。令和 7（2025）年度における各部門別の経常収支差額比率は短期大学部が△35.9%、大学が△30.5%であり、特に短期大学部門が法人の収支を大きく圧迫する状況であるが、法人全体の財政状況としては自己資金・金融資産が比較的潤沢であり、2号基本金も計画に基づいて組入れが行われており、短期大学部の存続が近年中に不可能となるような状況ではない。

退職給与引当金等については、教職員の退職に備えて退職給与引当金を設定しており、期末要支給額の 100%を基に、私立大学等退職金財団の掛金の累積額及び交付金の累積額等を加減した金額を計上している。同時に退職給与引当金の全額を退職給与引当特定資産として積み立て、保全を行っている。

資産運用については「学校法人藤ノ花学園資金運用規程」に基づき、元本保証を大原則として安全性を重視した運用を行っている。

教育研究経費比率は、基準の 20%を超えており、短期大学部の教育研究用の施設設備及び図書等の学習資源への資金配分も、学生数の比率等から勘案して適正に行われている。

公認会計士の監査意見への対応については、これまで監査意見は付されていないが、監事と会計士の面談の機会も設けており、指摘があれば適切に対応できる体制となっている。

寄付金収入については、令和 5（2023）年度から「豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部教育充実資金寄附金」として募集を開始している。

収容定員充足率に相応した財務体質については、前述の通り短期大学部門で定員の未充足による支出超過が続いているが、法人全体の財務体質は概ね健全な状態が維持されている。

事業計画と予算については、令和 2（2020）年度に策定された第二次中長期計画を踏まえ、10 月上旬から下旬にかけて各部門による事業計画書の提出と予算申請が行われ、12 月～1 月には必要に応じて理事長がヒアリングを行い、2 月上旬に決定されている。決定された予算等は内示の機会を設けて速やかに関係部門へ指示し、予算管理システム（平成 29（2017）年度に導入）のもとで執行は適正に行われている。

日常的な出納業務は円滑に実施されており、適宜、事務局長を経て理事長に報告している。

資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理されている。

月次試算表については、予算管理システムから作成できる環境にあり、必要に応じ事務局長を経て理事長に報告している。

【区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。】

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

本学の将来像については、「豊橋創造大学短期大学部第 2 次中長期計画 WISTERIA PLAN 2029」（令和 2（2020）年 5 月策定）の中で、学園全体の将来構想（グランドビジョン）として「～地域の未来を創造する～専門知識や専門技能を有し、地域社会で活躍できる人材の育成」をテーマに以下の 1～3 が掲げられ、さらにそれを実現するための 5 つの基本戦略と実行するための各種アクションプランが示されている。

<将来構想：グランドビジョン>

1. 地域で学ぶ（地域と知の連携を行う）：地域社会や職業とのつながりを理解する教育の実践
2. 地域を牽引する（地域の次世代リーダーを育成する）：地域の成長分野をリードする人材の育成
3. 地域とともにある（地域社会に開かれた教育機関）：チームで地域課題に取り組む教育の実践

<5 つの基本戦略>

- ①学生の確保と社会人学び直し事業／②教育の充実／③研究の充実
- ④地域連携（社会連携）の推進／⑤組織運営と人材の育成

また、平成 30（2018）年度からスタートした「経営改善計画」では、法人全体として、今後も「地域密着」「職業教育」「人間教育」というミッションをキーワードに、「至

誠・勤労・分度・推譲」という人間として基本的な精神を備えた人材を育成するとともに、地域社会に不可欠な存在として、有為な人材を輩出する役割を担って行くことを目標としている。

「第 2 次中長期計画」、「経営改善計画」のいずれにおいても「地域に密着した創造性豊かな人材の育成」を基本にし、社会からのより高い評価と信頼につながるような取り組みを新たに実践することを将来像として明確にしている。

短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析については、経営改善計画作成時に SWOT 分析を実施した。その後も、適宜、各地域での高校生の進学動向、各事業所等就職先の意向、競合他校の動向等について情報収集・分析を行い、四年制大学や専門学校との差別化を図りながら本学が当地域において存在意義を発揮できるよう、学生募集、教育課程の編成、就職指導等に反映している。

学生募集対策については令和 4（2022）年度もコロナ禍による活動の制限はあったものの、教育課程の見直しや、ホームページを活用した教育活動の情報発信、魅力的なオープンキャンパスの開催、教員及び学生による学生訪問等に取り組んだ。

学納金については、経営改善計画策定時以降継続的に検討を重ねた結果、他大学の動向や国の施策（消費税率引上げ）の影響等を勘案し、令和 2（2020）年度入学生から、年間で 25,000 円（内訳：教育充実費 20,000 円、実験実習費 5,000 円）の引上げを実施することとし、学則改正を行った。また、これまで無料としてきた休学者の在籍料（50,000 円）を徴収することにしたほか、学納金の再延納制度（半期の延納について、手続きにより更に半期延納を認める制度）を 1 年間の周知期間を設けて、令和 2（2020）年度末で廃止するなど、学納金に関する制度の改正を実施した。

教員数は短大設置基準が示す基準数に対し、全体数として 3 名不足している状況にもかかわらず学納金収入の減少等により人件費比率は 64.3%（健全数値 55%から 60%）となっており、健全化を欠いた状況である。人件費が短大部の収支に影響がきたしているため、適正化に向けた具体的な検討と対策が必要な段階に至っている。現員の新陳代謝には時間を要するが、今後、退職者の後任人事については、職位や年齢のバランスを考慮するほか、教育課程に必要最小限の人員配置を基本とするなど、適切な配置により効果的な教育の実施と人件費の抑制を図る。

施設設備は令和 4（2022）年度、在学生の利便向上と学生募集への好影響を期待して B 棟トイレの改修（洋式化）、体育・文化ホール 1 F カフェテリア（学生食堂）、ミーティングコーナーの改修とパウダールームの設置、C 棟トイレの改修（洋式化）、併せて多目的トイレを設置した。パウダールームには授乳コーナー、多目的トイレには子ども用トイレや紙おむつ交換台を設け、地域住民や卒業生の利用等を想定し、子ども連れに配慮した改修を施した。令和 6 年度には夏の熱中症対策として、国の補助金を活用して、アリーナの空調設備を整備した。

外部資金獲得については、学術研究支援室を中心に科研費並びに豊橋市を始めとする自治体等が募集する各種補助金獲得に向け積極的に学内周知を図り、鋭意努力しているが、短大部の実績はない状況である。遊休資産の処分等については現状では特に該当がなく計画もない。

定員管理と経費のバランスについては、令和 7（2025）年 5 月 1 日現在、幼児教育・

保育科の学生数は 100 人で定員充足率は 51.0%、キャリアプランニング科の学生数は 81 人で定員充足率は 64.2%、その結果、短期大学全体の定員充足率は 55.9%で定員割れが続いており、収支のバランスが取れていない。公務員試験合格を目的とする 1 年課程の公務員別科（平成 30（2018）年度開設）も開設以来定員未充足の状況である。今後も、より一層、次年度予算編成時に科ごとの予算を調整する中で学生数により経費を按分・算出するほか、管理経費の抑制、非常勤講師等の活用による人件費の抑制等を図り、短期大学全体での収支バランスに留意する。

なお、診療情報管理士や介護福祉士など、社会のニーズに即した人材育成を目指して専攻科を設置していたが、開設以来低迷が続いたため専攻科医療情報専攻は令和 2（2020）年 3 月、専攻科福祉専攻は令和 4（2022）年 3 月をもって廃止の手続きを行った。社会のニーズと学生の志向とが必ずしも合致しなかったことは残念である。

学園全体及び設置校ごとの財務状況及び事業報告については、本学公式ウェブサイトで公開するほか、夏期に実施する合同 SD 研修会において教職員全員を対象に説明する機会を設けており、危機意識の共有化に努めている。

＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題＞

法人全体における令和 7（2025）年度決算の活動区分資金収支計算書の本業部分である教育活動資金収支では 794,044,973 円のマイナスとなり、事業活動収支計算書における経常収支差額比率は△28.9%、事業活動収支差額比率も 5 年連続でマイナスである。部門別の経常収支差額比率は短期大学部が△35.9%、大学が△30.5%、高校は△41.1%であり、特に短期大学部門が法人全体での財政を圧迫している。また、日本私立学校振興・共済事業団の定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分では令和 6（2024）年度「B0」段階から「B3」段階のイエローゾーンとなり、令和 7（2025）年度についても昨年に引き続き「B3」段階であることから、更なる収支改善は喫緊の課題となっている。

＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項＞

令和 2（2020）年度から第 2 次中長期計画がスタートしてから 6 年、様々なアクションプランを実行しているが、収支改善には至っていない。令和 7（2025）年度には、中長期計画の後半に向けてより具体的な施策を検討した。

＜基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

支出抑制のための組織的取組や予算管理の徹底等を図る一方で、学納金の増収に向けた学生募集方策を具体化し、実行する。

これまで以上に教育研究活動の充実に努め、在学生・卒業生の満足度向上に取り組む。また、地域密着型の実学志向の短大としての存在感を高めるため、幼児教育・保育科及びキャリアプランニング科の魅力を積極的に地域へ発信するとともに、オープン

キャンパスを活用した育成型入試の導入など、学生募集対策を具体化し、実行する。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

現在、法人全体では負債比率は極めて低く、純資産構成比率が高いことから、健全な財政状態が維持されているものの、今後の長期に亘る永続性を維持するため、学納金収入の増加とともに、教育の質を担保しながら、いかに経費節減努力を図っていくかが当面の最重要課題である。法人全体では、引き続き支出抑制のための組織的な取組や予算管理の徹底等を図る一方で、短期大学部として、様々な観点から定員充足に向けた取組を強化する。短期大学部の今後の学生募集方策の立て直しには、地域密着型の実学志向の短大としての存在感を高めるとともに、姉妹校とのより強力な連携が不可欠であるため、法人全体での組織的な連携強化に取り組む。

また、近隣の幼児教育・保育系の短期大学の多くが四年制大学へ移行する中、本学の幼児教育・保育科の将来構想については、短期大学としての魅力を再認識するとともに、当地域の特性や法人の財務状況等を勘案しながら慎重に検討する。

今後、中期的な財務計画のもとで進捗管理表を活用して、様々な取組みの進捗状況を検証するとともに、重点目標である経常収支差額（プラスに転じる）及び経営判断指標の区分「A」段階への移行に向けて改善に努めていく。

【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営]

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。]

<区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

理事長は入学式、卒業式等の式辞で建学の精神に関する訓話を行っている。また、当該短期大学部の教育理念・目的を理解し、職務に当たっている。学校法人藤ノ花学園寄附行為（以下、「寄附行為」という）第14条第6項に、「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」と規定されており、この規定に従って理事長は職務に当たっている。

寄附行為第13条に「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と規定されており、理事会はこの規定に基づき、法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

[区分 基準Ⅳ-A-2 理事会は法令等に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として適切に機能している。]

<区分 基準Ⅳ-A-2 の現状>

理事会の開催については、寄附行為第17条及び第18条の規定に基づき、理事長が理事会を招集し、議長を務めている。招集通知は会議の1週間前までに資料を添付し

て発することとしている。寄附行為第 13 条に「理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と規定されており、理事会はこの規定に基づき、法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

第三者評価に向けて自己点検・評価報告書の作成に常勤理事の一部が関与している。また、理事会は自己点検・評価報告書の提出を受けて、その内容を確認している。

法人の設置する学校に勤務する理事は、認証評価に関する業務を担当する自己点検・評価委員会の委員として役割を果たし責任を負っている。また、日本私立短期大学協会や私学研修福祉会が主催する研修会に出席する他、短期大学基準協会の第三者評価活動にも協力しており、短期大学部の発展に必要な学内外の情報を収集し、必要に応じて理事会に報告して情報の共有を行っている。

厳しい経営環境に対応し、今後の短期大学の発展のため、学内外からの情報収集を基に平成 26 (2014) 年に「豊橋創造大学・豊橋創造大学短期大学部第 1 次中期計画 (平成 26 (2014) 年 10 月～)」を策定するとともに、その財政的な裏付けのために平成 29 (2017) 年度に「学校法人藤ノ花学園経営改善計画 (平成 30 (2019) 年度～平成 34 (2023) 年度)」を策定した。令和元(2019)年度は最終年度に当たるため、次期計画として第 2 次中長期計画(WISTERIA PLAN2029)を作成した。令和 6(2024)年度には、後半に向けて計画の見直しに着手している。

理事には、就任時に寄附行為を資料として手渡して内容を説明しており、寄附行為第 14 条の規定による理事の職務を認識し、豊橋創造大学短期大学部の運営に法的な責任があることを認識している。

理事会は、学校法人の運営に必要な規程・細則等を「学園規程」として 39 本整備している。また、短期大学部の運営に必要な規定・細則等を「短大部規程」として 103 本（うち 36 本は豊橋創造大学と共通）整備している。また、令和 7(2025)年度には理事会にて「学校法人藤ノ花学園 内部統制システム整備の基本方針」を策定し、関連する諸規程の整備を行った。

【区分 基準Ⅳ-A-3 理事は法令等に基づき適切に構成されている。】

＜区分 基準Ⅳ-A-3 の現状＞

本法人では私立学校法第 3 節 (第 29 条～第 44 条) にのっとり、寄附行為第 6 条において理事選任機関を評議員会と定め、第 7 条に理事の選任について定められており、理事の区分・定数は、本学園の大学学長、短期大学部学長、高等学校校長のうち評議員会において選任した者 1 人以上 2 人以内、前号に掲げるもののほか、評議員会において選任した者 3 人以上 6 人以内となっている。理事を選出する際には、選任機関である評議員会において候補者の履歴を説明し、学識及び見識について十分に理解されるよう考慮している。また、理事就任時に建学の精神について理事長より新任理事に説明している。従って理事は藤ノ花学園の建学の精神を理解し、法人の健全な運営について学識及び見識を有する。

＜テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営の課題＞

厳しい経営環境に対応するため、目先の対応に追われ中長期的な経営戦略の策定や

理事会での議論がおろそかにならないように努め、第 2 期中期計画の見直し及びその着実な実行が求められている。

＜テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営の特記事項＞

特になし。

〔テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営〕

〔区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。〕

＜区分 基準Ⅳ-B-1 の現状＞

学長は、平成 7（1995）年より当該短期大学部の教員として勤務しており、大学運営に関する識見を有する。また、学長は理事長を兼務しており、経営面の識見が豊富である。また、学長は建学の精神である「誠をもって勤儉譲を行え」に基づき、実践的教育を短期大学部の教育の柱として、短期大学部の向上、充実に向けて努力している。平成 28（2016）年度より全学の 1 年生を対象に学長が建学の精神に関する 90 分間の講義を行っている。

学生に対する懲戒の手続きは、豊橋創造大学短期大学部学則（以下「学則」という）第 27 条、第 27 条の 2 及び第 28 条第 2 項に定めがあり、学生委員会で審議し、教授会の議を経て学長が行う旨が定められている。学則第 35 条には、「学長は、校務を掌り所属職員を統督する」と定められている。学長の選任は、「豊橋創造大学短期大学部学長選考規程」に基づき実施している。

教授会は、毎月第 2 水曜日に開催され、短期大学部の教育研究に係る学長の諮問機関として運営されている。学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び教育研究に関する重要事項に関しては、学則第 38 条の規定に基づき、教授会で審議した意見を聴取し、学長が決定を行っている。

豊橋創造大学短期大学部は、豊橋創造大学とキャンパスを共有していることから両者共通の審議事項等を協議するために運営幹部会が設置され、基本方針を始め主要な学校行事に関する事項等に関しては、運営幹部会において審議されている。学長は運営幹部会及び短期大学部教授会に出席し、議長を務めている。

教授会と運営幹部会の位置づけは、学則第 36 条から第 38 条に規定されている。平成 26（2014）年度に行われた学校教育法の改正に伴い、平成 27（2015）年 4 月 1 日付で教授会の位置づけと審議事項に関して学則及び関連諸規程の改正が行われた。教授会及び運営幹部会の議事録は、教務課によって作成され、保管されている。

本学の入学者受け入れ、教育課程編成、学位授与の方針（三つの方針）に関しては、平成 22（2010）年度に各学科会議で素案を作成し、教授会にて承認を得ていたが、学校教育法の改正に伴い、平成 28（2016）年度に三つの方針が一貫性を持つかどうか各科で見直し改訂を行った。また、その後の自己点検・評価活動において毎年三つの方針についての点検を行っている。従って教授会において三つの方針に対する認識は共有

されている。また、学習成果の指標に関しては、学科ごとに専任教員が協議を重ね、全ての開講科目を対象に学科の教育目標と個別科目の達成目標の関係を図式化した「カリキュラム・マップ」が作成されている。

各種委員会委員長及び委員は学長が年度当初に指名している。各委員会からの提案は教授会または運営幹部会にて承認を得て正式決定されている。各種委員会には対応する委員会規程が整備されている。

<テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営の課題>

経営改善計画の着実な実行を図るとともに、第 2 期中期計画を着実に実行することが必要である。

<テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]

[区分 基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

<区分 基準Ⅳ-C-1 の現状>

本法人の監事は寄附行為第 22 条の定めにより評議員会にて選任され、第 28 条に定められた職務を行い、法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行状況について適宜監査を行っている。監事は原則毎回理事会及び評議員会に出席しており、法人の財務状況、理事の業務執行状況、各会議の議案・報告事項等について適宜意見を述べられる体制となっている。

本法人の監事は、毎会計年度監査報告書を作成し理事会及び評議員会に提出しており、令和 7（2025）年度決算に係る監査報告書は令和 8（2026）年 6 月 19 日実施の理事会及び令和 8（2026）年 6 月 29 日実施の定時評議員会に提出している。また平成 30（2018）年度から「監事監査規程」ならびに「監事監査計画」を制定し、より充実した監事監査に取り組んでいる。

さらに、監事と法人事務局において監査計画日程表の見直しを行い、令和元（2019）年度より監事監査計画では教学監査を含む計画に改めた。

また、内部監査委員会の委員構成は、総務部長を委員長とし、各委員については法人内の教職員の中から 1 年の任期で理事長が指名することとしている。

[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催され、諮問機関等として適切に運営している。]

<区分 基準Ⅳ-C-2 の現状>

令和 8（2026）年 5 月 1 日時点の評議員数は 7 名、理事は 6 名であり、寄附行為第 32 条を満たしている。本法人評議員会の運営は、私立学校法第 66 条の規定に従って

制定された学校法人藤ノ花学園寄附行為第 37 条の規定による諮問事項に基づいて適正に行っている。

【区分 基準Ⅳ-C-3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。】

＜区分 基準Ⅳ-C-3 の現状＞

会計監査人は寄附行為第 50 条に基づき評議員会の決議によって適切に選任されている。会計監査人は年度を通して法人本部関係部署との連携により期中取引関係書類の調査、内部統制状況の確認、業務プロセスの確認、理事長および監事との面談・意見交換等を行い、決算時には法人の計算書類及び附属明細書並びに財産目録等について監査のうえ会計監査報告書を作成し、監事及び理事会に提出している。

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題＞

監事の業務は適切に行われているが、本法人の監事は 2 名とも非常勤であるため、常に法人側からの情報提供等、サポート体制の整備を心がけている。

評議員について、寄附行為 32 条に定められた卒業生、学識経験者の人数枠を現状では満たしているが、今後とも欠員とならないよう評議員の異動の際に注意する。

監事の業務監査では中期計画の進捗状況等に関する監査を行うとともに、令和元(2019)年度から自己点検・評価報告書の内容等を中心とした教学監査も実施している。また、内部監査委員会が企画した内部監査実施計画及び実施報告書について、監事にも説明・報告し、適宜助言等も得ながら、次期内部監査に臨んでおり、ガバナンスについては現状概ね適切に機能しているが、今後は更なるガバナンス強化のため、法人と大学の管理運営組織が連携し、それぞれの相互チェック機能を更に高めながら、組織運営におけるガバナンス機能の強化に努めていく。

＜テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項＞

特になし。

【テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表】

【区分 基準Ⅳ-D-1 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。】

＜区分 基準Ⅳ-D-1 の現状＞

本学は、高い公共性と社会的責任を有する高等教育機関として、ステークホルダーに対する説明責任を果たすべく、法令等に基づく情報公表および自主的なガバナンス・コードの遵守・公表を以下の通り適切に実施している。

教育情報に関しては学校教育法施行細則第 172 条の 2 に基づき、本学公式ウェブサイト上で関係情報を公表している。

財務情報に関しては、私立学校法第 47 条第 2 項の規定に基づき、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書の閲覧に関する規程を整備し、閲覧の要

望に応える体制を整えている。また財務状況の概要を学内報に掲載し、学生、卒業生、保護者等に送付している。

さらに、広く社会に対する公開性を高めるため、本学公式ウェブサイト上に、学園の財務状況の概要説明、資金・事業活動収支計算書、資金・事業活動収支内訳書、貸借対照表、過去 5 年間の財務比率表、事業報告書、財産目録、監査報告書、学校法人会計及び各科目の説明を掲載し、財務情報の公開を広く行っている。

なお、本学のガバナンス・コードは学校法人藤ノ花学園として「日本私立大学協会私立大学ガバナンス・コード〈第 2.0 版〉」に準拠し、ガバナンスの強化と健全性の向上に取り組んでいる。同コードに対する遵守（実施）状況については、自ら点検しており、その結果を本学公式ウェブサイト公表している。

<テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表の課題>

特になし。

<テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表の特記事項>

特になし。

<基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証評価では、改善計画として以下の記述を行った「経営改善計画の着実な実行を図るとともに、令和元（2019）年を開始年度とする「豊橋創造大学短期大学部第 2 次中期計画 WISTERIA PLAN 2029」の着実な実行を図る。また、平成 30（2018）年度に制定した監事監査規程ならびに監事監査計画に基づき監事機能のより一層の強化を図る。」

これに対し年度ごとに第 2 次中期計画の進捗状況をアクションプランごとに確認している。また、監事は監事監査規定及び監事監査計画に基づき、職務を遂行している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

第 2 次中期計画策定から 5 年を迎え、後半に向けてより具体的な目標と評価指標を定めるべく、第 2 次中期計画を見直し、ロードマップを作成して評価指標の見直しを行う。